

◎議 事 日 程（第3号）

平成24年6月12日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷺野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	大宮 吉満 君
20番	八木 一 君	21番	山岡 幹雄 君
22番	前田 芙美子 君	23番	近藤 健一 君
24番	中村 文子 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
教 育 長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水谷 洋治 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	水谷 勇 君
市民生活部長	五島 直和 君	上下水道部長	加賀 裕 君
消 防 長	横井 勤 君	福 祉 部 長	加賀 和彦 君
業 務 課 長	鈴木 幸雄 君	総務部次長兼 安全対策課長	小澤 直樹 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 服部 秀三
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の7番・石崎たか子議員の質問を許します。

○7番（石崎たか子君）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は引き続き、毎回そうですが、住民・市民からのたくさんの疑問や御意見を取り上げてまいりたいと存じます。毎回、このときの質問はなかなかよい御回答がいただけなく、暗い気持ちになります。

また、昨年3月11日の東北大震災以来、日本全体に豪雨や竜巻、稲光が起こったりしております。悲惨な交通事故や、簡単に人をあやめたりニュースが日常茶飯事のように報じられております。昨日も大阪であったようでございます。この国の行く末を案ずる一人でございます。

この暗い気持ちの中で、私たちは歴史に残る2つの明るい出来事に深い感銘を受けました。とりわけ5月21日の金環日食は、実に932年ぶりとのことですが、名古屋地区でこの様子を見ることができました。前回は、西暦1080年12月14日に名古屋で見られたそうでございますが、生きて、それもその最大瞬間を雲がかかったおかげで肉眼で見ることができ、感激もひとしおでした。今度、この地で見られるのは30年後とかでございます。翌22日は、東京スカイツリーの開業とあわせ、うれしい、明るい気持ちになりました。そして我に返り、現実の身近なことに目を向けたとき、このまちはこのままでよいのかと自問自答をいたしました。このまま本市の行政差別を続けられている現実、多くの市民の皆さんからふんまんやる方ない思いを聞くにつけ、市長さんに今後のかじ取りをいかにされていくのか、お尋ねしたいと思いません。

大項目、特定地区の行政差別を市長に問うでございます。

第1は、下水道事業、佐屋4地区がこの4月1日から市営になりました。平成22年、23年度の4地区の収支報告及び基金残高は、いまだ示されてございません。ここに21年まではこうしていただいておりますが、その後はいただいております。22、23の4地区の収支報告及び基金残高は示されていないので、特に永和台は総会もいたしてございませんし、住民へのきちん

とした説明もいたしておりません。ただ、永和台としての決算報告はいたしました。まず、佐屋、旧佐屋4地区の平成22、23年度、それぞれの収支はいかになっているのか、お尋ねいたします。

また、佐屋中央区と西保地区が平成24年度までに赤字への転落化の資料をここにいただいておりますが、そこで平成23年度の最終状況をお尋ねいたします。各地区の不納額はどのようになっているのかもお尋ねいたします。

永和台クリーンセンターの平成21年度基金残高は、220万の基金取り崩し分を引き3,897万7,848円、そして市営に移行する時点で1,000万円の下水道使用料もありました。一部住民の方から、せめてその金額で道路舗装費としてほしいということを強く要望されました。思い悩み、考え抜き、私は市に納めさせていただきました。

去る5月14日付、上下水道部下水道課から入札結果をいただきました。流域下水道工事に伴う舗装復旧工事として、延長1,159メートル、舗装本復旧工3,640平方メートルを1,942万5,000円で、勝幡町地区と北一色町、東保町の一部とのことであります。

永和台地区コミプラ事業も合併1年前に下水道工事は完成していましたが、当時の町長さんから、工事後すぐに道路舗装の約束を住民にされました。だから、総代から出される一般の舗装道路とはわけが違います。住民の方々から、永和台の下水道工事はまだ完成しないとしきりに言われております。以前にその旨を下水道課に申した折、道路は建設課のほうへ行ってくれと言われました。今回の舗装復旧工事は、下水道課の発注ではありませんか。繰出金は他地区より多く捻出し、3,800万以上の繰出金で、住民の並々ならぬ御協力を思うとき、これはまさに市長の特定地区への行政差別と受けとめていますが、いかがでしょうか。永和台の皆さんに私は申しわけなく思う次第であります。せめて、昨年の大井総代さんが舗装工事を1番に上げてくださったにもかかわらず、なぜ市長は却下されたのかも、ここで改めて市長にお尋ねいたします。一番力をお持ちの総代さんの要望を生かされておらず、もしそれが生かされておれば、こんな質問もいたしませんでした。今思い起こしても、非常に残念な思いをいたしております。もし、市長さんが反対の立場だったらどんなふうにお考えになったのでしょうか。

昨年、平成24年4月1日から、佐屋、旧佐屋4地区を料金統一して市営に移管できるかと、使用料金の推移として4地区の会合もありました。当時、永和台は1立米90円、少しの反対がありました。現在の120円の単価に同調いたしました。この先、全市を市長はどのように統一していかれるのか、いつ全市の統一をお図りになるのか、お尋ねいたします。

以下、自席で質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

まず、平成22年、23年度の収支報告、基金残高についてお答えさせていただきます。

まず、平成22年度の収支状況でございますが、西保で72万8,572円、本部田・東條で207万8,894円、佐屋中央で33万5,671円、永和台で77万5,435円でございます。23年度でございますが、西保で47万2,049円、本部田・東條で37万4,227円、佐屋中央で173万7,098円、永和台で177万5,688円でございます。

基金残高でございますが、西保地区で平成23年度末1,749万6,404円、本部田・東條地区で2,272万2,372円、佐屋中央で2,204万6,234円、永和台で4,173万6,628円でございます。

また、個々の不納額についてでございますが、平成24年4月20日現在でございます。こちらの佐屋地区の管理組合の不納額は、平成23年度分を含みまして1,358万1,390円でございます。その内訳でございますが、西保が347万2,240円、本部田・東條が712万7,810円、佐屋中央が246万2,760円、永和台が51万8,580円。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

地域要望につきましては、総代さんから要望は提出されております。予算の範囲内において、現地の状況等を確認した中で、安心・安全な利用をできるように考えていきたいというふうに考えております。

舗装工事の要望が1番の場合でありましても、予算の範囲内においての条件と現地の状況を判断させていただいた結果ということで、御理解いただきたいというふうに思います。

#### ○7番（石崎たか子君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

ただいま御答弁の中で、基金残高が平成22年と23年度見込みとの差額でございますが、旧佐屋4地区のうち3地区が増額になっています。この原因をお尋ねし、また平成23年度末の最終状況は、先ほどの御答弁から辛うじて黒字で収支されているわけだと思います。しかし、不納額が4地区で1,358万1,390円は、管理組合が始まって以来の金額でしょうか。他の税金のように不納欠損として取り扱いはしておられませんでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

まず、先ほどの金額でございますが、新規加入分によります増額でございます。今まで管理組合で管理しておったものを、今回新規でいただいたもので、新規加入分でございます。また、不納額につきましては、当初から未納額で不納欠損は一切行っておりません。

#### ○7番（石崎たか子君）

それならば、参考資料として、未納料金表をいただきました。その中に、平成18年度不納欠損内訳なるものがあって、17件、55万7,800円とありますが、この農村下水施設のみは、不納欠損扱いをされているのか、八開村の場合だと思いますが、ここに表をいただいておりますが、いかがでしょうか。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

私の聞く範囲内では、不納欠損は行ってないということを聞いております。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

お答えします。

八開地区におきましては、市の市営という形になってございます。当然、使用料等につきましては、税法と同じく5年で一応未納・不納欠損をしておりますので、決算書におきましては上がっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

それでは、今後市からの納付書というのは、今までは役員さんで配らせていただいたものが郵送されてきております。今まではお手紙を、永和台の場合、最終には35万の不納しかないという、ほかと比べて最高が470万も1地区であったということに対して、役員さん、一軒一軒お手紙をつけながら出していただいた、永和台地区の皆さんの御協力に本当に感謝をいたす次第でございますが、今後、この未納金の取り扱いはいかがしていかれるのか。そしてまた、管理委託料ですね。メンテナンスの委託は、組合のときはそれぞれに1地区で払っておったわけでございますが、平成21年度ですと、旧佐屋では4地区3,090万でした。市営になって4地区を多分1つで入札を行われたとは思いますが、旧立田、旧八開と一緒にされたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

#### ○上下水道部長（加賀 裕君）

まず、1点目の将来的なことでございますが、こちら必要があれば法的な手段をとる必要もこれからは出てくるんじゃないかと思っております。

また、2点目の管理組合の関係でございますが、今回、入札を6社で行いました。その関係で、まず佐屋地区が2,895万9,000円で落ちております。立田地区でございますが3,402万円、また八開地区が2,533万6,500円でございます。以上でございます。

#### ○7番（石崎たか子君）

今、部長の答弁からは、3,090万が2,895万になったということ、前々から1社、それも本当に独占みたいにさせてみえたんですが、前から指摘しておったんですが、今6社で入札がかけられたことに大いに私もうれしく、少しでも安く、安くて手抜きをされては困りますが、その辺もきちっと見て、見守って指導していただきたいと思っております。

そして今、建設部長さんから安心・安全のお話がありました。1番でもと言われましたが、大井の場合は、去年は2番、3番もやられました。そういうことで、答弁は私はちょっと腑に落ちないところがございます。使用料金はわかっておりましたが、しかし住民感情として、私も住民の一員として、納得しかねる気持ちで今もおります。公共下水道工事に伴う道路復旧工事で、前年度が仮舗装のままのところと御答弁がありました。これは永和台とは何ら変わりがないと存じます。ここで、住民から寄せられました言葉を申し述べます。

平成16年以来、永和台700軒の繰出金4,900万と書いてあったんですが、基金が3,800万で、そして使用料金が1,100万のことだと思いましたが、貴重なお金が使われている。このお金がどのようになっているのかただ義務が石崎にあり、最高責任者の市長に答える義務がある。これは、ただの質問ではない。お金を納めた人の問題である。何年もほうっておかれた事実がある。要望してもうやむやに先送りをされている。管理組合の認識では、下水道事業の完成は道路舗装工事と一体のものであり、いまだ完成を見ないのは行政の不作为である。不服を申し立てる。

ここで行政の不作为であると、この方は言うておりますが、現に公共下水事業の道路舗装は、本復旧まで続きでやられるではありませんか。永和台は、完成1年後に合併になり、要望を続

けておったわけですが、外周りと中央のところをやっていただいただけでございます。旧佐屋4地区での協議の折、永和台では市営になるのを反対されたと思ったと、他地区の方々から1立米が90円から、最終的にはどんなになるかまだわかりませんが、市長は余剰金として繰り出したお金は、高所大所からごらんになり、何に使われているのかおわかりのことと存じます。痛いほどおわかりなら、今回は永和台に対する行政差別を解消していただきたいと存じますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

おはようございます。

石崎議員の質問にお答えをいたします。

それぞれ担当が説明を申し上げました。料金の内容につきましては、下水も上水もそうであります。合併をして幾つかの過程を今歩んでいるところでありまして、これは佐屋地区だけではありません。立田、八開、佐織もそうであります。佐織も、上水は値上げをしつつ、統一に向けて進んでいるわけでありまして、今御指摘いただきました下水の料金体制も、今後また見直しもかけながら全体的な数値にしてまいらなくてははいけません。そんなことで、これも御理解をいただきたいと思えます。

そして、地域要望の件でありますけれども、この件、合併をして間もなくでしたか、石崎議員さんから旧佐屋のお話などもされました。そして、幹線道路は整備をしまりました。そして、愛西市全体を見て、まだ幹線道路も整備をしていないところ、あるいは新しく道路整備、あるいは側溝工事、あるいはふたをしていないところなどなど、たくさんあるわけでありまして、その中で、これも担当が申し上げました地域地域の、少しでも危険度を、例えば側溝にふたがなければ、あるいは側溝のほうが安全対策上すべきだということで、判断はそれぞれしつつ、進めてきているところでもありますので、これも御理解をいただきたいと思えますし、合併をして8年目を迎えたわけでもあります。全体的に統治をすべく、4地区のそれぞれの事情がある行政をまとめていかねばなりません。ですから、いろんな面でまだ住民、市民の皆さんに、これからも御無理やら、我慢をしていただかなくてはいけない内容があるかと思えますけれども、その点はどうぞ御理解をいただきたく思います。以上でございます。

**○7番（石崎たか子君）**

先ほども私が申し上げました「差別」を広辞苑で調べてみました。差をつけて取り扱うこと、分け隔てと載っておりました。差別待遇は、待遇に差をつけて人をあしらうこととなっております。

先ほども、建設部長からも御説明がありましたが、なぜ肝心の総代が、一番私たち議員の言うことよりも、とうとい総代の出された要望1番を、なぜ市長は却下をされたか、市長さんに改めて、初めてでございますが、聞かせてください。

**○市長（八木忠男君）**

却下という言葉、あるいは差別という言葉ですが、先ほど申し上げましたように、安全上、こちらのほうがベターだという判断のもとで、側溝なり、そうしたことを進めてきていると思

います。ですから、その点も御理解をいただきたいと思ひますし、差別という訳を申されまし  
たけれども、これもまだまだ合併をしていろんなことを進めてきました。保健センター、ある  
いは期日前投票で本庁舎へ来ていただかなくてははいけません。2町2村のそうした流れ、全  
体的なこともあるわけでありまして、それを一つ一つ差別的なというようならえ方をしていた  
だきますと、一緒になってやっていく上で大変苦しゅうございます。ですから、これからも、  
各支所はそれぞれ残しますけれども、まだ本庁舎へ来ていただかなくてははいけません。すべて  
そういうことでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

#### ○7番（石崎たか子君）

まだ、どうして却下されたかということ、本当に5年も6年も前から1番に、去年出したと  
ころは要望をいたしておりました。そして水が、雨の後2日も3日もたまっております。そん  
なところを、市長さんは最初には永和台を二度ほど歩かれましたか、それで中央の道も、公用  
車で結構ですが、一度永和台の中へ入っていただきたいと思ひうわけでございます。

私が特例地区の行政差別と申しましたのは、こんな事例があるわけでございます。以前の議  
会で、旧地区から引き続き償還しているものはお尋ねをいたしました。その折の御答弁が、  
親水公園の体育館と申されました。旧佐織町時代に建設された佐織中学校は、当時17億円の建  
設費と記憶いたしております。住民の方から、まだ佐織中学校の償還は終わっていないのかと  
いうお尋ねがあったので、調べていただきました。義務教育施設整備外で、ほかで合併してか  
ら市で返済を続けられ、あと20年から25年、6億1,900万円の償還をしていかなければなら  
ないようでございます。永和台の皆さんにこれだけ、これを差別を思われぬ市長さん、この  
事実をお話する場といつても、きょうは傍聴にもたくさんおいでいただき、公僕としての市長  
を見ていただいております。例えば、永小、永中のトイレ問題は、以前議会でも質問していた  
いただきましたが、いまだ解決されていないようでございますが、佐織中学校との格差をどのよう  
に市長はお感じになっておりますか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

それも格差ということをおっしゃると、これは2町2村が合併する前から、そうした事業を  
進めてきた、建設をしたということでありまして、それは親水公園しかりであります。合併し  
てから、佐屋地区でありますと斎苑の建設、そして給食センター、これもどうしてもしなくて  
はいけない事業でありますので、箱物という言葉を使われましたけれども、決してそうではあ  
りません。ですから、もっともっとそうした大局的な面で見えていただきたく思ひますし、斎苑  
の駐車場が広いとおしかりを議員からいただきました。無駄だということ。しかしながら、結  
果的には、もう数回道路へとめていただいた状況もあるわけでありまして、私どもではよかつ  
たかな、そんな判断をしているわけでありまして、どうぞ他の議員の皆さん方のそうした御  
意見も聞いていただきながら、全協の場でもまた結構でありますので、いろんな御意見を承れ  
たらと思ひております。よろしくお願ひいたします。

#### ○7番（石崎たか子君）

斎苑問題まで及ばれるとは思ひてもみませんでした、あれは、やはり今もって皆さんが使

い勝手に悪いということの、少しは改善をしていただいているようでございますが、私ども、本当にできた以上は皆さんで使ってほしいという思いはいたしておりますが、依然、佐織町の方はセレモニーホールはお使いにならないようでございます。本当に、格差ということでは言われないにしても、永和台の道路舗装が、団地ができてから40年を、44年からございましたので過ぎております。団地の南側が開発造成されたときにのみ道路舗装がされて、そのままでございます。先ほど市長さんも言われました、団地の周り中央以外は一度も舗装がしていただいていませんし、去年1番としたところは、先ほども申しました、五、六年も前から上げて、それも総代さんがということ、とても去年はショックでございました。それが、はっきり私が反発したということで永和台の皆さんにこんな嫌な思いをさせられる理由が、また市長としておありでしょうか。繰り返しになりますが、その辺御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

反発をしたから云々ということは決してございません。議員から御指摘いただきましたもったいないこと、あるいは我慢していただくことはして、無駄を省いて、少しでも財政を守っていきなさいという御指摘もいただいているわけでありますので、きょうも佐織の方、斎苑のほう使っていただいているようでありますので、決して使われていないということではございませんので、きちっと事実を事実として、今まで何回も使われておりますので、理解いただきたいと思います。

#### ○7番（石崎たか子君）

斎苑と申しましても、大抵お通夜はほかでやって、最後火葬のほうは必ず皆さんが、市民ならば来なければいけないところがございますので。そして、いまだ却下の意味も、何回前からもお答えはなかったんですが、じゃあ、ことしそれを1番、水はね、周囲のおうちに迷惑をかけている解消はしていただだけませんか、単刀直入にお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

今、5月に各地域要望を出していただいて、担当が判断をして進めてきているところでありますので、修繕でよければまず修繕、そして再舗装、あるいはいろんな手法はあろうかと思っておりますので、それはまた担当のほうで判断をして進めていくと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○7番（石崎たか子君）

それでは、ことしは大井の総代さんのほうで、去年の1番を2番ということで上げていただいておりますので、建設部長さん、本当に来年は市長選がでございます。皆さんは一挙手一投足を、市長の態度を見て、きょうはこんなにたくさん傍聴に来ていただけたとは思ってもみななかったんですが、市長のやる気というのか、公平・公正にやっていただいている姿、皆さんに映していただきたいという思いでいっぱいでございます。私も、これらの質問をいつまでも引きずってたくはありません。かつては市長を応援させてもいただきました。永和台では、市長と親戚づき合いをされている方もあります。早く前に進めていただきたい。本当に、ぜひとも市長さんのほうからも、ことしそこを、2番ですけれども、1本はやるということのお約束を願えませんでしょうか、無理なお願いだと思っております。

**○市長（八木忠男君）**

何度も言うようでありますけれども、全地区、愛西市市民、皆さん共有しながら、トータル的に全地域を見させていただいて、進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○7番（石崎たか子君）**

佐屋地区では4地区、下水のほうをかつて佐屋町時代にやっていたいたんですが、皆さん復旧工事として舗装もされております。中央地区の金棒なんかは3年新しくなって、また掘り返してみえることも私は前の議会で指摘をいたしました。そして、愛西市の特定地区という認識はないという質問の趣旨は、舗装工事の件ではないかということも言われましたが、そればかりではなくて、行政差別の中に、昨年度の総代さんが発言してくださった、行政差別第2として行政区の問題もあります。大井町はついに1,500軒の世帯を超えたわけでございます。10軒や40軒でも1人の総代さん、飛島村と同じ人口の大井町、それとの格差をいつまでもそのままにされるおつもりでしょうか、市長にお尋ねいたします。

**○市長（八木忠男君）**

この件も、何度もこの場でも答弁してまいりましたし、合併して統一するときに、いろんな町内へお邪魔して、一本化、まず1つの形でということでお願いをしてくまして、見直すことも発言をしてまいりました。いましばらく現状で進めてと思っております。

**○7番（石崎たか子君）**

でも、一番の肝心なことじゃないでしょうか。「行政区」というのを本のほうで調べてみますと、600から700軒が1つの行政区として割り振りするということで載っておりました。これも前の議会でも申し上げたと思いますが、10軒で1人、その一番の問題は、今の舗装工事などに関する事かと思いますが、1,500の大井町で1番は1つという、これも格差だと思うんですが、どうでしょうか。もうこの問題に手をつけていただけない市長さんであるならば、私どもまた考えなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

そういった大きな行政区、また小さい行政区があるのは事実でございます。これは、別段それがために格差が生じるとか、そういうものではございませんでして、私ども行政区の規模に応じた案分体制で、公平にバランスよくいろんな事業を行っていると思っております。

**○7番（石崎たか子君）**

それで、前にも建設部に行かせていただいて、何町が幾らの人口に対して舗装の予算をとっているか調べさせていただいたんですが、1つの工事に、ここも何町、何町と入りまじって、自分で調べることができないということがわかりました。そんなに入り組んで出て、そして1,500世帯、4,800人、5,000人のところと、10軒、40軒のところの割合をどのようにしているのかなど、そのとき疑問を生じたままでございますが。こういうことも、まず一番大事な行政区の見直しも進めていただかなければいけませんし、財産としては、市長が立候補のときに、マニフェストには永和駅の駅前開発を二度も上げておられました。お答えは、津島市長が何も

やらないからということで、今何も進んでいないわけでございます。永和駅の周辺は、特例区として本換地が済んでないところがございます。調べさせていただいたら、大井神社の土地五、六坪、それから旧永和村の土地もございました。それを、その地元の方が早く一本化というのか、あそこをきちっとしてほしいというもとに調べさせていただきましたが、私としては、何ともやることはできません。市のほうに何とかお願いしたわけでございます。こういう行政差別ということで、行政の不作为と言われる案件、また何を言っても、きょうもきつとしたお答え、1番がなぜどのようにして却下をされたのかも、お答えもないままでございますが、市長は旧佐屋、佐屋駅とか永和駅をどのように開発していかれるのかといたら、おいおいやっていくということが言われたわけでございます。いつ手をつけられるのか、佐屋地区の方々は不満に行く先々で募らせておいででございます。

私は、ここで管理組合が結成された折から種々御指導いただいた上下水道課伊藤次長初め、業務課の皆さんに、平成3年からのコミプラ事業から、この3月31日まで指導してくださったことに対して、改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、永和台で下水負担金基金として、くしくも繰出金と同じような金額でございますが、3,800万を750軒余りの方々に無事返金をすることができました。あと8軒になりましたが、15年前のことで、なかなか行方がわからない方がございますが、皆さんにお返しするまでの私の責任だと思っておりますが、これも大きな喜びでございます。

そして、最後でございますが、来年には先ほども言いました市長選挙がございます。市民の皆さんがいかに審判を下されるのか、どうぞこの最後の1年でございますが、公正・公平な行政をしていただけるよう、自分の指針はやめて大きな心で当たっていただくことをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて7番議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の8番・竹村仁司議員の質問を許します。

#### ○8番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って経費削減対策についてと、地域の防災・減災対策、防災教育対策についての2点を質問させていただきます。

大項目の1点目として、経費削減対策について質問させていただきます。

昨年3月11日、東日本を襲った大震災は、天災の恐ろしさとともに、国を初めとする関係機関の防災に対する考えの甘さを露呈する形になりました。それは、この国のあり方から問われる問題となり、現在もなお迷走中であります。

さらに、広範囲に長期にわたる甚大な被害をもたらした東京電力福島第一原発事故は、日本のエネルギー政策の大転換を迫りました。政府は、原発依存からの脱却の必要性を一般の国民と共有し、エネルギー基本計画の抜本的な見直しの議論を進めています。しかし、稼働原発ゼロの実態が現実化し、当面の電力需要をいかに賄うかという難題が立ち上がったとき、このままでは夏場の電力供給不足に陥る恐れがあると、野田政権は安全が確認された原発を再稼

働させる政治判断へとかじを切りました。原発に頼らざるを得ない現在の構造をいかに脱原発へと段階的に進めていくのか、国民の安全と経済の維持をにらみながらの中・長期的なエネルギー政策のあり方の議論は、国の将来像に直結するとともに、私たち国民一人一人がしっかりとした議論のもと、決断を下していかななくてはならないものと考えます。

こうした国のあり方が問われる現在、地方自治体である私たちは、私たちの住むまちの経済のあり方を考えなくてはなりません。消費税の増税が叫ばれる中、各家庭においては、当然のように節約・倹約が最優先の生活課題となっております。当然、市の行政においても経費削減が叫ばれなくてはなりません。そうした中で合併8年目を迎え、合併10年の総仕上げともいえるべき庁舎の統合が進められております。この庁舎統合こそが、本市における最大の経費削減対策であることは間違いのないものであると思います。そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目の1点目の質問として、合併当初、市民生活のサービスの低下を防ぐために、4庁舎での分庁方式をとったものと認識しておりますが、この4庁舎の分庁方式から今日の庁舎統合に至ったのは、当初の分庁方式での経費の見込みに問題はなかったのか、お伺いします。

次に、2点目の質問として、庁舎統合による経費削減として、具体的に人件費、光熱費等、どの程度の削減効果を試算しているのか、現状と庁舎統合後に分けて、金額でお答えをお願いいたします。

そして、3点目の質問として、冒頭に申し上げた日本のエネルギー政策の問題です。特に、電力に対する考え方であります。当然、電力は大きな経費の一つであり、この数年電力の自由化が叫ばれています。特定規模電気事業者、いわゆるPPSも耳なれた言葉となり、平成11年以降、小売分野、一般への電気の販売の自由化対象の範囲が段階的に広がっています。小売分野では、平成16年に電力需要全体の約4割に拡大され、さらに平成17年4月現在では、自由化の範囲が6割強まで拡大をされました。こうしたエネルギー政策に関して、本市の年間電気使用料をお伺いし、電力の自由化に対する動きについて、本市としてはどのような対応をお考えか、あわせてお伺いします。

次に、大項目の2点目、地域発の防災・減災対策、防災教育対策について質問いたします。

冒頭に述べた、東日本大震災で露呈した我が国の防災に対する危機管理能力を自助・共助・公助の立場から推察すると、ある大学教授いわく、自助の占める割合が7割、共助が2割、公助に至っては1割であると断言されています。これは、いざ災害が起きてしまった段階では、自助が最大の力になるとの提言であり、そこに力点を置いた防災対策の必要性を述べられたものと思います。

そしてもう1点、防災教育対策、防災教育行動と言ったほうがいいかもしれませんが、皆さんも釜石の奇跡という話を聞かれたかと思います。ここには、まさに教育の大切さが込められています。岩手県釜石市の市内小・中学生の99.8%にわたる2,921人が無事避難して助かることができたという話です。この陰には、数年にわたる群馬大学の片田敏孝教授の防災教育がありました。東日本大震災の平成23年をあらわす言葉として「絆」が選ばれましたが、まさにこ

の言葉を実践したのが釜石の奇跡であると言っても過言ではないと思います。

そこで、小項目1点目の質問として、復興元年の本年、さまざまな形で防災対策の見直し、拡充が図られるわけですが、本市の平成24年度一般会計予算にも計上されています自主防災組織活動費2,047万5,000円ですが、具体的に市としてどのような自主防災組織をつくり上げていきたいのか、そのためにどのような支援が市としてできるのか、お伺いします。

2点目の質問として、防災教育・防災行動の問題ですが、釜石の奇跡に関してはさまざまな示唆を含んでいると思いますが、本市の防災教育に対する考え方をお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。あとは自席でお尋ねをしますので、よろしく願い申し上げます。

### ○総務部長（石原 光君）

それでは最初に、私から御質問に対して順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の分庁方式での経費の見込みの問題でございます。合併当初の分庁方式での経費の見込みに問題はなかったかという御質問でしたが、議員からも御発言にございましたように、合併後の市民生活に混乱を招かないように、行政サービスの提供内容と提供場所が合併前と変わらない方法、いわゆる分庁方式及び総合支所方式という併用な方式をとってきたのが現実に至っているわけであります。

そして、これは議員各位御案内のとおり、合併協議の中でいろいろ協議がされてこういった方式を採用し、今日に至っておるわけでありますけれども、やはりその時点で分庁方式と総合支所方式、それぞれのメリット・デメリットが当然ありますので、そういったものをきちっと整理した上で当時協議がされて今日に至っておるという過程を含んでおります。

そして、御質問がございました経費の面での議論でありますけれども、やはり住民サービスというものを優先に合併協議の中では議論されておまして、一部経費的な問題も確かに出しておるのは事実でありました。維持管理的なものも当然話題には上がっておりますけれども、やはり合併協議としては住民のサービスが低下してはいかんという方法でそういった選択がされて、御質問にございました経費の削減についての定量的な維持管理経費についての大きな議論といたしますか、維持管理費の面で判断をされたというとらえ方は、私どもはしておりません。くどいようですけれども、そういった住民サービスの目線に立って、こういった方式が進められておるといふような現状でありますので、議員から御質問がございました当初の見込みに、その検討内容に問題がなかったのかと、あったのかというとらえ方がありますけれども、そういう過程からいきますと、それに対して問題はなかったというふうにとらえております。

それから、2点目の統合庁舎に係る経費削減の問題でありますけれども、まず統合庁舎に係る人件費の削減という目線の中で、まず1つお答えをさせていただきたいと思います。

統合庁舎による人件費の削減効果、既にこれは以前議員各位にも御報告申し上げておりますように、庁舎検討委員会の中で削減的な試算といたしますか、そういったものもしておるわけでありまして、特に人件費の関係につきましては、それぞれ4つの庁舎がありますので、当然この本庁へ来る間、あるいは庁舎間の職員の移動というのは受けてきているわけでありまして、

それを人件費に置きかえて試算をした削減効果というものは、検討報告書の中にきちっと示しております。そして、新たに統合庁舎ができるわけでありませけれども、そんな中で具体的に人件費がどれだけ削減になるのかということについては、具体的な額を今この場でお示しすることはちょっとできません。やはり統合庁舎ができた中で設備関係、あるいはそういったものの実施設計へ入っていくわけでありませけれども、そういった中でいろんな数字というのは出てくるものでありまして、現時点でこうなりますよと、具体的な人件費の削減についてお示しをすることはできませんので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、庁舎間の移動経費、これもあくまでも試算でありませけれども、そのときの庁舎間の移動に伴う人件費の削減効果としては、約486万ぐらいの削減効果が出るだろうという試算額は示されております。

それからもう1つ、大きな削減の関係で光熱水費の問題がありますけれども、現状、当然ながら統合庁舎建設改修工事、それから支所の問題も含めてでありますけれども、現状の4庁舎の光熱費を数字的に申し上げますと、合計で約年間2,430万円、これは4つの庁舎の合計でありますけれども、それぐらいの電気・ガス・水道料、こういった光熱水費がかかっておるといのが現状であります。そして、御質問ございましたように、完成後の光熱水費につきましては、ごらんとおり今実施設計に入っておりますので、具体的な数値を申し上げることはこの場ではちょっとできません。これは御理解いただきたいと思ひます。

そんな中で、先ほど議員のほうからちょっと触れられましたように、支所の施設規模の縮小、あるいは統合庁舎による効率のよい、当然熱源的なものを採用していくこととなりますので、必然的にそういう光熱水費を含む維持管理費を、現在より縮小といいますか、抑制といいますか、そういったものが書けるように、当然検討していくという考え方で今進めておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、電力自由化の関係につきまして、いろいろ御発言をいただいたわけでありませけれども、まず23年度の電気使用料、これは愛西市全体でございますけれども、全支所に係る電気使用料の関係でございますが、2億6,922万2,000円という電気使用料の決算額が出てくるんではないかなというふうにお願ひしております。

そして、この対応につきましては、昨年もほかの議員さんのほうから電力自由化の関係については御質問いただいております。それで、当然愛西市のスタンスとしては、積極的に取り入れるものは取り入れていきたいという考え方は変わっておりませせん。ただ、昨年3月の東日本大震災後、原子力に頼らない電力の需要、いわゆる特定規模電気事業者（PPS）の入札参加が一方では減っていますよと、そんなような情報もいただいておりますので、そういった問題も確かにありますけれども、先ほど申し上げましたように、市のスタンスとしては取り組めるものは取り組んでいきたいと、そういった考え方に変わりありませんので、引き続き積極的に勉強していきたいという考え方でおります。

それから、防災の関係でありますけれども、防災対策の関係、自主防災組織を絡めて御質問いただいておりますけれども、御案内のとおり、自主防災会に対しての活動備品、今年度予算

を計上させていただいております。それで、まず現状の自主防災組織の活動について若干触れさせていただきますと、170近い組織はできております。ですけれども、一般的にモデル的な活動を、この場でこういった具体的な活動がありますよという取り組みについて事例を申し上げるといいますか、なかなかその部分がまだまだないような状況ではないかなというふうに見ております。そして、当然ながら大規模災害が発生した場合に、自助・共助・公助ですね、その公助が住民の皆さんに届くまでの間は、やはり地域内での助け合い、自助・共助、あるいは互助というものも出てきますけれども、それが非常に大切でありますので、当然ながら地域全体の防災意識が高まれば、やっぱり減災といえますか、そういったような対応もできてくるんじゃないかなというふう考えております。

そして、自主防災組織というのが、当然ながらまだ愛西市は100%になっておりませんので、100%に向けて我々も一応今進めておりますけれども、今回、当初予算でお願いしました備品の補助を有効に活用していただいて、地域の防災力を高めていただけたらなというふうに私も思っておりますし、必要に応じて市のほうとしてもバックアップはしていきたいなという考え方で、現状としてはおります。以上です。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

防災教育についてお尋ねをいただきました。今回の釜石の奇跡につきましては、東日本大震災は、学校の管理下で発生をした地震・津波の災害として、今までに経験のない対応が迫られたと、いろいろな課題が示されたということを感じております。これまでも、地震・気象災害が繰り返して発生してきており、当地域におきましても東海・東南海地震、南海地震等の震災や気象変化による自然災害の発生は避けて通れないと思っております。

釜石の奇跡に関しては、確かにさまざまな事柄を学ぶことができました。学校の立地する環境や学校の規模、通学する児童・生徒の年齢や通学の方法など、各学校によって状況はさまざまだと思っております。そんな中、本市の取り組みとしましては、地震発生時における初期の基本行動、緊急地震速報を有効に活用させていただき、また自然災害についても、気象情報等の情報を把握し、少しでも早く初期対応の行動に移ることということで訓練をしております。机の下に避難したり、頭を守り校庭へ避難したり、校庭へ避難した後、安否確認をしたり、人数の確認をしたりという基本的な行動を徹底するというところで進めさせていただいております。こんな状況の中、初期行動の大切さを学ばせていただいたというふうに思っております。以上です。

#### ○8番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をいただきありがとうございました。順次、数点にわたり質問をさせていただきます。

大項目の1点目の経費削減対策についてですが、合併当初の分庁方式の経費の試算、ランニングコストについては、具体的な数値が示されていなかったというふうに理解をしましたが、合併の目的は、各2町2村の経費の削減が目的で、サービスの向上が目的ではなかったというふうに思います。そのことを踏まえると、合併当初になぜ庁舎統合をしなかったのかという疑

間が残ります。この8年間、4庁舎の分庁方式という形で経費を使ってきたわけですが、今このときに庁舎統合を行うことの明確でわかりやすい理由を市民の皆さんに示すとともに、完成後の庁舎メリット、本市に果たす役割を明確に示すことが大切と考えますが、この点をお伺いします。

○総務部長（石原 光君）

合併の関係で庁舎が果たす役割という御質問をいただきました。今、若干今回の統合庁舎に至る経緯について議員が触れられました。やはり合併をいたしまして8年、いろんな状況が変わってきているのが実情でありますし、今回の統合庁舎に向けては、この議会のほうでも再三考え方についてはお答えを申し上げてきました。そんな中で、いよいよ実施設計に入って、今統合庁舎の建設に向けて進めておるわけでありまして、やはり統合庁舎が果たす役割というのは、合併した私ども愛西市にとって大きな一つの役割を果たすんじゃないかなというふうに思っております。

1つは経費の削減と、再三議員のほうから御質問いただきましたように、今4つの分庁方式をとっているわけでありまして、そこにそれぞれの職員が入っておるわけです。それが1カ所に集約できれば、当然1つは効率性と経済性というものが出てくるでしょうし、先ほど言いました庁舎間の移動というものも解消されますし、それから電力等の削減も若干ではありますけれども、そういった削減も当然出てくるというふうに思っております。

それともう1つ、我々行政サイド、市政を進める上での一つの拠点の場となるんじゃないかなあと。これも市政全般にわたる行政の拠点ということで、一つのシンボリックな実現になるんじゃないかなあと、これはどこの市町でもそういったような考え方が当然だというふうに思っております。

それから、人に優しい庁舎、これは今本庁舎でも会議室等、いろいろ四苦八苦してやりくりをしておるわけでありまして、今回新しい庁舎が整備されれば、やはりそれは人に優しい庁舎、いわゆるバリアフリー化された、市民の皆さんだれもが利用しやすい庁舎に生まれ変わるというのも一つの役割ではないかというふうに思っております。

それから、災害時の関係です。1つは防災の拠点になるということです。災害対策や市民の安全確保、当然ながら災害時の指揮命令系統が発信できる場所の確保という形にもなると思っております。

それからもう1つ、市政の拠点とあわせまして、4庁舎それぞれ地域のいろんな思いがある中で合併したわけでありまして、今回、統合庁舎ができることによって、やはり市民の皆さん方の一体感というものがでてこなければいけないというふうに思っております。ですから、そういった目線でも市のシンボルといいますか、その果たす役割というのが非常に大きいんじゃないかなというふうにとらえ方であります。以上です。

○8番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

具体的な経費の削減効果に関しては、市民の皆さんに庁舎統合を理解していただく上で非常

に大切になると思います。合併当初には、当然合併前の4庁舎の経費と合併後の分庁方式、総合支所方式での試算というものがされたはずです。私も、サラリーマンの折には、管理職の一員として在籍しておりましたので、何を行うにしてもすべて報告は数字でした。今、まさに行政で市民の皆さんの税金を運用して仕事をするわけでありますので、これまでの分庁方式での経費の実態、統合庁舎の折の試算は数字で示していくのが本意ではないでしょうか。現時点では出ないにしても、実施計画後、終了の折には数値として効果を示されることを望みます。さらに、経費削減において市民の生活がより豊かになることが大切であると思いますが、この点についてお伺いします。

○総務部長（石原 光君）

御意見のとおりであります。確におっしゃるとおりでありまして、当然この統合庁舎につきましても、皆さんからお預かりした税金を投入することに間違いありませんので、先ほど言いましたように実施設計を進めていく中で、やはり数字的に示すというのが当然行政側の責任になるというふうに思っておりますし、それと、やはり先ほど申し上げておりますように、光熱費一つとっても、設備一つとっても削減ができるように、実施設計の中で、今作業部会のほうでもその内容を詰めておる段階でありますので、そういった削減ができるように進めてまいりたいと。そして、当然ながら削減がされた経費というのが、これもまた税金でありますので、幅広い市民サービス、市民の皆さんが提供を受けられるサービスに活用していただくことができるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○8番（竹村仁司君）

ありがとうございます。ぜひ削減に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の電力の自由化に関してですが、愛西市の年間電気使用料が2億6,922万2,000円という回答をいただきました。PPSの導入に関しては、施設ごとに行うことができます。本市と人口が同じぐらいの知立市では、16施設に対してPPSを導入し、導入施設の年間電気使用料が6,187万円で、年間で317万円の削減ができ、率にして5.12%の削減率になるという結果が出ております。この数字を多いと見るかどうかは別にして、少なくとも削減できているということは間違いなく、むしろこのような社会情勢の中でこれだけの削減効果があるのであれば、導入するのが妥当であるはずであります。入札に関して懸念を抱かれているようですけれども、特定規模電気事業者（PPS）にはダイヤモンドパワー、サミットエナジー、エネット、エネサーブなど、全国に50社以上あります。さらに、この特定規模電気事業者と提携し、顧客にかわって電力調達先を選定し、交渉する仲介業者、エネルギーサービスプロバイダー（ESP）という組織もあります。ただ、入札においてPPSとESPを同じ土俵に上げるということは、業務の違いがあるので無理かと思われまます。どうした契約を行うことがより多くの削減効果が得られるかという点も大切な観点であると思います。この点についてお伺いいたします。

○総務部長（石原 光君）

契約の手法というふうにとらえたんですけれども、知立市の例を挙げて議員のほうから申されましたように、知立市さんはESPという方法でやっておみえになるんじゃないかなという

ふうに理解をしております。それで、先ほど申し上げましたように、市の考え方といたしますのが、やはり電力対応といたしますか、取り組めることは取り組んでいきたいというスタンスに変わりありません。ただ、議員から今申されましたように、PPSがいいのかESPがいいのか、これもこれからよくその内容を勉強していきたいというふうに思っておりますので、どちらの手法を選択すべきか、知立市さん以外もいろいろ取り組んでみえる自治体もありますので、一度その辺もよく勉強させていただいた中で実施していきたいなというふうに現状としては考えております。よろしくお願いいたします。

**○8番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

市として、PPSの導入に関しては非常に前向きで検討中ということがわかり、安心しましたが、どうせやるのなら一日でも早くやるのが削減効果の実現につながると思います。市長にも、電力自由化に関しての見解をお伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

竹村議員の質問にお答えをいたします。

PPSの話、担当が申し上げます。以前、竹村議員から、大変PPSに詳しい方のお話を聞く機会をいただきまして、その後、新聞報道で先ほどお話ししましたような状況が、入札の辞退とかいろいろなことがあるということも出てきたことも事実であります。これも総体的に今後の課題としてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○8番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。よろしく御検討のほどお願いします。

次に、大項目の2点目の地域発の防災・減災対策、防災教育対策について質問させていただきます。

1点目の自主防災組織活動費でありますけれども、各地域の自主防災会においては取り組み方が違うと思えますし、そういった御答弁もいただきましたけれども、冒頭でも述べましたように、いざ災害が起こったときに、まず頼れるのは自助であると思えます。この結果から言えることは、大切なのは、セルフディフェンスという言葉がありますけれども、自分や自分の家庭・家族は自分で守り、自分のまちや自分の隣人たちは自分たちで守るという心であります。まず、自分の家から火を出さない、被害を出さないための準備をする必要があります、その準備ができれば、地域やまちを守るため自主防災組織に加入をして、地域防災に協力していくということが必要になるかと思えます。

防災というと、地震・火災・水害等が一番に浮かぶわけですし、現在、東日本大震災という大きな災害を受けて、自主防災会の必要性というの求められているわけですが、もう1つの側面からいいますと、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法制というものの中に、自主防災組織の役割を非常に期待するということが示されていまして、自主防災組織は大規模地震対策をそもそも想定して生まれた組織ですけれども、近年の社会状況に応じて、テロですとか、有事の場合、地域安全の観点から市民防衛という位置づけも

されております。こうしたことを考えていくと、今年度予算である自主防災組織活動費を、各地域にお任せではなく、市として方向づけ、意義づけが必要と考えますが、この点についてお伺いします。

**○総務部長（石原 光君）**

まず、議員が申されましたセルフディフェンスでありますとか、先ほど私が申しあげました自助・共助、こういった能力を上げていくには、やはり個々の防災意識ですとか、地域の防災力を向上させていくということが、これからまちづくりを進めていく上にも大切ではないかなというふうに思っております。

そして、先ほど自主防災組織、備品補助も踏まえてお答えをしたわけでありましてけれども、現状はまだ100%達成されていないという状況の中で、いわゆる地域の実情に応じた防災訓練の実施をこちらからやってくださいよというのが、すべてではありませんよ、そういったようなとらえ方も一部あるのではないかなというふうにとらえておりますので、そうではなくて、先ほど申しあげましたように、やはり補助金一つを活用してうちはこういうのをやるんだと、そういったみずから積極的な活動に取り組んでいただく姿勢というのが、そういった体制づくりというのが必要じゃないかなというふうに思っています。そういうような中で、先ほど議員が申されました方向づけとか義務づけ、義務づけという言葉がいいかどうかはわかりませんが、将来的には、そんなような形をつくることによって自主防災組織の強化というものが確立できれば、それも一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

**○8番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

本当に、これは行政と市民との協働作業になると思いますので、お互いに意見を言い合い、またどうした方法がいいのかということを出し合って進めていくべきものだと思いますので、今後さらに防災組織としての一体感、または協調性というようなものを出していくということが大切かと思えます。

もう1点、新たに防災活動専門員の配置がされているわけですが、この方の役割というのは非常に大切になってくると考えますが、この点お伺いします。

**○総務部長（石原 光君）**

防災活動専門員、自衛官のOBの方をこの4月から安全対策課のほうに1人採用していただきました。これは、当然ながら安全対策課の組織の強化とあわせて、人的強化という部分で、非常にこれからこの活動員さんの役割というのは大きくなっていくんじゃないかなと思っております。そんな中で、今4月から3カ月たったばかりでありますので、とにかく安全対策課の事務全般について、まずかかわっていただいているのが現状であります。

そして、先ほど私が触れましたように、自主防災組織の充実といいますか、訓練一つもそうでありますけれども、みずからの経験を生かした中で、自主防災訓練にこちらから入っていただいて、いろんな助言指導をしていただくというのも一つではないかなというようにとらえ方をしておりますので、徐々に現地へ入ることも出てくると思えますけれども、そんなような考

え方で活躍といいますか、やっただこうかなというふうに思っております。

#### ○8番（竹村仁司君）

当然給料も払っているわけですので、ぜひ御活躍していただけるような体制をよろしく願います。

各地域においては、私の住んでいるところもそうですけれども、新しい世帯がふえ、各家庭の家族構成もなかなか把握できないという現状があります。聞こうにも個人情報保護法という壁もありまして、なかなか地域の現状を各地域でお任せといいますか、それで把握していくのはなかなかできていないのが現状ではないかなというふうに思っています。

地域のきずなづくりのためには、ある面モデル地域というものをつくるとか、進んでいる地域とおくれている地域の交流を行うとか、そういった新たな流れをつくっていくことが必要ではないかというふうに考えます。この点についてお伺いすると、今、市民の皆さんは、防災・減災に対して非常に関心が高いと思います。地域のきずなづくりが愛西市のきずなづくりにもつながると考えますので、当然私たち議員もそうですけれども、行政に携わる皆さんも、防災のことは安全対策課や消防本部の仕事と考えるのではなく、各地域の自主防災会の一員として地域に入っただき、率先して防災意識の向上、防災対策の向上に取り組んでいただきたいと思います。この点についてお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、先ほど議員からモデル地区という話もありましたし、それぞれ地域によって、先ほども私が申し上げましたように、言葉はちょっと悪いですが、積極的に取り組んでいただいているところと、そうでないところも実際あります。これが例えば愛西市内全域に自主防災会が設立できれば、情報交換的なものというのは当然私は必要だというふうに思っておりますので、例えば設立した暁には、例えば自主防災会の連絡協議会的なものを立ち上げた中で、いろんな活動に関しての意見交換で情報交換的なものやっただきことによって、切磋琢磨といいますか、より一層活動が充実されるのも一つではないかなと、そんなような形になれば一番いいなというふうに思っています。

今ここでこの地区をモデル地区に、モデル地区もいいなということは以前にお答えしたこともありますけれども、今ここでことしじゅうにあえてこの地区をとということについては、現時点では考えておりません。

それから、議員おっしゃったように、議員さんもそうです、我々職員もそうです。当然地元に戻れば自主防災会の構成員、私もそうです、構成委員でありますので、防災意識の向上や防災対策の向上に取り組んでいくのは当たり前でありますので、そういった考え方で今後もかかわっていききたいなというふうに思っております。以上です。

#### ○8番（竹村仁司君）

私もそうですが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、防災教育の問題ですけれども、この点につきましても、当然学校教育の問題だけではなくて、家庭教育、地域、社会教育も重要な問題になるかと思えます。防災における地域のき

ずなづくりにおいては、本当に基本的な話になるわけですが、これはある地域の方と実際に話をした内容なんです、基本的な話になると思うんですけど、最近の子供たちは道ですれ違ってあいさつをしないということを言われました。そこには数人の方が見えましたが、他の方も同じような意見でした。しかし、よくよく考えてみると、不審者に対応する対策として、学校では知らない人から声をかけられても知らない顔をしなさいと、そういうふうに教えます。地域の人だからといって、知らなければ子供たちは返事をしません。このようなケースに、子供を責めることはできないと思いますし、子供に不審者かどうか判断してあいさつをしなさいといっても、それはかわいそうなことだと思います。このような話をある学校の校長先生とお話ししたところ、その校長先生いわく、地域において生徒の一番の幸せは名前でも呼んでもらえることだというお話をされました。私もなるほどそうだなと思ひまして、地域のきずなづくりといっても、そうしたところから始まるのではないかと考えます。

こうした地域の中での子供たちの役割について、また子供の父兄とのつながりによる地域防災ということも考えられると思うのですが、この点の地域との防災教育、防災行動について伺います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

地域の中で防災教育、防災行動についてお尋ねをいただきました。

質問の中で、子供たちのあいさつ行動につきましては、市内において、地域と子供のつながりが校区によって差がございます。あいさつ運動などを通して、子供と地域とのつながりが密接なところもございますし、また農作業をしてみえる地域におきましては、農家の方が積極的に声をかけていただいております。また、見守り隊やスクールガードなど、地域とのつながりの強い地域もございます。

防災行動につきましても、関係各位の協力が必要でございます。地震が起きたら、児童・生徒はみずからの判断で危険を予測して、自分で考え、みずから行動できるよう、防災教育を行っているところでございます。また、高学年以上、中学生の生徒におきましては、自分の身の安全が確保できたら、避難するとともに、友達や下級生、地域の方にも声をかけ、一緒に避難をするといった防災行動をとるように訓練をするよう、国のほうからとか、県の教育委員会からも示されておる状況でございます。今後におきましても、地域のきずなづくりの中における子供の父兄による地域防災について、家庭、地域、自治体等の関係機関などと連携をした教育体制がとれる体制の整備が重要かと思っております。以上でございます。

#### ○8番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

今、部長のお話が、先ほど言いました釜石の奇跡という片田教授のお話とも通じるころだと思ひますので、ぜひ教育の場において、そうした防災行動につきましてしっかり教えていただくこととともに、教員の方、生徒の方、保護者の方が連携をして防災行動が起こせるようお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、この防災・減災の問題に関しまして、先ほども言ひましたけれども、市

民の皆さんも一番の関心事でありますので、行政と市民のとの一番の協働作業ができるものだと思います。最後に、防災・減災対策に関して市長の見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

**○市長（八木忠男君）**

ありがとうございます。

たくさんの御指摘をいただきました。まさに平成7年の阪神・淡路大震災、そして昨年のも東日本、あるいは数日前でしたか、予想がされる首都直下型、あるいは富士山の噴火の番組も見ていたわけではありますが、私どもの地域は、南海トラフの東海・東南海・南海というような予想も大きく予想がされているところでありまして、これも担当が申し上げました、まずは自主防災会、あと少しで100%の組織率になります。そして、本年度新しい予算をお願いしましたのも、その地域地域に合った予算を有効に活用していただくといいかなあ、そんなことも思いますし、それと同時に、私ども木曾三川、日光川、領内川、いろんな大きな河川に囲まれておりますし、国・県への要望も毎年お願いをしております。これも当然あわせて進めなくてはなりませんし、今後、先般ありました海部地方の防災訓練など、訓練の積み重ねが、まさにあの折にも申し上げました、気持ちを緩めることなく、油断することなくということですので、私どもの地域はマイナス1.5メートルから2メートルというようなところですので、そうした現実も十二分に踏まえて、今後の対策を進めてまいりたいと思っております。

**○議長（加賀 博君）**

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時35分再開といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位3番の23番・近藤健一議員の質問を許します。

**○23番（近藤健一君）**

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をしてみたいと思います。

今回の質問は、勝幡駅前開発事業と防災についての質問をしてみたいと思います。

勝幡駅前開発は、23年度は関連の踏切の拡幅事業が完成しました。歩行者の方々は、安全・安心して通行できるようになり、ありがとうございました。また、駐輪場も完成し、使用しているところでございます。

平成24年度は駅の北側を、そして平成25年度は駅の南側を整備すると聞いております。平成24年度に行う工事の予定はもう決まっていると思いますので、どの場所をいつぐらいにどのようにできるかを教えてください。地元議員として説明をしたいので、よろしく願いいたします。

次に、防災についてお聞きします。

現在、指定している避難所は海拔ゼロメートル以下のところが多くあり、1次避難所として、市は3階以上の建物をアンケートをとり、話ができるところから指定すると聞いております。現時点はどのようになっているかをお聞きします。また、いつまでに決定するのか。そして、もし予定している件数が足りない場合はどのようにするのかをお聞きします。

また、いつ東海・東南海・南海地震が発生してもおかしくないきょうこのごろであります。市長がいつも言われている自助・共助・公助では、自助は自分でできることは自分なりに一生懸命皆さんやってみえると思います。共助は、自主防災を主にやれると思っております。公助に対しては、市としてこれからどのように、いつごろまでに1次避難所を設定されるのかを教えてください。そして、1次避難所が決定したところは、一般市民、そして弱者に対して避難経路等なども検討して下さるようお願いをして、壇上での質問を終わります。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

勝幡駅周辺整備事業につきましては、皆様の御協力により、平成23年度まで順調に事業が進んでおります。平成24年度につきましては、駅北側の整備について、現在事業を進めるための準備をしております。議員が言われました北側の駐輪場は、まだ一部分未完成の部分がございますので、事業について少し説明をさせていただきます。

勝幡駅周辺の24年度の事業内容でございますが、まず勝幡停車場線の街路工事がまだ残っております。駅前広場の工事、現在の地下道を小学校の校門付近まで延伸する工事、東側の勝幡小学校南側の校門の東側に駐輪場を計画をしております。修景施設のあずまややモニュメントの設置工事、トイレの建築工事、駅舎前のシェルター設置工事、勝幡小学校のグラウンド整備工事などの工事を予定しており、駅北側は平成24年度で完了する計画で進めておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

防災の関係について、民間避難所の関係について現状はどうだという御質問でありますけれども、この民間施設の避難所につきましては、昨年もこの件についてはいろいろお答えさせていただいておりますように、いわゆる3階建てのコンクリートづくりの建物、愛西市内ピックアップいたしまして46件を絞った中で、それぞれその施設の管理者の方にアンケート、意向を聞きました。そんな中で、まず17件の方が話を聞いてもいいよと、その話の内容によっては協定を締結してもいいですよという回答をいただいたということは、昨年12月議会でも御答弁させていただいております。そんな状況の中で、きょう現在、この1次避難所の3階以上の建物につきましては、協定を結んでいただきました施設は5つです。近々、2つの民間の方との協定に向けて事務を進めたいなというふうに考えております。

そして、議員の質問の中でいつまでだと、いつの時期にすべて提携できるんだというお話がありますけれども、一応お話を聞いてもいいですよと前向きな施設17件、当然それは一つ一つお聞きをしますと、いろんな条件があります。すべてこちらの条件をのんでいただくというものではありませんので、いつまでにとすることはこの場では申し上げにくい部分もあります。しかしながら、そんなことも言っておれませんので、一刻も早く、協力していただける方につ

いては引き続き協力していただくように動いていきたいなというふうに考えております。

それから、例えば予定している件数に満たない場合はどうするんだという御質問でありますけれども、予定している件数は、先ほど申し上げましたように17件であります、その中で個々の御意見等も聞きながらやっていきたい。それぞれ条件がありますので、いずれにしても、まず回答をいただいた17件すべての方にお話をつないでいきたいなというふうに考えております。

それから、1次避難所を設定する、避難経路を市のほうで示してほしいという御質問でよろしかったでしょうか。

**○23番（近藤健一君）**

決まってからしか1次避難所までの経路というのはわかりませんから、わかっているところに対して今5件ですか、そういう部分に対しての避難所の経路ということで質問させていただいております。

**○総務部長（石原 光君）**

避難所の経路を一応示すと、そういったものを皆さん方のほうへ、こういった民間避難所さんと協定を結ぶことができましたよと、ですから1次避難所として利用してくださいねという部分については、当然これは皆さん方に周知をしていく義務があるというふうに私どもとしては思っております。ですから、その具体的な避難経路が、例えば今5つあると言いましたけれども、その5つは雀ヶ森地内でもありますし、それから善太新田、それから北一色町、大野町と、そんな中で今お願いしているのが実情でありますので、できる限り、こういったものができるかわかりませんが、それは一つの参考意見という形で、きょうの時点では承っておきたいというふうに思っております。

**○23番（近藤健一君）**

それぞれ回答ありがとうございます。

順次お聞きします。

まず、地下道の完成を、個々にですけど、地下道は大体いつごろに完成するのか、本年度24年度の。また、ロータリーの完成はいつごろになるのか、とりあえず聞きます。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

ただいまの地下道の延伸工事とロータリー工事の関係ですが、まだ発注をしておりませんので、24年度内には完成ということで計画をしております。

**○23番（近藤健一君）**

トイレの完成もあれですけど、前回もらっている勝幡駅前の図面ですけど、東のほうへ行っているところが、私が聞き間違えていたのか知らないですけど、旧町道1号線まで抜けると思っていましたし、バスが入ってきてこれが抜けるかなと思っていたら、どうもここは途中、今のこの図面ですと駐輪場のところまでが今回の勝幡駅前開発事業の計画の中であるのか、教えてください。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

今議員が言われましたように、今回の勝幡駅周辺整備事業の区域においては、ここの範囲で計画をさせていただいております。1号線までの計画ということではありません。

○23番（近藤健一君）

勝幡駅前のロータリーには、一応バスが入ってこれるような格好で図面を書かれております。今の状況で東へ抜けられないと、また戻って小津橋のほうへ行くか、この勝幡踏切は通れる格好になるか今わかるでしょうか、教えてください。

○経済建設部長（加藤清和君）

形といたしましては、ロータリーへバス等を入れるように、旋回スペース等も考えております。ただ、通り抜けということじゃなくて、そこで旋回して戻っていただくという計画になっております。

○23番（近藤健一君）

せっかくここまでバスが来て、また戻るといよりも、この東へ延長して、そして多分規制がかかるとは思いますけど、この先佐織1号線から北へ行って町道へ出る、これが一番ベターな格好の路線となるのではないかと考えておりますが、ここのあとの工事、今の勝幡駅前開発事業から東の道路に関してやる予定があるのか、また、やるならいつごろやれるか、お伺いいたします。

○経済建設部長（加藤清和君）

東側の道路計画でございますが、用地の買収だとか、踏切に近いということで規制でかなり警察との協議は難しいという理由、ほぼ規制の関係で無理だという状況になっておりますので、そこを利用してバスがその道路を使って北へというような計画は、かなり厳しい状況だというふうに判断しております。

○23番（近藤健一君）

ありがとうございます。

要望といたしましては、私が申しあげましたように、せっかく駅へバスを入れておいて、もう一遍戻るといような格好じゃなくして、一応東へ抜けていくというふうに、極力お骨折りをいただくようお願いをして、駅前のほうは終わらせていただきます。

そして、今度は防災のほうでございます。

今、お聞きしますと46件のうちの5件、今災害が起きたときに、これだけの件数で果たして足りるか、また本当に愛西市が地震等が起きたときに津波を考えなきゃいけないのか、むしろ堤防の決壊によって、水害のほうを考えたほうがいいのかをお伺いいたします。

○総務部長（石原 光君）

災害が起きた場合に、1次避難所が足りるのかという御質問でありますけれども、行き違いがあるといけませんので補足をさせていただきますけれども、先ほど民間避難所5つということを申しあげました。議員のほうから、その避難経路を示すべきじゃないかというお話もありました。それは参考意見として承っておくことを申しあげました。ただ、議員さん方、皆さん方も頭の中に描いていただくとわかりますように、現在愛西市内、53カ所の避難所があるわけ

です。これは6月の広報にも示しをさせていただきました。この中には、その町内に避難所は設置されていますけれども、その町内の方に限定しての避難所じゃありません。災害があれば、近くの避難所のどこへ行ってもらってもいいわけです。ですから、必然的に民間避難所の場所については、後々ここと協定ができましたよと、もっと具体的に申し上げれば、例えば雀ヶ森町であれば名古屋光商事さん、それから善太新田であればひまわり会さん、それから同じく善太新田のシーキューブ、北一色町の垣見鉄工さん、それから大野町のフジテックス、こういうところと協定を結んだわけでありましてけれども、いざ災害が発生した場合に、四方八方から皆さん方が、その町内の方だけではないわけですね。ですから、避難所の経路というのは、意見としては参考にさせていただきますけれども、より具体的に示すことによって混乱を招くということもありますので、そういったこともちょっと頭に描いていただけたらなというふうに思っています。

それから、その施設が足りるのかと、現状といたしましては53の公共施設の、いわゆる1次避難所、2次時避難所の指定がしてあります。ですから、あつてはいけませんけれども、そういったところをまずは活用していただく。日ごろから、自分の地域、どこの避難所が一番近いんだらうということ、やはりそれは家庭内、地域内で、自主防災訓練もそうでありましてけれども、そういった中でいろいろ話し合いをしていただくのが一つじゃないかなと。ただ、今足りない云々という状況の、じゃあハード的にそれは整備できるかということをお考えすると、それはクエスチョンであります。ただ、防災計画の中に位置づけてあります防災コミュニティーセンターについては、近々西保町にもできますけれども、そんな状況の中で、足りるのかという部分の御質問については非常に難しい部分があります。現状の施設というものを、民間施設も入れた中で有効に活用していただければなというふうに考えております。

それから、津波、堤防の決壊の水害のほうに視線を置くべきじゃないかというお話であります。先ほど市長申されました、この愛西市というのは、木曽川、それから地内には河川が非常に多くあるわけで、議員もこの防災ハザードマップ、洪水ハザードマップというものをごらんいただいたというふうに思っておりますけれども、やはり地域によっては、昨年も御質問いただきました、永和地区、下流部のほうが低いんですね。ですから、洪水ハザードマップというのは、木曽川の洪水、あるいは日光川の洪水、そういったものを想定して、堤防が決壊した場合の一つの判断にさせていただく材料でありますので、愛西市というのは水との闘いできた地域であります、確におっしゃられることもわかりますけれども、それだけではありません。やはり地震というものも当然想定をしていただかなくてはいけませんので、総合的に災害に対しては取り組んでいきたいなというふうに考えております。

### ○23番（近藤健一君）

なぜこういうことを聞くかという、この愛西市は伊勢湾台風、そして目比川決壊等で、海水が堤防が切れた場合に大体どこら辺までくるかということをお聞き承知であると思う。だから、2階建てまであれば十分に耐えられるのではないかとということで、市として耐震のできた2階建ての建物であつて、例えばピアゴとかヨシヅヤとか、そういうところの駐車場とも提携

していったらどうかということは今提案していくんですけど、その点についてお願いいたします。

○総務部長（石原 光君）

確かに水、いわゆる浸水というのは心配される部分もあります。そして、先ほど申されましたヨシヅヤ、ピアゴ、それについては昨年もお答えしておりますように、2階の駐車場、あるいはトイレ、そういったところとは市と協定を結んでおりまして、そういう災害の場合は活用させていただくということも協定の中に入っておりますので、そんな条件になれば、当然お願いをしていきたいなというふうに考えております。

○23番（近藤健一君）

ありがとうございます。

それで、その2件があれやったら、今度は会社とか、例えば高いところでお寺、神社関係もある程度高いところにあると思っておりますので、こういうところも地域の1次避難所としての考え方があるかないか、お伺いします。

○総務部長（石原 光君）

行政が民間施設を1次避難所というふうに指定をするということは、それだけの責任を負うことになります。単純にその地域の中に、町内などを見ていただきますと、当然2階建ての会社もありますし、高台のお寺もあります。それは町内の中でお決めになって、まずお寺へ逃げようかということであるならば、それは町内の中での決め事だというようなとらえ方ができるわけであって、議員がおっしゃるように、2階建ての部分での話だと思いますけれども、もしそういった形で進めようと思うと、先ほど申し上げました3階の避難施設がまだ100%に至っていない状況の中で、2階建てというふうになると、よりいろんな制約というか、条件といいますか、そういったものが出てくるのではないかと。これは感想でありますけれども、現時点では、まずは3階建ての民間避難所というものをお話しいただいたところは、まず積極的に取り組んでいきたいというのが現時点での考え方です。

○23番（近藤健一君）

今後とも、市長に最後にお伺いいたします。

いつも市長が自助・共助・公助という言葉で言ってみえるが、もう少しこういう設備に働きかけるときに、トップダウンでいくと早いと思っております。だから、その点について、トップから、例えば半年後までにある程度という気持ちはあるか、最後にお聞きして、質問を終わります。

○市長（八木忠男君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

防災については、今回もたくさんの御質問をいただいておりますし、今までもそうでありました。災害はいろんなケースが予想されます。近藤議員には目比川決壊の経験もおありでしょうし、また伊勢湾台風の佐屋地区の皆さん、特にそんな経験もたくさんの方が持ってみえますので、そして東南海3連動の地震が想定されますが、いろんな状況が事実想定されます。しか

しながら、トップダウンでこうしてくださいとって、その地域の人なかなか自主的にしてもらえません。それが現実です。自主防災会も、就任してから早く100%にお願いをしておりますが、もう少しです。そして、自主防災会の訓練も年に一度は必ずしていただくということもできていないところもあるようでありますし、今般、あつした東日本の大震災の中でいろんな状況を、竜巻でもそうであります、見てみえますので、市民・住民の皆さんは見てみえますので、先ほど来、私どもじゃなくて、皆さん方も自助・共助・公助は十二分に御承知のとおりでありますので、いろんな意見をいただきながら、よりよい防災の対策としてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

これで23番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思ひます。再開は午後1時30分再開といたします。よろしくお願ひします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位4番の15番・日永貴章議員の質問を許します。

○15番（日永貴章君）

通告に従って、今回は2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、児童・生徒の通学状況について質問をさせていただきます。

子供たちの通学状況につきましては、先生、保護者、そして地域の方々の御理解、御協力を得て、防犯、交通安全に努められていると思ひます。しかし、京都府や千葉県で登校中の小学生らが車にはねられ死傷する痛ましい事故が相次いだことにより、子供を持つ親として、改めて通学路の安全性について検証・確認をする必要があると感じております。各学校におきましても、登下校中、児童・生徒に周りを注意するなど、安全意識を高める教育を行っていただいていると思ひますが、少しでも痛ましい事故を防ぐため、さまざまなケースを検証し、子供たちに交通ルール、マナーなどの指導、教育などを再度行っていただきたいと思います。

そこで、1点目として、現在の通学路決定までのプロセスをお聞ひいたします。

また、現在、通学路の安全確保のため、どのようなことが実施されているのかをお聞ひいたします。

続きまして、防災情報通信ネットワーク、防災無線整備の現状について質問をさせていただきます。

この事業につきましては、本年度実施設計予算が計上されております。防災意識が高まる中、屋外拡声器を設置し、いざというときの連絡媒体として期待され、設置されるものと考えております。そこで、防災情報通信ネットワーク、防災無線整備につきまして、整備設計に至った経緯など、今までの状況と現状、今後のスケジュールなどをお伺ひいたします。

また、防災において、補完的整備として計画されているコミュニティーFMについて、現在の考え方などについてお伺いをいたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

児童・生徒の関係でお尋ねをいただきました。

現在の通学路の決定までのプロセスでございますが、各学校におきましては、日ごろより登下校における児童・生徒の交通安全の指導及び通学路の点検につきまして、安全指導を常に行っております。

最近起きましたニュースで報道されておりますような悲惨な事故があった折につきましては、教育委員会から児童・生徒の登下校の安全を第一に考えた対策として、学校のほうに状況の周知、そして児童への安全指導、そして学校関係者の意識を新たにするというようなことで、児童・生徒への安全指導をさらに徹底するよう周知をしているところでございます。

通学路の設定につきましては、短距離で通学路を選ぶということよりも、多少遠距離となっても児童の安全性を最優先に、車両の交通量が比較的少なく、横断歩道等の横断箇所が設置されているなど、交通状況等を勘案しまして、最も安全な通学路として通行できると思われる通学の経路、順路を設定し、集合場所も選びまして、学校より、保護者並びに居住地域の方々等と事前に協議をさせていただき、必要に応じて教育委員会、警察署等の関係機関とも御協力をいただき、通学路の決定をさせていただいております。

また、通学路の安全確保につきましてでございますが、市においては交通量が多い横断箇所には交通指導員の配置をしていただいたり、また教職員の登下校の指導が随時されております。

小学校では、日ごろから各学校での防犯ボランティア、スクールガードとか見守り隊の方に御協力をいただきまして、通学路の交差点での見守りや、登下校時における付き添い下校など、通学の安全確保に御尽力をいただいております。

最近では、保護者の方々が自主的に交代をさせていただきまして学校の近くまで登校を見守っていただけるという地区もございまして、市民の皆様のおかげで安全の協力をいただいております。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうへは防災無線とコミュニティーFMの整備状況について、2点について御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、同報系の防災無線の関係でございますけれども、現状は御案内のとおり、佐織地区につきましてはアナログタイプの防災無線、そして、立田地区には比較的新しいタイプのデジタル行政無線が配備してあります。そして、これも御承知のように、佐屋・八開地区につきましては、同様の設備は現在設置してありません。災害防災という視点の中で、市全域をカバーとする60メガヘルツのデジタル同報系防災行政無線システムを今回構築しようということで、昨年来、一応この事業については事務を進めているのが現状であります。

そして、もうちょっと詳しく内容を説明申し上げますと、今の庁舎の関係があります。そして、新しい庁舎ができますれば、ここに親局を設置いたします。そして、市内全域には、これ

も以前ちょっとお話を申し上げたと思いますけれども、全域大体119カ所の子局を設置して、市全域を対象に災害時の音声情報を流そうというものであります。

そして、議員のほうからお話がありましたように、昨年は、一応この整備に向けて市内全域の電波調査を行っておりますし、また今年度は予算もお認めをいただきまして、実施設計の委託費を計上させていただいて、今進めているのが現状であります。

そして、スケジュール的なお話もございましたけれども、今年度実施設計ということで、できれば早いこと着手したいなという考えではおりますけれども、一応予定では、来年度25年度には、先ほど申し上げました119カ所の子局を整備いたしまして、26年度は新庁舎が完成予定でありますので、完成後の早い時期に運用を開始したいということで、できれば1日でも早く事務のほうを進めていきたいなという考えで、今後進めていきたいというふうに考えております。

そして、コミュニティーFMの関係につきましては、これも以前お話がありましてお答えをしておりますように、広域で今進めております。連携して事業実施ができるように、各方面で調整作業を進めておるのが現状でありまして、そして技術的、制度的な観点では、海部津島地区全域を対象とした放送局の設置は十分可能であろうというような調査結果も聞いております。ただ、まだまだ調整すべき課題が幾つも残っておりますので、月1回ぐらいの担当課長会議も開いておりますので、現時点ではこの程度の報告しかこの場ではできません、はっきり申し上げて。そして、新しい展開になりましたら、これは昨年度からコミュニティーFMの防災的な活用、それもこの場で一応お話をしておりますので、今後の展開に応じてまたきちっと議会のほうへ経過的なものを報告させていただきたいというふうに考えておりますので、きょうの時点ではこの程度しか御報告できませんので、御理解いただきたいと思います。

#### ○15番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございました。順次少しだけ再質問をさせていただきます。

初めに、通学の関係なんですが、昨年事故状況などがわかれば教えていただきたいということと、あと、それぞれの学校付近などで危険地帯、交通事故の起こりやすい地帯というのは把握されているのか、ないのか。あれば何か対策を行ってみえるのかどうか、お聞きいたします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

昨年の事故の件数でございますけれども、通学途上における交通事故の発生件数ですが、小学校で2件、中学校で2件の報告を受けております。本年、今までの間でございますが、小学校の事故報告はございません。中学校では、2カ月を過ぎた段階で2件の事故報告を受けております。あくまでこれは登下校の事故に限らせていただいた報告ですので、よろしくお願いたします。

それから、通学路における危険箇所を把握しておるかという御質問でございますが、各学校におきましては、通学路の点検、登下校の安全指導を行っておりますので、地域における危険箇所は、通学路ごとに把握をしておりますけれども、集計はいたしておりません。ちなみに、

小学校では、このような学校区の中の通学路において危険箇所をデジカメで撮って、わかりやすく示している状況がございます。以上でございます。

○15番（日永貴章君）

今、事故の件数と危険箇所のお答えいただきましたけれども、やはり少しでも安全で登校・下校していただくように、今ではスクールゾーンとかスクールカラーとか、あとガードレールとか、そういったものを設置するところもあると思いますが、これは予算の関係もやはりかかると思うんですが、新たにそういうことを考えてみえるところがあるのか、ないのか、あくまで学校ごとになるのかどうか、お聞きいたします。

○教育部長（水谷 勇君）

各学校区においては、御質問いただきましたように危険箇所はございます。その中の安全なところを選んで通学路として利用をさせていただいておりますが、そういうハード的といえますか、その施設に投資する予算につきましては、教育委員会のほうでは予算化しておりませんので、関係機関のほうへ、警察等を含め協議をさせていただくとか、要望を出していくという形をとらせていただいておりますので、よろしくお聞きいたします。

○15番（日永貴章君）

教育委員会のほうで危険な箇所が事前にわかるのであれば、しっかりと対応していただかなければ、もしもそこで事故が起こった場合に、責任はどうしても教育委員会、学校の責任になりますので、そして、事故に遭った子供さん、そして親がすごい嫌な気持ちに、すべてだめになってしまいますので、責任のある対応をしっかりといただきたいと思いますので、予算関係につきましても、十分当局と協議していただいて、わかる範囲では対応していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○教育部長（水谷 勇君）

大変ありがたい御指摘をいただきました。事故があってから動くというのは大変困った状況になりますので、事前に学校等からでも相談もございまして、現状させていただいておりますが、事故が発生するおそれがあるところは通学路の変更等を考えたりして対応しておりますが、危険箇所につきましては、機会あるごとに関係機関のほうに要望していきたいというふうに思っております。

○15番（日永貴章君）

最後に、ちょっとこの関係で確認をさせていただきたいと思いますが、通学路の設定というのは、随時危険箇所がわかれば変更していくと。それは、学校、保護者、地域の方々などに相談されて、変更するということが可能であるという理解でよろしいのかということと、あと、今の全体的な話の中で、現状、通学路の通学状況についての課題と、今後の対応をどう考えてみえるのかをお聞きいたします。

○教育部長（水谷 勇君）

通学路は御指摘のとおり、保護者であります地区の方の御意見もいただき、学校のほうで調整をし、答弁をさせていただいたとおり警察等の御意見もいただき、決定をして変更をする運

びとなっております。

また、安全につきましてですけれども、安全の確保につきましては、極力十分注意をしておるところでございますけれども、事故があった責任というのは大変難しい問題がございます。現実、交通事故があって、加害者、被害者という立場になるわけでございますけれども、現状の事故の中で児童・生徒の命のほう的重要視されますので、交通指導、安全指導のほうに力を入れてやっていくという中で、命を守るという教育を進めておるところでございます。

#### ○15番（日永貴章君）

幾ら安全に気をつけて登下校をしていても、車が走ってきたら車には勝てませんので、そういった意味では、市のほうにおきましては、自動車を運転される方、バイクを運転される方、自転車、自動車、バイク、それぞれ乗り物の安全教育ということを、やっぱり子供さんもいずれ大人になればそういう立場になりますので、そういった教育も積極的に行っていただきたいという要望をして、この質問は終わります。

続きまして、防災無線の質問を若干させていただきますけれども、今後、親機、子機を設定していくということでございますが、子機の設定場所はいろいろ考えられるとは思いますが、現状ついているところでも、やっぱり音の問題であったり、いろいろあると思いますが、そういった問題がこういう課題があるなということがあれば、どういう対応をされていくのか、1点お聞きいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

議員おっしゃるとおりでありまして、今、市内全域に119カ所の子機を設置するというのを申し上げましたけれども、これからが大変なんです。議員も御承知のように、立田村は当時、デジタル無線、屋外拡声器を28カ所つけました。当然、集落密集地につければ、うるさいという苦情も相当もらいました。自然的にそういう場所を選ぶといえますか、支障が全くないとは言いきれませんが、なるべく支障にならないような場所の位置選定というものがある部分必要になってくるのかなあと。これから119カ所の大体主な箇所的なもの、詳細な場所はちょっとあれですけれども、大体ポイント的なものは一応把握をしております。じゃあ、現実的に、そこへ置いたときにどうなのかという部分は、当然課題といえますか、周辺の状況といえますか、そういったものは1つずつこれから設置に向けては整理をしていかなければならない問題ではないかなあと。当然音でありますので、幾ら災害だといったって、とらえ方によっては苦痛に感じられる方もお見えになると思います。だから、そういったものを一つ一つクリアしていかなければなりませんので、設置場所の問題というものが、これからきちとした整理をしていく大きな課題ではないかなあとというふうに思っております。

#### ○15番（日永貴章君）

部長さんがおっしゃるとおりで、つけてほしい人はつけてくれと言いますし、うるさい人はうるさいというふうに言われますので、その辺は大変かと思いますが、やはりしっかり説明をして、できるなら理解をいただいて設置していただくように努力して、できる限りの説明をしていただいて、早急に、せつかくやるのであれば、喜ばれるような設置方法をしていただきたい

いと思います。

あと、コミュニティーFMの関係なんですが、現状は答えられないと、今協議中だということでございますが、やはり時期的にいつごろを目指してみえるのかもまだ全然わからない、答えられないということでしょうか。

**○総務部次長兼安全対策課長（小澤直樹君）**

コミュニティーFMにつきましては、先ほど部長のほうから答弁をさせていただきましたように、東海総合通信局との事前の調整というのは随分進んでおります。一つの課題でありました電波帯、電波の周波数をいただくというのが一つの大きな課題として当初あったわけですが、これも大体めどとしては立ってまいりました。残りますのは、実際の放送を担う運営主体をどうするかという部分が残っております。この辺が決まりましたら、この秋ぐらいにでも開設できると。これは技術的な手続的な話ではございますけれども、手続的には、最短でこの秋には開設ができるというようなところまでは来ております。ただ、先ほど申し上げましたように、実際の実施主体が運営会社を設立するのか、既存のどこかの団体に担うのか、またまた第三セクター的なものでやっていくのかといったようなところは、まだまだこれから協議する段階でございますので、手続的にはそういうところまでは来ておりますが、まだ山があるなあということで理解しております。以上でございます。

**○15番（日永貴章君）**

ありがとうございます。広域的に海部郡一本、4市2町1村でやられるということだそうですので、やはり協議は大変かと思いますが、せつかくやるなら市民、住民、地域の方々に喜ばれるコミュニティーFMができるように協力していただくといいんではないかというふうに思います。ぜひ一生懸命、やるのかやらないのか、やるということでございますので、市長もやられるということで進んでいかれるということで、最後に質問をして終わります。

**○市長（八木忠男君）**

日永議員の質問にお答えします。

コミュニティーFMの件も、海部津島地区で中継所も要るとか、いろんなことがありまして、ちょっとおくれておりますけれども、そして、これからの運営の母体とか、そんなことも煮詰めなくてははいけません。そして、運営に係る諸経費とか、設置に係る経費などなど、煮詰めなくてはいけない課題が残っております。いずれにしても、広域的に利用のできるこうしたコミュニティーFMも有効的に活用したいと思っておりますし、安全対策の件も、小学校のPTAのお母さんが引率、同伴してのあんな事故でありますし、私どもの地域もそれぞれの地区で見守っておっていただきますけれども、あつてはいけません。そうした皆さんへの周知やら、あるいは学校のそんな訓練の中で、防災訓練ももちろんでありますけれども、避難訓練もあわせて、いろんな面で努めてまいりたいと思っております。

**○議長（加賀 博君）**

これで15番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の13番・真野和久議員の質問を許します。

### ○13番（真野和久君）

それでは、2点について質問をしたいと思います。

まず、第1点目については、先ほど日永議員からもありましたが、通学路などの安全対策についてであります。この間、連続して各地で児童の登下校時の交通事故がふえています。通学団に車が突っ込むような事態というのは、安全指導員の皆さんや協会の皆さん、またスクールガードの皆さんが見守り、児童が安全に気をつけて通学をしていても防ぎようのないものであって、やはり市がしっかりと安全対策を行っていかねばなりません。

こうした事態の中で、市はどのような対策をとっており、今後どのようにしていく考えなのかを伺いたいと思います。交通量の多い道路を避ける通学路の変更対策、また市の通学路の危険箇所の把握や安全対策は。そして、歩道の確保やスクールゾーンなどによる時間の制限の設定、通学路ゾーンのカラー化など、そうした対策はどうか、お考えを示していただきたいと思います。

さらには、やはり通学路については、学校や教育委員会、保護者、そして市の建設課等が協力して通学路を見直し、危険箇所のチェックや、またそうした危険箇所の集中した道路の改善に取り組む必要があるのではないのでしょうか。そうした点について伺いたいと思います。

また、この間の事故の増加の中で、日本共産党愛西市議団にも幾つか通学路などの危険箇所の改善について市民から要望が出されてまいりました。それらについて、また機会を見てまとめて市のほうにもお願いをしたいと思います。その中から特に2点ほど、この場所で公開をして、そして対応についてお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、町方町の十二城の通学路では交通量が多く、30キロ制限も守られていないが、また歩道がないので大変危ないという声が地元の方からございました。歩道の設置や道路標識の明示などの対策はとれないものでしょうか。

また、北一色町の交差点では、信号待ちの児童が左折する車に接触しそうになったり、北側の歩行者道路が交差点付近で整備が終わっており、大変危険になっているという声がありました。交差点から南の道路についても路側帯が大変狭く、また道路も狭いため、駐車場の車がはみ出していたり、路上駐車の車があると、それを避けるために子供が大変危ないという声も出ています。そうしたところに関しては、スクールゾーンなどの検討ができないものでしょうか。

また、くい奈寿司の北のところの用水路にふたがないために、自動車、自転車等が大変危ないという声もありましたので、その点についての対策がどうなのかをお尋ねしたいと思います。

2つ目は、巡回バスの改善についてであります。

4月の終わりに、関越自動車道での高速バスの観光バスの事故がありました。このバスの大事故については、その後、これについては、昨今のバスやトラックに対する規制緩和によって、業界が今非常に大変な状況になっており、またそうした中での運転手に対する安全や、そうしたものがうまく行われていないのが非常に問題になっています。市は巡回バスを行っておりますが、それについても、長距離バスとは状況は違いますが、やはりバスを使って市民を運んでいる以上、安全な運行が求められるのは当然であります。その点で、運転手の健康や安全、そ

してさらには働き方等について、業者任せではなくて、やはり市が積極的に関与して点検をしていくべきではないでしょうか。そういう点で、4月から巡回バスの業者が変わりましたが、落札後に運転手が急募されたりという中で体制は十分なんではないでしょうか。また、運転手の健康管理などはどのように行われているのか、つかんでいるのでしょうか。

2つ目は、巡回バスの改善の問題であります。これまでも何度かお尋ねをしておりますし、また今後、大幅な見直しを行っていくことはありますが、しかし、そうした中でも少しでも具体的に改善をしていくことは必要だというふうに考えます。そうした点で、4月以降、大きなバスに対する声がたくさん出てきたので、その点について質問をいたします。

4月以降、特に佐織地区では、今まで乗降していたところでおろしてもらえないという声が多数寄せられております。特に、乗客の方は高齢者が多く、その上、特に足の弱い方、あるいは悪い方も少なくありません。バス停からの距離が100メートル離れていてもなかなか利用しづらいというのが現実であります。そうした中で、これまでのように希望のところでおろしてほしいという声もありますから、そうした点でこれまでのように戻していくのか、あるいはバス停をきめ細かく設定できるような対策が必要なのではないでしょうか。

また、2点目として、前回のバスの改定から大きな問題として言われているのが佐織地区の運行時間の問題です。これまで1日4本あったものが3本に変更されたことによって、特に午前中の福祉センター利用者の方から大変大きな苦情が寄せられていました。やはり運行時間をもとのように戻すのか、あるいは、もう1台ふやすことで2台で回すことによって充実させるということが必要なのではないでしょうか。また、買い物や通院にも使いやすくしてほしいという声もあるので、そうした点でもできるところから改善をしていく必要があるのではないのでしょうか。見解を求めたいと思います。

そして、今後のバスの改善スケジュールについても、これまで説明もございましたが、現状はどの辺まで進んでいるのか、また今後どういうふうに進めていくのかについてお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問は終わりとし、あとは自席のほうからお尋ねをいたします。ありがとうございました。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

通学路の関係で、教育委員会としての考えを話させていただきたいと思います。

交通量の多い道路を避ける通学路の変更対策ということでございますが、先ほど日永議員のときにもお話をさせていただいておりますが、交通事故を防ぐという観点から、通学路の変更に当たりますと、車両交通量が比較的少なく、横断歩道、信号機、横断箇所と、通学路として適切な道路環境の中で児童の安全を最優先にして考えていきたいということでございます。

また、通学路の変更が生じた場合におきましては、各学校においてPTA役員、教職員等が危険箇所を確認し、地域の保護者の了解を得た上で通学路の変更をし、教育委員会のほうへ学校のほうから報告がされるという状況でございます。

また、市の通学路の危険箇所の把握という関係で、学校のほうで危険箇所の把握についての

報告をさせていただきます。

危険箇所の把握について、年何回やるというようなことはございません。日ごろから通学路の点検をしておるといふ認識でございまして、各小・中学校で実施をしておるところでございますが、4月、新しく学期が始まる時におきまして、大半の学校が年度初めに教職員が各地区に別れて、スクールガードの方とか、PTA役員、交通指導員の方々と一緒に通学路の現地確認を行いまして、危険箇所が確認された場合においては、当該通学団を集めまして、状況により迂回等の指示や、通学路の変更を検討していくという考えでございまして、関係通学団の保護者やPTAの役員の方に連絡をさせていただき、通学路の変更の周知を行っているということで、保護者の方の御協力をいただいております。

教育の関係では以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

通学路の安全対策についての御質問ですが、歩道の確保につきましては、用地の確保等が困難と考えております。安全確保のため、警察、教育委員会と協議しながら対応をさせていただく考えです。

スクールゾーンによる時間の制限の設定につきましては、警察署、教育委員会等、関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

通学ゾーンのカラー化につきましては、計画は現在のところ持っておりません。

市の通学路の危険箇所の把握や安全対策につきましては、警察や教育委員会の関係機関に現地を確認したいというふうに思っております。

続きまして、町方町十二城の通学路の関係でございまして、津島警察署に速度規制の状況を確認はさせていただきました。質問の箇所につきましては、30キロの規制はかかっておりませんでした。通学路の柱が立っておりますが、立て看板等の対応をさせていただきました。これについては、2カ所設置をさせていただきました。歩道の設置につきましては、用地等の条件から困難だというふうに考えております。道路標識の明示につきましては、これも津島警察署のほうへお願いをいたしたいというふうに思います。

それと、北一色町の路側帯の関係でございまして、これにつきましては、地元の調整も必要ですが、警察等ともこれは協議をしていきたいというふうに考えております。

それと、用水のふたがないという御質問ですが、これにつきましては総代さんから要望をいただきまして、早速発注をさせていただきました。きょうにでも現場は入っておるような状況というふうに考えております。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうから巡回バスの改善について、2点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

バスの運行の安全についてということで、議員のほうからもただいま御発言がありましたように、巡回バスの委託業者は、発足当時から運行を担当した業者から、ことし4月業者がかわりました。これは入札の結果によるものでありまして、業者もかわったというところでありま

す。

それで、円滑にこの運行業務を引き継いで運行することができるかどうか、一方ではやっぱり心配もありました、事実。そんな心配もしておりましたけれども、業者さんの状況を見ておりますと、運転手の事前研修を積極的に行っていたいておりますし、また乗務員の管理も行き届いているようで、現時点では、約3カ月に入ってきますけれども、運行上支障なく運行がされているというとらえ方でおりますので、今後とも安全対策については、安全な運行管理というのは、十分その点は注意をしていきたいというふうに考えております。

それから、巡回バスの改善の関係でありますけれども、今議員のほうからバス停以外での乗降についてお話がありました。やはり心情的にはそんなようなとらえ方もあるとは、私個人的には私見が入りますので思いますけれども、また事故防止の観点から考えますと、それは市として認めておりません。通常の運行がなされているという認識を持って今まで進めておりましたけれども、当然、業者が今回4月に変更になりましたけれども、この考え方については変更前の業者に対しても徹底をしておりますして、その業者からも、議員が申されたような途中でよろすというか、そんなような対応はしておるとい話はこちらのほうは聞いておりません。ただ、ことし4月以降に御質問がございましたそういった御意見、これは利用者の方からというふうに聞いておりますけれども、そんなような意見も数件いただいておりますので、これは私ども市がその運行管理をお願いする中で、管理上問題があったと。事故があつてはいけませんので、その点はよく反省をしておりますして、今後においても、バス停以外での乗降を認めるという考え方は持つておりませんので、そういう点では運行業者に対して徹底をしていきたいというふうに考えております。

それから、議員のほうから運行時間、バスの増設、これは以前にもそんなようなお話を承った経緯があります。その運行内容の変更については、きょう現在までいろんな経緯がある中で、この巡回バスの問題につきましては、ことし一応当初予算で調査費も計上し、この議会でもお認めをいただきました。まずはその調査をやりたいと。そして、その分析の結果、検証を見た上で、ある一定の方向づけが必要ではないかなあというふうに考えております。もうしばらくそんなような状況で対応していきたいというふうに考えておりますので、内容については、ここでこうするという具体的な考え方を申し上げることはできません。それだけは御理解をいただきたいと思ひます。

それから、最後にスケジュールの関係でありますけれども、先ほど申し上げましたように、一応これから業務委託の発注をしていくわけでありましてけれども、やはりある程度時間がかかると思っています。それは当然、今までの現状の乗降、あるいは運行、それから場合によっては地区に入って、利用者の方とのワーキング的なものも実施をしたいという内容になっておりますので、いずれにしても本年度中きちっと調査をし、分析を行い、別に先送りする考えはありません。ですけれども、自然的に来年の9月までごろにはそういった方向づけというものを、当然検討委員会のほうにも一応協議をかける、御審議をいただくというような過程を踏んできますので、必然的に来年の9月ごろまでにはきちっと方向づけをしていきたいなあというふう

に考えておりますので、その点御理解をいただきたいと思ひます。

### ○13番（真野和久君）

それでは、再質問のほうをしたいと思ひます。

まず最初に、通学路の安全対策の部分についてですが、先ほどから言っているように、さまざまな注意ということをしていくことは当たり前でありますけれども、やはりどれだけ不慮の事故を減らすのかということが重要になってきますので、そういう点ではハード的な面での改善をしていくことというのは非常に重要になってくると思うんですね。その点をしっかりとやっていかないと、幾ら通学路を変更したとしても、なかなか限界があるんじゃないかというふうに思うわけです。この間、ちょっと保護者の方から聞いても、例えば交通量を少ないところのほうに通学路を変更したらということ提案しても、そこは逆に人通りが少ないことによって、かつて変質者が出たりとか、そういうこともあって、そちらは避けたいとかということの意見もあって、変更できませんでしたという話も実はあったんですね。そうなってくると、やっぱり車の通りの多いようなところをとらざるを得ないということはあるわけです。だから、そういう点では、何らかの形でハード的な対策をとっていかないと、本当に後で後悔しても仕方がないというようになってくるんじゃないかというふうに思うんですね。

この間、私たちのところに、ある保護者の方からのメールが送られてきたわけですが、その中でも、ちょっと御紹介したいと思うんですが、小学生の通学路の御相談です。最近、通学途中の事故が多いです。私も母親として、非常に現在の通学路は危険だと感じております。ガードレールも何もない、人が歩くにはとても危険な道を毎日通学しています。一番の理想は、やはりガードレールを設置できる歩道を望みますが、例えば通学時間帯をスクールゾーンにするなど、何か対策はないのかと思ひています。毎日のことなので、少しでも安全に学校へ通ってほしいと願っています。

よく事故の後のニュースで、あの道は以前から危ないと言っていたんですという言葉に耳にします。事故が起きてからでは遅いので、そして、だれも行動しなければ何も変わらないので、私は行動しようと思ひました。というメールもありますが、先ほどから、例えば学校のほうではさまざまな危険箇所などのチェックはされているということではありますが、やはりチェックをしても、気をつけていたとしても、事故が起こるときには起こってしまうことがあるので、そういう点では、本当に起こってからでは後悔のしようもないということがあるので、やはりできるだけハード的な対策をしていくことは必要ではないかというふうに思うわけです。

そういった点で、特に先ほども申し上げましたが、通学路について、一定の通学路があるわけですから、その点について、学校や教育委員会、あるいは保護者の方、また先ほども建設課などとも協議しながら、危険箇所の改善を集中的にチェックしてやっていくということが必要ではないかと思うんですけれども、そうした点についての考え方をまずお尋ねしたいと思ひます。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

ただいまいただきました御意見ですが、これにつきましては、教育委員会が父兄の方々から

いろいろな意見をいただいた中で、現地を確認して整理はしてあるということですので、その資料をいただきまして、情報を共有した中で、現地を確認した中での関係機関との協議を進めたいと、こういうふうに思っております。

### ○13番（真野和久君）

ぜひとも本当に取り組みのほうを進めていっていただきたいというふうに思っています。

特に今回、先ほど通学ゾーンのカラー化の計画はないという話がありましたが、交通指導員の方からも、これは交通事故との関係でいくと、子供の関係、問題にかかわってくるわけですが、やはり通学団で登下校をしても、結構道を広がったりとか、そういうことを子供がすると。そういう中で、注意してももとへ戻っちゃうということもあって、そうした対策もぜひお願いをしたいということも聞きました。そういう点でいうと、先ほど言ったような通学路のゾーニングというか、例えばカラー化などをして、この幅のところは通学路ですよというようなことをやるということは、一つは、子供たちにここが通学路で、この間をちゃんと歩いていったほうがいいよということで、学校としても、また交通指導員の方々も非常に安全で安心できるというふうに思いますし、もう1つは、そうしたカラー化によって通学路が明示されていれば、そこを通る車も安全に気をつけていくということにもなるので、そうしたことを進めていくことが必要ではないかというふうに思うわけですね。今回は出しませんでした、細い道が通学路になっていても、そこがいわゆる車の通り抜けの道になっていて、車が非常に細い道をスピードを出して走っていくということは、下村議員がこの前やった佐屋駅のアンケートや何かの中でも、そういった声もあるわけで、細くてもスピードを出していく車はあるし、そうした点で、通学路の明示ということは非常に重要ではないかというふうに考えるわけですね。ぜひともそうしたことを今後検討していただきたいというふうに思うんですけれども、そうした点はどうでしょうか。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

津島警察署管内においては、毎月交通安全担当者会議を開催しております。その中で、近隣の市町村とそういうような課題について議題として上げて、対策を共有した中で考えていきたいというふうに思います。

### ○13番（真野和久君）

こういう通学路のゾーニングというのは、カラー化などによる明示というのは、特に名古屋市などでも、本当に狭い道についてもそうしたことがしてあって、ここは通学路ですよというのが一目でわかるような状況というのはあるわけですね。その辺は多分御存じだというふうに思うんです。やっぱりそういう点は非常に重要じゃないかというふうに思います。

先ほどのメールにもありましたが、本来は歩道と車道はできるだけ分けたほうがいいというのは当然でありまして、歩車道を分離する、またガードレールなどで守っていくということも含めて検討していかなければならないと思うんですけれども、やはりガードレールがなかなか設置できない、あるいは歩道と車道が十分に設置できないというところでは、そうしたカラー化によって通学路などを明示することによって、逆に路側帯を広げて、車道の部分というのを

狭めることによって、やはり車のスピードを抑えるということもできるのではないかというふうに思いますので、もうちょっとその辺、ぜひとも見解をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

今の舗装だとか塗装、こういうものについての平米当たりの単価等を確認しますと、1平米当たり塗装だと7,300円ぐらいかかると、舗装だと、カラー舗装で緑の舗装だと1万5,000円強ということになりますので、総延長で考える中で予算を考えますと、それをどのような事業でどういうふうにとということになりますので、そこら辺は少しいろいろな形の中で管内の情報を共有した中での対応策を考えたいというふうに思っております。

**○13番（真野和久君）**

ぜひとも具体的に検討していただきたいというふうに思います。

それから、北一色町の交差点の話ですけれども、ファミリーマートがある交差点からもう一本南側の交差点の信号がある交差点で、あそこは一部畑の部分というのがまだ買収が進んでいなくて、歩道が切れちゃっていると。逆に、それを避けて交差点に入らなきゃいけないので、非常に危ない状況になっているんですね。そういった点で、あそこの交差点の改良ということは非常に重要だと思うんですね。あそこは、話を聞いたところでは、南北の道路も2車線化はされているんですけど、非常に狭い、東西の道路も。南北については、車線についても特に南側が狭くて、南側から車が来て信号待ちをしていると、東西の道路から曲がってくる車が、その車を避けて路側帯のほうへずうっと入ってきて車が通るということで、例えば子供に接触しそうなったというようなことも実は話を聞きました。そういう点で、あそこの交差点というのは非常に危ないということがあるので、その点についての対応の考え方というのはどうなっているのでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

その交差点の畑の一つの例を出していただきましたが、地主さんと継続して用地の協力は求めております。根強い交渉をしていきたいというふうに思いますし、また交差点がちょっと変形という部分もありますので、交差点を含んだ中で、警察と線形を協議していきたいというふうに考えております。

**○13番（真野和久君）**

ぜひ、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思います。

さらにあの辺は、その南側からの3つか4つの通学団が南の道路から交差点までずうっと行って、さらに北へ小学校まで行くということでもありますので、やはり幾つかの団が通るということは、それだけ子供が通るということですので、そうした点でもしっかりとしたできるだけ早い対応が望まれると思いますので、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

どちらにしても、昨今の状況からいくと、やはり我々の時代とは全然違って車が多いですし、そういった点では通学路そのものの対応というのは難しいとは思いますが、本当にス

クールガードの皆さんも大変な中で子供さんの見守りなどもやっておられますけれども、やはり市のほうが積極的に対応していくことは必要だと思うので、ぜひともさらなる具体化をお願いしたいというふうに思います。

次に、巡回バスの改善についてのほうに移りますが、先ほど、今回4月に業者がかわって、心配もしたけれども、事前研修や乗務員管理もしっかりやられているということで、今のところ支障はなくやられているという話でありました。ただ、今回の4月の入札のときの仕様書を見せていただいたんですが、思ったのは、その中に運転手さんがどういう働き方をするとかということは全く入っていないですね、その入札の条件の中に。だから、当然、安くやろうと思えばどれだけでも安くやっつけていける状況というのはあると思うんですね。だけれども、今回の事故もありましたが、できるだけ安全に運行するというところに、やはり市としてしっかりと責任を持っていくことが非常に大事だというふうに思うんですよ。長距離バスほど極端な形で疲れることはないにしても、例えば今回の新しい業者でやられている今の運転の形態というのは、1つのコースを2人の方で運行するという形になっていますが、いわゆる3日間ずつ交代というような形で、今1つのルートについてやられています。そういった形になってくると、どうしても給与面ということから、定年された以降の方が中心になってしまうということになってくるんですよ。そうすれば、年齢が高くなればだめだということは一概には言えませんが、やはりどうしても60代後半とか、あるいは70代の方が運転手として今でもやられているという状況があるわけですね。そうなってくると、一概に高齢だから危ないとは言いませんが、しかし、健康管理とか、そうしたことをしっかり業者がやっつけていかないとまずいと思うんですね。例えば、突然倒れられたりとかということがあったら、取り返しがつかないことになりかねません。それは巡回バスであるからこそ、それほどスピードを出しているわけではないといっても、やはりそうしたことが起こり得るということは考えていかなければいけないというふうに思うわけですよ。

そういった点で、先ほども運転手の健康管理というのがどうなのかということをお尋ねいたしました。今回ちょっと聞いたところでは、その採用に当たっての健康診断ということも余りやられていないような話でしたし、またそれは会社側がその運転手さんに対して、例えば年1回の健康診断なんかを定期的きちっとやるとか、そういうようなことがやられないことには、やはり運転手さんの健康、それがひいてはそのまま乗車されている市民の危険にかかわってくることで、その点しっかりとやっつけていくことが必要だというふうに思うんですが、ぜひともそういった点で、市も時間がスケジュールどおりに運行されているからとかということだけではなく、安全面に対して市がしっかりと責任を持って管理・監督していくということが大事だと思うんですけれども、その点の考え方をお尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

いろいろ御指摘いただきましたけれども、やっぱり安全な運行が第一でありますので、議員おっしゃるとおりでありますし、市としてもそのような考え方であります。

ただ、仕様書の内容についてお話がありましたけれども、現時点で労働条件的なものを仕様

書にうたっていないというのは事実でありますし、そこまで一応労働条件、例えば給与の問題もお話がありましたけれども、健康診断もしかりです。健康診断につきましては、健康管理という面で、パートの方も含めて健康診断は実施してみえるというお話も聞いております。ただ、その健康管理もさることながら、給与面もさることながら、これはその業者さんの採用条件の前提には労働基準法というものがあって、当然それはやるべきだという一つの項目になっているはずで、すけれども、それは今後、機会がある中で、その点はどうかというような向こうに対しての確認は、当然事故があってははいけませんので、それはとっていかうというふうに思っております。

仕様書の関係については、各自治体いろんなバス会社と契約をし、運行業務をされてみえますので、こういったような仕様書の内容になっているか、これはちょっと参考に、また他の自治体のほうも教えてもらった中でちょっと勉強したいなというふうに思っています。そんな考えでおります。

### ○13番（真野和久君）

例えば、今回の入札の結果を見せていただいたときに、幾つかの業者さんが入札に入っているわけですが、そうした働いている運転手さんの条件は全然違いますよね。昨年までの業者でいけば、例えば運転手さんは嘱託の方ですが、それでもきちっと会社として毎年健康診断をやったり、運転手管理をかなりしっかりやられていたようですし、また入札の中身を見ると、例えば三重交通さんなどの大手も入っておられるので、多分ああいうところでいくと嘱託、あるいは正規というような方が運転手さんに入ってくると思うんですよ。そうした運転手さんの雇用形態によって、当然運行費用というのは全然違ってきますよね。それは100万とか200、今回四百十数万で消費税込みで落札をされていますが、抜けば380万ぐらいで落札をされていますけれども、当然働く運転手さんたちの雇用や安全管理をしっかりとやっというふうな費用がかかるわけで、そうした費用というのは当然必要な費用だというふうには私は思うんですね。そういった点でも、そうした条件がその仕様書にないとなってくると、言い方は悪いけれども、どれだけでも働く条件や何かをかなりやったりとか、あるいは雇用については不安定化してしまうようなことというのは起こりかねないというようなこともあります。また、当然安全管理面でも不安も出てくるということにもなってきますので、やはり入札をするところで、そうしたことについてはしっかりとうたうべきだと。特に、巡回バスについては、運転手さんの健康状態が運行や、あるいは乗っておられる市民の方の安全に大きくかかわってくる以上は、やはりそうした点というのはしっかりと明記しながら、一定の条件の中で入札をするということは必要ではないかというふうに思いますが、先ほどは勉強したいという話でしたけれども、ぜひともそういうところは考えていっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

### ○総務部長（石原 光君）

いろいろ御指摘をいただきましたけれども、それに対して否定するつもりはありません。当然ながら、そういうきちとした体制をとることによって運行管理が適正に執行されれば、そ

れにこしたことはないわけでありますので、今るるおっしゃいました内容が、先ほど申し上げましたように、うちは仕様書的なものにそこまでうたっていないのが現状であります、ただ前提で、当然その労働条件というものは、管理会社がきちっと労働条件というのは示した中で職員を採用するというのは大前提だというふうに私は思っておりますので、ただその仕様書の中にうたう、うたわないについては、一体どういう項目をうたうのか、これは他市の状況も一応参考にさせていただいた中で、御意見は御意見として本日は承って、やれるところはやれるところということで、取り組むところは取り組んでみたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

### ○13番（真野和久君）

ぜひ検討をしていただきたいと思ひます。

それから、現状の中での一部の改善という点であります、先ほどのところで、答弁の中では、安全性というところから、バス停以外で乗りおりは控えたいと、やりたくない、やっぱりやらないというような話がありました。そうした点でいうと、利用されている高齢者の方自身も、今現在あるバス停までなかなか行けないというような方も見えて、なかなか柔軟な形で対応してもらえないと利用できなくなるというような声も実は聞いていまして、そういった点では、一応これまでもバス停については要望があれば増設していくという方向でやられているわけではありますけれども、方向性としてバス停を要望に従ってきめ細かく設定していくということは、方針としては確認できるんでしょうか。その点についての考え方をお願ひします。

### ○総務部長（石原 光君）

そういった御意見があったからきめ細かく見直していきますよというお話は、この時点ではちょっと控えさせていただきたいと思ひています。

いろんな意見はいただいています。今議員がおっしゃったように、運行管理面、運転手の労働条件、ただ御質問がございましたように、バス停以外で乗降させると。それも一般的に考えれば、もし事故があれば、そこでの管理責任というのは当然問われます。一般的に、そこでとめて、サービスの一環として事故があつて、それはしゃあないわなという話にはならないわけで、やはりきちっと運行管理を図る中で、きちとしたバス停というもののの中で乗降してもらうのは大原則ではないかなあと。

そんな状況の中で、時間帯についてもそうです。ルートについてもそうです。それから、バス停についてもそうです。今この問題が発生したわけじゃなくて、3年前にルートの見直し、時間の見直し等々進めてきた中で、今回、ちょうどこの3月が第3回の検討委員会、これは最後の検討委員会でありましたけれども、その中でも運行時間の問題、ルートの問題、この時点での一つの検討委員会での考え方というのは、現状の時間帯の中でまず進めましょうと。ルートについても、これは佐織地区だけの問題じゃないです。立田、八開もあります。そういった状況の中で、現行のルートをまずは新年度へ引き継いだ中で、今言いましたように新しい調査も実施しますので、そういった中で見直しが上がれば、またそれはそれとして検討委員会の中で検討していくこととなりますので、きめ細かいルートの見直し、時間帯というものをこの場

でやりますよという話については、ちょっと控えさせていただきたい。

いずれにしても、調査を踏まえた中で、また新たな検討委員会もスタートしますので、実は今月の6月21日に第1回の検討委員会も予定をしていますので、そんな中でいろいろ御意見を聞きながら進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

### ○13番（真野和久君）

ただ、例えば4月からの中でも、私のところにも幾つか要望が寄せられた中で、市のほうにお願いをして、ルート上の中で1つバス停をふやしていただいたというようなこともありますので、やっぱり基本的にはそういった考え方、一定の利用があるならば、今のルート上の中でバス停をふやしていくと。これまでも幾つかの要望でそういう形をされましたけど、たとえこれから来年の9月ぐらいに大幅に見直すとはいっても、今現状で困っている方たちが見えますので、今回、特に佐織地区でいうと、そういった融通をきかせた形でやってきたことが、原則に立ってやるやり方変わった以上、当然そうした要望は幾つか出てきていますので、そうした点では、その点を聞いてバス停をふやすということが必要ではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうですか。

### ○総務部長（石原 光君）

一定の利用というその範囲もあると思います。今議員がおっしゃったように、そういった話の中で一応見直しは図ってもらったというのが現実であるならば、それはそれとしてある程度軽微な変更の中で柔軟に対応したんだというような理解はしております。

ただ、先ほど申しあげましたように、このルートの問題、時間帯の問題、いろんな問題があります。足して2で割ったようにすばっと割り切れる問題でもありませんので、それはいろんな御意見を聞いた中で、今申しあげましたように、一定の利用、それがどれぐらいのボリュームか僕はわかりませんが、その中で柔軟に対応できる部分については、そういったケースというか、対応がしてあれば、それはそれとして対応できる部分は対応していきたいと。ただ、これが1つの変更をすることによって、他の地区への影響、ルートの影響というものがでてこれば、それはきちっと市としての方向性を検討委員会の中で協議してもらうべき問題ではないかなあというふうに考えております。

### ○13番（真野和久君）

できるだけ要望にはこたえて、細かい設定についてはできるだけお願いをしたいというふうに思います。

しかし、現状でいくと、話があってちょっと調べてみたんですけれども、現状のルートを走っていない部分がやっぱりあるんですね、実は八開で。元赤目のバス停があるんですけれども、バス停を通らずに八開の福祉センターに一たん入って、それから八開庁舎のほうに回っているということが、実は11時台でありまして、多分おふろ等の利用者の方の要望がかなりあったというふうに思われるんですよ。本当は元赤目のところから直接まず八開庁舎に行って、5分間ほどの休憩があって八開の福祉センターに行くルートが本来のルートなわけで、そういう点でいうと、ある意味10分弱の時間を意味もなくずうっとぼけっと待っているというのも気の

毒なので、多分、八開の福祉センターへまずおろしてから八開庁舎のほうに行かれているというようにことだと思います。

そういった点について、現実的にそれがいいのであれば、そういう形にすべきだと思うんですよ、現状の中でも。ただ、この問題については、別に運転手さんが悪いとかということじゃないですよ。そういうことで言っているわけじゃないですよ。その辺は誤解しないでくださいね。大事なことは何かというと、そうした変更の要望があるならば、例えば運転手さんなどからきちっと上げてもらって、市としてきちっと対応をしてほしいということですよ。そういうふうに対応すべきじゃないかと。だから、そういう点では、先ほどから言っているように、来年の9月まで待たなくても、部分部分のところでは変更をしていくこともありじゃないかなというように点を出しているわけで、そういった現実的な利用の関係でいったら、そうした方向性も僕はあると思うんで、その点はちょっと調べてもらって、ぜひ変更できるならば変更することも含めて検討していただきたいというふうに思うんです。

そういった点で、幾つか先ほどから言っているような要望、多少のルートの変更なども含めた要望ということは、一定聞くことは大事なのかなというふうに思うわけですね。例えば、今回の中でも、質問の通告には出しませんでしたけど、例えば佐織の西川端ルートで、これまでは平和のヨシヅヤの前で実はおろしてもらっていた方も何人か見えるんですよ。お買い物をして次のバスに乗って自分の家の近くまで返っているというようなことがあって、結局、それも今回きちっとしたもんですから、おろしてもらえなくなっちゃって、そもそもおろしてもらっていたところが稲沢市、平和地区だったので、なかなか難しいわなとか、一定そういったこともあるわなと思ったんですけども、バス停はそもそもなかったんだらうとは思いますが、でも、そういったことというのはやっぱりあるんですよ。そういう点でいうと、一定バス停をふやしたりとかということ。

また、西川端コースの帰りに渚高のほうからずうっと行って、カネボウのところで東へ回って交差点からずうっと戻ってくるという形になってはいますが、そうした点でも、本当はカネボウの回るところで今まではおろしてもらえて、ヨシヅヤに買い物に行って、次のバスでまた帰ってくるということも実はやれたんですけども、残念ながらそれもできなくなってしまったという声がありまして、何件か寄せられているんですが、そういった点でも、例えばバス停として、今、ヨシヅヤの西側の駐車場のところの横に、津島の湯楽のバス停があるんですけども、あの辺に1つバス停をつけてもらえれば、あそこなら結構道路が広いのでバスがUターンもできますし、そういったところでバス停をつくってもらって、渚高のほうから回ってくるころでも、カネボウのところで東へ曲がらずに、そのまま町方駅のところみたいに踏切の通行許可をもらって、そのまま抜けてくるというような形にルートを変更していただければ、例えば買物の利用なんかも非常に便利になるんじゃないかというようなことで、要望とかも実は出されていて、そうした具体的な要望について、時間を置かずにやっていただけるといいなあというふうに思うんですよ。やはりできるだけ利用してもらおうことが重要だと思うので、そうした点をぜひともお願いをしたいと思うんですが、どうでしょうか。

## ○総務部長（石原 光君）

今の八開のルートの関係もさることながら、バス停以外のところでも乗降されていたということ自体、うちのほうで運行をお願いする中での管理面において、全くそれはいけないことであって、本来あってはいけません、そういうことは。先ほど言いましたように、元赤目のルートを、何のために検討委員会でルートを決定して、そのルートの時間帯も入れたチラシをつくって住民の皆さんに周知をしているという、その前提に立てば、なぜそういう形なるのかちょっと理解が私はできませんので、今議員のほうからそういった御指摘をいただきましたので、先ほどのバス停以外の乗降も含めて、そういうことは一応あってはならないことでありますので、今事故がないのでそういうことがこの場でお話が相對してできるというふうに思っていますが、これはもし事故があった場合に、とんでもない、本来ルートのところを歩いていないということ自体がこれはおかしい話でありますので、それはもうきちっと運行業者のほうに徹底をしていきたいというふうに思っています。

6月中、21日でありますけれども、第1回の検討委員会もありますので、そういったものを徹底して検討委員会がよく議論していただいて、本当にルートの変更が必要なのか、ルートの変更だけではおさまりません。時間帯、あるいはバス停を1つかえると時間もなぶらないかんようになってきますので、その辺の要望、お話としてはいろいろ教えていただいた部分もありますので、それはそれとしてきちっと受けとめて、対処できれば対処していきたいというふうに思っていますが、今のルート以外のところを走っておるとか、それ以外のところでおいておるとか、そういうような話というのは、本当に事故がないのでこういう話ができるんじゃないかなというふうに今思っていますが、事故があったらえらいことですわ。そういうことのないように徹底してまいりたいというふうに思っています。

ただ、本当に軽微な部分で、即時そういった御意見がある中で、検討委員会まで開かなくても、一部に見直しても全体的に支障がないという部分については柔軟に対応していきたいという考えでありますので、それ以外のことについては検討委員会のほうできちっと議論した中で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

## ○13番（真野和久君）

基本的に、勝手に変えていいよという話には僕も賛成しないし、柔軟な対応についても、市として対応できるならば、さっき言ったようにできるだけ要望に備えてバス停をふやしていくという形が基本だというふうに思っていますし、だからこそ、そういうことをやっていただくという方向性を明確に確認をしたかったと、実はそういうことなんですね。そうじゃないと、運転手さんも毎日毎日顔をつき合わせて、前の業者の方も皆さん多分そうだと思うんですよ。毎日毎日顔を合わせて、こういうふうになったらいいなあとか、こういうふうにやってもらえんのだろうかと言われた場合に、立場上だめですというふうになかなか言えない部分はやっぱりあったと思うんですね。それがいいかどうかは別ですよ。だからこそそうしたことをしっかりと上げてもらって、こういった要望があるからということによって上げてもらって、それをルートやバス停の増設や、軽微な変更はどの辺までというのはあるけれども、一定の可能であれば変更

をしていくというようなことが大事じゃないかということで質問させていただいていますので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思いますが、そういう形でやっていくことは非常に大事だと思いますので、ぜひとも、別に懲罰的にどうこうということではなくて、できるだけ運転手さんの声とか利用者の声を直接市や検討委員会の中へできるだけ上げてもらう形で、変更しながら運用をしていっていただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

13番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は3時から再開いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（加賀 博君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位6番の21番・山岡幹雄議員の質問を許します。

○21番（山岡幹雄君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

愛西市の公共施設について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

愛西市は、平成17年4月の合併から既に8年目を迎えています。市におかれましては、合併後、新たな総合計画を初めとした市の計画策定、見直しなどによりまして、さまざまな行政分野に関し、地域間交流の推進、均衡のある発展など、合併後、市の一本化に努力されたものと認識いたしております。一方、合併後、現在の地方行政は、急速に進む少子・高齢化、住民ニーズの高度化、多様化、情報化の目まぐるしい進展など、社会経済情勢の変化を見きわめ、より一層適切に対応することが求められています。そのような厳しい状況の中、愛西市が誕生しました。この誕生により、見直しを図るため、平成18年に愛西市行政改革大綱策定に基づき、翌年19年には愛西市行政改革第1期推進計画（集中改革プラン）、そして平成22年に愛西市行政改革第2期推進計画が策定されています。

現在、公共施設が200以上あると思いますが、この施設の維持管理の総額、需用費の燃料、光熱費と修繕・役務費、委託料、使用料及び賃借料、指定管理を除くそれぞれの委託料について、平成22年度決算額をお示してください。また、公共施設の建築30年以上の建物が現在何棟あるか、お答えください。

公共施設は、必ずしも利益を追求するものではないことは承知しておりますが、公共施設の利用料の増収と歳出の抑制の取り組みを行われたのか、また公共施設の利用向上のため、アクションプラン、手順とか道筋の策定はあるのか、お答えください。

今年度、防災コミュニティセンターが建設される予定であります。その施設が何十年利用され、解体されるまでの間に維持管理費や建物設備の修理、増改築などの建物に一生涯かかるライフサイクルコスト（生涯費用）の試算費用は、他の公共施設が将来的な展望として、全施

設の総額と全施設の検証を市はどのように行っているか、お答えください。

また、公共施設の利用状況についてお聞きいたします。

愛西市としても、住民の利便性の向上、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図るため、申請、届け出などの行政手続、行政文書の電子化及び情報の共有、活用に向けた業務改革を重点的に推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政、いわゆる電子政府、電子自治体の実現が求められています。市は公共施設の利用状況と予約受け付け業務電子化について、現状はどのようなになっているか、お答えください。

最後に、多くの公共施設の維持が財政を圧迫し、子供たちの教育や福祉といった事業にも影響を与え、将来、今以上のツケが回る心配があります。市内の公共施設を各課で管理するのではなく、一元管理して、改修や建てかえ時期、用途の変更の費用を長期的に計算して、効率的に管理する経営戦略的な視野での発想と総合的な経営管理が不可欠で、徹底した施設管理マネジメント（ファシリティ・マネジメント）が必要であると私は考えております。既に多くの自治体が施設管理の手法として導入をし、施設全体を対象とした総合的視野で公共施設の管理運営を行っています。公共施設に対するコスト意識が薄く、これからの改修や維持管理に幾らかかるか明確でない現状を打破し、市民にとってよりよい公共施設であるためには、ファシリティ・マネジメントの推進、施設管理の徹底が必要だと考えますが、市の見解と、この作成計画はあるのか、お答えください。

以上で壇上にて質問を終わり、自席にて答弁をお伺いいたしますので、順次質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、第1点目の大項目の公共施設の維持管理と取り組みについてということで、まず1点目の現在の公共施設の維持管理費の総額は、議員のほうから維持管理の定義というのを今申されました。それについてお答えをしたいと思いますし、また建築30年以上の建物の棟数についてもお答えをしたいと思います。

それでは、まず1点目の建築後30年以上経過した施設の関係でございますが、これは御案内のとおり、公有財産台帳を整備しておりますので、そちらから数値を拾い上げました。それで、築年ごとに拾い出した件数は219件、いわゆる30年以上経過した施設では219棟、そして、その対象施設については51施設該当するのではないかとこのように思っております。

そして、ただいま質問がございました219棟の維持管理の総額については、ちょっとごめんなさい、これについては1棟1棟細かい棟数を拾い上げておりますので、ちょっとそれについてはお許しをいただきまして、平成22年度決算ベースにおける市全体の公共施設のそれに要する維持管理費について決算から拾い出しますと、これは指定管理施設は除いておりますが、6億219万1,000円という数字なのではないかなあというふうに数字についてはつかんでおります。

それから、2つ目の大きな質問の中で、いわゆる公共施設の利用料増収と歳出抑制の取り組み、そして施設利用向上のアクションプラン、手順、道筋の策定の質問でありますけれども、1つの考え方として、その施設の増収と歳出抑制における具体的な取り組みについては、施設

の効率的な管理運営から、これは1つの取り組みとしてとらえていただきたいと思いますけれども、指定管理者制度を導入しております。今日までに大きなものでは、4月からはPFI事業により給食センターを開設しておりますし、また佐屋公民館から文化会館へ転用するなど、いわゆる管理形態を検討していく中で、施設の増収と、一方では歳出抑制を図っていく必要があるんじゃないかなあと、そんな考え方で取り組む必要があるんじゃないかなあとというふうに思っております。

それから、公共施設利用向上のためのアクションプラン、いわゆる手順、道筋の策定につきましては、現在のところ愛西市としては、そういった計画は持っておりません。しかしながら、公共施設利用向上のため、現在、指定管理形態で運用をしております親水公園体育館を初めとした体育施設などは、当然指定管理者のノウハウ的なものも十分活用していただけるという前提で、そういった管理形態にて指定管理者制度を導入しておりますので、民間のノウハウをその事業展開に反映していただけることによって、公共施設の利用向上というものが図れるんじゃないかなあと、そんな見方をしております。

それから、市の公共施設、建物の関係でありますけれども、将来的な展望として、全施設の一生にかかるとライフサイクルコスト（生涯費用）の関係で、試算費用の検証を市はどのように行っているかという質問でありますけれども、公共施設が今あるわけでありまして、それが計画をされ、建設をされまして、実際に運用され、維持、修繕、改修などが行われながら最終的には解体されると、この一つの流れがあるわけでありまして、それにかかる生涯費用、そこへ行くまでにこれぐらいかかるという試算については、現時点では持ち合わせておりません、正直申し上げます。試算についても当然行っておらないのが現状であります。

現在、施設の運営利用の保全、これは当然補てんもしていかなければなりませんので、それは一応担当課ごとに所管施設の運用、あるいは利用、維持管理をしていただいております。それぞれの部署においてそういった管理状況をきちっと把握していただいておりますというのが現状でございます。

そして、公共施設のあり方と検証の関係でございますが、これは行政改革大綱、行政改革第1期推進プランを推し進める中で、平成20年7月に愛西市全体の公共施設の管理に関する運営方針というものを策定し、これは議員さん方にも配付をさせていただいております。それぞれの施設が築何年たって、将来的にこの施設についてはこういうような運営方針、こういうような一つの取り組みが必要じゃないかというものを指針としてまとめたものであります。そういったものも一応あります。

施設の現状と課題及び施設の今後の方針は、先ほど申し上げました運営方針にも示しておりますし、現状としては、その方針に沿って市民の皆さん方のニーズ、あるいは社会情勢の変化や事業、施策の対応に、当然これは原課の考え方を積み上げたものが運営方針でありますので、そんなような状況の中で、各担当課のほうで、その施設については取り組んでいただいておりますのが現状でございます。

それから大きな最後の、ちょっと先に私のほうからお答えをさせていただきます。

ファシリティ・マネジメント、短くおっしゃられましたように公共施設白書、横文字に私も弱いわけでありまして、ファシリティ・マネジメントというのは今議員がおっしゃったように、役所でいえば公共施設ですね。民間でいえば、組織、民間を経営する上での施設があります。その施設を環境とか総合的に企画管理活用すると。いわゆる将来的にこの施設をどう活用していくんだと、そういったものからどう維持費的なものを、コスト的なものはかっていくかと、そういった指針というふうにとらえております。それを自治体が今取り組んでおるわけであって、それは愛西市でもつくったのだという質問というふうに承りました。

それで、既存施設の老朽化に対しては、いわゆる対策を講じなければなりませんし、また有効に建物を利用することで、従来の建てかえと比べて財政負担の軽減と、計画的な建物の保全の確立とか、あるいは計画的な財政支出、当然そういった目線の中で、公共施設についてどう活用していくか。あるいは統廃合も含めた話になりますけれども、そういったような一つの収支的な計画が必要ではないかなあというふうに思っております。

ただ、現段階でそのファシリティ・マネジメントが愛西市ができているかという話になりますと、これはできておりません。と申しますのが、議員もこの間研修も受けられているということで、他市のこういったファシリティ・マネジメント、いわゆる公共施設白書も、担当も含め私も、佐倉市を初め習志野、秦野、いろんな資料を持っています。それで、大きなこういったものをつくり上げようと思うと、やはり組織の問題が一つあるでしょうし、それにかかわる職員、いわゆる専門職員の配置というものがやはり必要になってくるんじゃないかなあというふうに思っております。

そういった体制が愛西市はできておるかということになりますと、そういった体制もできておりません。ただ、今このファシリティ、公共施設の長寿命化については、総務課のほうで事務分掌しておりますし、現時点では、いろんな研修とかそういった方面へ出向きまして、いろんな情報を収集しているというのが現状でありますので、将来的にそういったものが必要だという認識は持っておりますけれども、現時点では作成に至っていないというのが現状でありますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうから、お答えが前後して大変恐縮でございますけれども、公共施設の電子予約の現状はという御質問に対しお答えをさせていただきます。

議員から御質問のありました施設予約システムということで、あいち電子自治体推進協議会が、県下現在28市町が参加して運営がされているところでございます。愛西市におきましては、平成19年6月1日にスポーツ施設、いわゆるグラウンドですとか体育館、こういった施設に対し運用をしております。また、翌年の20年6月1日より、当時佐織公民館、佐屋公民館でございましたが、現在の公民館文化会館、こちらのほうへシステムの導入を図っております。ただ、名前は施設の予約システムでございますけれども、現在、空き状況を見るということにとどまっております。これにもいろいろ現課との調整の中で、まだ予約までに至っては難しいという状況の判断の中で運営をさせていただいておるという現状でございます。以上でございます。

## ○21番（山岡幹雄君）

御答弁どうもありがとうございました。

徐々に質問させていただきます。

まず再質問で、今の情報の関係でございますが、現在、世界ではIT社会でインターネットの情報を受ける社会だと私は思っております。インターネットの環境は大きく飛躍しております。私も携帯を所持しておりますが、若い娘たちだとスマートフォンといったものをインターネット、ヤフーかグーグル、いろいろあるんですが、パケ放題で使えるわけですが、その利用率が平成24年で22.9はスマートフォンということで、20代から30代の男性、また女性だと30代の方がほとんど使用されてみえると。要するに、5人に1人はスマホだということで、どこにおってもインターネットですぐ情報が見られるということでございます。ですから、公共施設をいろいろ自治体も考えてやっております、あしたどこか施設があいておるかどうか、いろいろあるわけですが、愛西市におきまして、今御答弁ありましたように、体育施設は見られるわけですが、体育施設以外は見られない。

また、文化的にいろいろな講座等があるわけですが、そちらのほうは一応広報等も御案内はしてあるんですが、電話での予約はだめですよ、直接行ってやってくださいよということで、すごくアナログであるわけですので、実際若い方ですと、皆さん御記憶も新しいかと思うんですが、東京スカイツリーの展望台の予約が、私もニュースで聞いたんですが、10分足らずですぐいっぱいになったと、これは民間の施設でございますが、実際費用等もかかるとは思いますが、今後、愛西市もこのような施設の利用状況とか、講座の予約状況を見たり、申請方法をインターネットで行うことを検討されたらどうかということで、再度お答えをお願いします。

## ○企画部長（山田喜久男君）

議員から御指摘をいただきました現在の予約システム、閲覧の方法等々の御質問でございます。

まず初めに御説明したいのは、現在、体育施設、それから公民館等におきまして、閲覧は可能であります、予約ができないという状況であります。このことにつきましては、担当課と調整をさせていただいた折に伺っているのが、現在、申請と同時に料金をいただいているという状況でございます。そして、毎月抽せん会というのもございます。そういった中で、抽せん会が行われた折に、常時利用をされている団体さんごとがバッティングをした場合に、その場において協議をされるという現実もあるようであります。それが、例えばインターネットであき状況を見て、あいているからといってたっただと入れてしまうということになりますと、インターネットで予約しない団体さんにおいては後からの申請ということになってしまったり、料金の受け取りがタイムラグの関係でずれてしまったり、こういった諸問題が現在あるというふうに理解をしております。

それで、もう1つ、社会教育の関係だと思えますけれども、講座等については広報等で御案内をさせていただいております。なかなか人気のある講座は、私も現実に見てきておりますけれども、窓口で時間前に相当の数の方がお見えになって、そこで抽せんということも現実あり

ます。これがスポーツの教室でも同じである。人気のある講座、スポーツ教室等については、時間と同時に抽せん会が始まるという現状もあるわけでございます。これをインターネットでというのは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃいますように、現在IT社会でございます。いずれは他の施設、体育施設、社会教育施設だけではなくて、いろんな施設の空き状況等々を見られるように、それぞれの担当課と検討を重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

## ○21番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

一応愛西市の職員におかれましても、パソコンが1台机の上にあるわけでございますので、その辺は皆さん御理解してみえると思うんですが、市のほうもロジックモデルシートということで、今回のいろいろな関係でお示しをしております。それで、インターネットの公共施設に関する利用確認の市民がふえるということで、これも認識してみえるわけでございますので、今後、やはり先ほど言いましたように、スマートフォンとインターネットの市民の方の活用、ニーズがすごく多いわけでございますので、いろいろ費用等も、また不都合等もあるわけでございますが、ぜひとも早いところ準備していただいて、そのような手続ができるようにやっていただきたいことをお願い申し上げます。

次に、公共施設の使用についてお尋ねいたします。

今、愛西市が合併しまして、2町2村合併したわけですが、いろいろな施設が多くございます。その施設を幾つかの団体が利用をしてみえると思います。その利用をしてみえる団体がどのような手続をしているのか、また料金の支払い等の関係はどのようになっているか、お答えください。

## ○総務部長（石原 光君）

御質問いただきました補助団体が市の公共施設を利用している形態と申しますか、それについての御質問であります。

現状で、その補助団体が市の公共施設を使用するに当たっては、これは地方自治法の規定に基づく、いわゆる行政財産の目的外使用許可、これは当然申請を出していただいて、それに対して行政処分という形の中で許可を与えるものでありますが、そういったような手続を踏んでいただいておるのが現状であります。そして、料金の関係であります。一般的に使用料、それから光熱水費的なものについては徴収をしております。それは、議員おっしゃいましたように、愛西市も合併して8年、その補助団体、いろいろな団体があるわけですが、合併をして一本に統合された団体もあります。ただ、今までの経緯的なものをかんがみただけで、そういった対応をとらせていただいておりますので、その点をお願いしたいというふうに思っています。

ただ、この間、全協でも皆さん方に、議員各位にお示しましたように、借地料を含めまして貸付料、そういったものについては、市としてはこれから見直していきますよというお話を申し上げた経緯がございます。ですから、今こういった目的外使用という取り扱いをしております。

ますけれども、25年4月1日からは、そういったものを見直すという方針で今後進めていきたいというふうに考えておりますので、料金設定も出てくる一つの問題がありますけれども、その辺はよく慎重にそういったものを検討した中で、いずれにしても25年4月1日からは、その方針に沿って進めていきたいという考えであります。

○21番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

それで、公有財産という形で目的外使用ということで、一応私も資料をいただいて、それらの使用については使用料等の徴収ができるということですので、御検討のほうをよろしく願いたいと思います。

それで、実際4町村が合併していろいろ施設があるわけですが、今なお使用料、利用料が無料という施設があります。実際、きょう真野議員が言われたバスの運賃も無料で、この平成20年の4月に施設の管理運営方針が作成された中にもいろいろな方針が示されており、有料化を検討すると。これは4年前に方針が決まっておるわけでございますが、今なおどのような方針を踏まえて検討されてみえるかわかりませんが、それぞれの改善する計画が市としてあるのかどうか、お答えください。

○総務部長（石原 光君）

当然改善する考え方は持っております。これも平成20年8月に使用料、手数料、今御質問がありました、その一つの見直し基準、これは市の考え方について基準も設けております。そして、一つの考え方は、やはり基本的な考え方は受益者負担が原則でありますので、その方針に基づいて今後進めさせていただくと。実施に向けては、いろんな施設、現状のまだまだ微調整をする部分がありますので、考え方は受益者負担の原則に基づいて進めさせてもらうというのが現時点の考え方です。

○21番（山岡幹雄君）

よろしく御検討をお願いします。また、市のほうにも市有財産評価審査会というのがございますので、そちらのほうも審議されてみえると思いますので、いろんな面において協議されて、よりよい運営のほうをよろしくをお願いします。

また、実際、公共施設が昭和40年から50年、実際に例を挙げますと、給食センター、また斎場でも老朽化でどうしても建設しなければならないということで、オープンしております。また、公共施設、特に小・中学校は昭和40年から50年に施設が建っております。いろんな施設がその当時建てられておると思いますが、公共施設の耐久性は一般的に50年と言われ、鉄筋コンクリートの場合は65年であると言われております。築30年以上を経過した公共施設が、御答弁にもありましたように51施設あるということでお聞きしております。少子・高齢化や耐震補強などのいろいろな経済状況の悪化など、要するに30年前はいろいろ景気が上がって、つくれ、箱物をやれということで、いろいろな施設が、それぞれ4町村が建てられた経緯もあるんですが、社会情勢も大きく最近変わっております。今までの機能を残してさらに新しい住民ニーズに対応していくとか、今までの公共施設のあり方での運用は厳しく、さらに老朽化ということ

が避けられない問題もあります。

維持管理費など、今後相当な費用が必要となってくると思われます。既存の公共施設の効率化、効果的な利用状況を把握して、総合的、横断的な観点から公共施設のあり方について考えなければならないと私は思っております。いろんな公共施設について、今後どのような将来像を描いているのか、お答えのほうは将来のビジョン等は考えてきていないということで、再度お伺いさせていただきます。どのようにビジョンを考えているのか、再度御答弁をお願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

市の公共施設の現状というのは、議員のほうからもお話がありましたように、30年以上経過した件数も先ほど申し上げたところであります。当然ながらその施設の老朽化が進み、修繕、維持管理費等はやはりふえていくという傾向にあるのではないかなあと、やはりそれは懸念をしております。

本市の場合、その合併により重複した機能を持つ公共施設の集約整理、再編、こういったものがそのままの状態では合併をしておりますので、それはやはり先ほど申し上げました一つの整理として重要な課題ではないかなあというふうに思っております。

そして、一方ではその財政の問題ですね。合併特例期間が過ぎれば交付税等も減っていくという状況の中で、金のあるときは古い建物は建てかえやええと、言葉が悪いので申しわけないですけど、そんなような発想もありましたけれども、そのような考え方はこれからは極めて困難な状況になってくるんじゃないかなあというふうに考えております。

そして、当然、既存の施設の用途変更も考えていかなければなりませんし、その模様がえ等の有効な活用を検討する必要があるんじゃないかなあというふうに考えております。中には統廃合をし、あるいは利用の少ない施設については廃止をすると、これは乱暴な言い方もわかりませんが、そういったことも視野に入れていく必要があるんじゃないかなあというような考え方をしております。

しかしながら、市民の皆さんのニーズにこたえていかなければならないという反面、そういった部分がありますので、一方ではそういった考え方をもちつつ、きちっとそれは整理していく必要があるんじゃないかなあというふうに思っております。

#### ○21番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

実際、今から20年後、30年後、40年後、どういう時代になっているかわかりませんが、ただ一つだけ言えるのは、今のこの公共施設がまずよくなる、いろいろ悪くなるのは目に見えていると思います。実際、先ほど申し上げましたように、今から20年、30年前に、日本の自治体が一番ぜいたくな時代だと言われております。地方の時代と言われるようになって、ほとんどの自治体が自分たちの顔づくりというべき文化施設、都市施設等の箱物の建設ラッシュ、先ほど言いました小・中学校の木造から鉄筋コンクリートづくりへの建てかえ、御答弁にもありましたそういう施設が200以上あるということで、建物の設備更新、修復等の大規模なコスト

が発生してくるのは目に見えてわかってきます。これは、コストの財源が財政的にも圧迫の要因になってくると思われれます。そんなようなことで、実際、市のほうはそういう危機感を持ってみえるかどうか、再度御答弁をよろしくお願いいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

危機感を持っているかと、当然持っております。先ほど申し上げたとおりです。将来的な維持管理的なものを考えた場合に、当然それは財政的に圧迫をしていくということは目に見えておりますので、そういった面において、当然それは心配はしております。ただ、その中でも修繕的なものはやっていかなければならない施設もありますので、修繕が必要になった場合には、当然予算計上の段階では議会のほうできちっと説明を申し上げ、審議をしていただいておりますので、ケースに応じて、当然やるべきことはやっていかなければなりませんので、危機感と言われると、それは持って当たり前のことだというふうに思っておりますので、そういった理解でおります。

**○21番（山岡幹雄君）**

それぞれの立場で危機感を持っていただいて、今後、市の運営をしっかりとお願いいたします。

また、新たにそれぞれ合併して公共施設がつくられています。将来、幾らコストがかかるか、可能な限り試算して市民に説明をしていく責任を僕は果たさなければならないと思っています。公共施設をつくろうという段階で、将来かかってくる財政負担を含め、それだけのコストに見合った効果が期待できるかどうか、将来のコストに対する事前評価が必要だと思います。1億円以上の建設事業など、一定規模以上の箱物を建設しようとしたときは、それを義務づけるような制度設計が必要だと思いますが、これらのことを検討してみたらどうですか、お答えをお願いいたします。

**○総務部長（石原 光君）**

一つの公共施設をとらえた場合に、必ずしも今維持管理云々、利益もありますけれども、そういったものを追求するという前提で整理をすべきものではないかなあというふうには思っておりますが、ただ、ライフサイクルコスト（生涯費用）もそうでありますけれども、今の将来に対するコスト、そういった評価的なものも必要だという認識は持っております。ですから、そこへ至っていないのが現状でありまして、これからこういったものが愛西市にとって、指針というものが、施設白書的なものがあるというふうに申し上げましたけれども、どこまで突っ込んだもの、どこまでを掘り下げたものをつくっていくかと。これから一つは、よく内部で検討していく一つの課題ではないかなあというふうに思っております。その一つの方針の中で、先ほど議員がおっしゃいましたそれぞれの建物施設、将来的にこれだけ経費がかかるんだよといった、ある分財政的な、収支的な計画というものができ上がってくるんじゃないかなあ。できればそういったものも取り組んでいく考えは持っておりますけれども、この時点でなかなかそこまで着手していないのも現状でありますので、考え方についてはそのような考えでおります。

## ○21番（山岡幹雄君）

一応、いろんなことが課題になってくると思いますので、御検討のほうをよろしく申し上げます。

それで、先ほども申しましたが、市のほうは数年前からロジックモデルということを作成してみえます。こちらのロジックモデルに橋梁長寿命化修繕事業ということで、もちろんその公共施設には道路、橋も含まれてきます。それをずうっと活用難易度、成果ということでいろいろ計画はされてみえるんですが、実際、修繕はしなければならない、いついつ橋は建てて、いろいろ歳出のほうも抑制が必要であると、いろんなことでなっております。実際、公共施設には、建物以外に上水・下水のいろんな施設、いろんなものが含まれてきます。これらの施設がいつ建てられて、いつ修理するか、特に一つの建物施設を建てると、大体10年か15年ぐらいたちますと空調機等が壊れます。それが、建てるときは多分そのときはだれも思わないと思いますが、そんなようなことでいろんな修理が必要になってくると思われまます。それらは市のほうの公共施設、いろんなあらゆるものを調査して整理していく考えはないか、お答えください。

## ○総務部長（石原 光君）

自分も当然、この公共施設の管理、今申されました下水もそうでありまますし、橋梁もそうです。道路もそうです。教育の施設もそうです。そういったそれぞれの施設にかかわる台帳は整備ができております。それは、県下においてそれぞれ整備をしてもらっておるのが現状であります。理想は、公共施設というその一つの大きなふろしきの中で、そういったものを一元化し、管理できるというのが理想だというふうに僕自身も思っています。ですけれども、現状においてはそんなような一元化まで至っていないのが現状でありますし、例えば施設の工事履歴とか、建物の修繕等の必要性など、これは繰り返しになりますけれども、これは担当課のほうで把握に努めてもらっておるのが現状です。ただ、先ほど組織、それから人の話をちょっとしましたけれども、やはり将来的にはいろいろ今御提案をいただいておりますようなものをきちっと愛西市として整備しようと思うと、やはりそれだけのある部分、体制が必要ではないかなあという思いもしておりますので、将来的には新たな組織体制を図る中で、きちっとこの問題については方向づけといたしますか、考えていく必要があるんじゃないかなあというふうに思っております。

## ○21番（山岡幹雄君）

一元化に向けては御検討をよろしく申し上げます。

それで、最後になるんですけど、一つのある種の例をちょっと説明させていただきます。

この市において市民文化会館を昭和57年にオープンいたしまして、建設費は21億4,000万円 で建築いたしました。年間の維持管理費が5,400万で、25年で13億5,000万、35年で18億9,000万円かかると。オープンから現在まで25年間要した改修・修繕が、この施設だと8億1,700万 がかかったと。今後、あと10年間でいろいろ修繕等を考えると6億1,800万が予想されると。それで、25年間たつて21億6,700万ということで、この25年で既に建築費の費用を上回っておる ということの計算上でございます。それで、これには人件費等も入っておりません。この25年

がたってからこれで終わるというわけではありませんので、またこれから10年も50年間も末永くその建物は頑張ってもらわなければなりません。頑張ってもらおうということは、将来どこまでお金がかかるか、これは未定でございます。このお金のかかるというのは、いろいろ一元化に向けいろいろ試算を攻略していただき、27年度までには記載がされるということではいいんですが、それ以降の維持管理はどのようなになるか、御検討をされるかと一番いいと思います。

公共施設を持つということは、どんどんお金がかかるということでございます。大体どこの建物も、できてからいろんな施設が壊れてきます。先ほど言いましたように、この施設は25年で、建てられた建築よりもコストがかかるということで、これはある種のことでございますが、25年前のときはそれでよかったかもしれませんが、これからは負担になるということでございます。それで、愛西市において過去に建設された公共事業で、多分維持管理費が市政財政を圧迫していると思います。財政の健全化に向けた公共施設のあり方を真剣に考えていかなければならない時期に入っていると私は考えております。経済不況と少子・高齢化が進む中で、公共施設も老朽化が進み、維持管理費が財政を圧迫し、子供たちの教育や福祉といった事業に影響を与え、将来に今以上のツケが回る心配が多分あると思います。公共施設の運営に対して警笛を鳴らし、厳しい現実を視野に市民の方々にお示ししていただいて、全庁的な取り組みとして対策を行うことが必至であると思われまます。したがって、市内の公共施設を各課で管理するのではなく、先ほどお示し御検討されるということでございますが、一元化に管理して、改修や建てかえの時期を用途の変更、費用を長期的に計算して、効率的に管理する経営戦略的な視野で、発想と総合的な経営管理が不可欠であり、徹底した施設管理——ファシリティ・マネジメント（施設白書）でございますが——をしようと思っております。

それで、公共施設のストックマネジメントということで、白書のやり方でございますが、実際、施設の基礎情報を棚卸し、要するに集約していただいて、現状の調査をしていただく。それで、施設のデータを一元化、200以上の施設を一元化していただくと。そこで、施設白書、今後の公共施設のあり方、要するに、その施設を利用するのか、どういう方向性を持つのか、そういう計画を立てていただいて、今後、それらのものについて具体的な計画をさせていただくのが一番いいかと思っております。

平成18年の6月に、国では行政改革推進法の制定により、国の資産を平成27年度までに10年間で2分の1を目標として、資産の保有の必要性の厳格な判断、売却の推進などを規定しております。このように、国もファシリティ・マネジメントを推進し、ほとんどの多くの自治体が、特に合併した自治体なんかはすぐ取り組んでみえると思います。総務部長も言われましたように、佐倉市とかいろんな団体が施設白書を作成しております。その自治体も指定管理を手法として導入して、施設全体として総合的視野、将来変化に対応する長期的視野に立ち、経営的視点で公共施設の管理運営を行っております。そこで、市も将来的な経費を明確にし、公共施設に対するコストの意識の徹底と、経済的な視野に立った管理経営をするファシリティ・マネジメントの推進と、それらの施設白書の作成が私は必要だと思われまますが、最後に市長のお考えをよろしくお願ひいたします。

○市長（八木忠男君）

山岡議員の質問にお答えをいたします。

大変いい提案をありがとうございました。少し前までとは随分違うなあということを真剣に思いました。ですから、そういう部下、仲間がたくさんおりますので、ぜひ御指導のほどもあわせてお願いをしたいと思えます。

そういうことで、私どもの進めている内容は、先ほどの話じゃありませんが、行政改革推進本部会議、もう65回以上しております。横断的です。我が社の社内の横断的な各それぞれの部署のそうした施設管理、あるいは統廃合、利用料、使用料などなどを積み重ねて現在も進めているわけでありますので、御指摘いただいた点、十分にまた参考にさせていただきながら、今後運営を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

21番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時再開といたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位7番の18番・大島功議員の質問を許します。

○18番（大島 功君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目、木曾川用水地区地盤沈下対策事業についてであります。

本事業は、法令等において地下水の採取が規制された地域で、地盤の不等沈下によって生じた農業用施設の効用の低下を従前の状態に復旧するために必要な工事を行い、農業経営の安定と農業生産の保全を図るものでございます。

本地区は、地下水の過剰採取によって海部土地改良区が管理する開水路でつくられた農業用水路が不均一に沈下して通水断面が狭小となった結果、通水量が不足し、回復するための現況の開水路をパイプライン、FRPM管（強化プラスチック複合管）に改修し、農業経営の安定を図ることを目的としています。

事業は平成8年度より、事業施工は県農林水産事務所排水対策課、施設管理は海部土地改良区、事業費の負担は国が55%、県が39%、市が5%、土地改良区、農家ですが1%であります。この路線には、光西支線、内佐屋支線、市江支線の3支線があります。

市江支線についてお尋ねをいたします。

佐屋駅周辺の工事が3年ほど前から進められ、現在は北一色のフコク東海まで完了していません。海部土地は住宅密集地であるため、ほこり押さえ、雑草が生えないためにアスファルト舗装をし、その部分を市は歩道として利用するようにお願いされたが、大変結構なことだと思います。

そこで、小項目1の市江支線開水路のパイプラインに改修後の歩道利用についてをお尋ねいたします。

1つ目として、歩道は東保町の市道部分の安全を高めるためにあるのか。また、住宅地域の人々が通学、通勤のため、駅まで利用するためなのか。それとも、地域住民の生活、健康増進のための散歩道的なのが利用目的なのか、お尋ねをいたします。

2つ目に、利用部分については、県、海部土地とも話し合いは十分されたと思うが、例えば契約年数、維持管理的なこと等はどのような内容で借りられるのか、お尋ねをいたします。

3つ目として、北側には住宅が密集していて、歩道より家の中が見られたりする不安等があり、当然、賛否両論が出たと思います。地元との話し合いを持たれたと思いますが、内容はどうかであったのか、お尋ねをいたします。

4つ目、安全確保のため、市側がガードレールを設置されたと聞くが、その他の施設部分はあるのか、お尋ねをいたします。

5つ目、車は走行できないが、車の出入りや横着な自転車進入等での安全対策はどう見ているのか、お尋ねをいたします。

次に、小項目2、駅東側駐輪場についてお尋ねをいたします。

1つ目として、駅東側の南北線通水路には駐輪場として、今、市がお借りされていて利用されてみえますが、何台分の駐輪が可能か、数がわかればお教え願いたいと思います。

2つ目として、利用者がふえ、東西線上の歩道部分までも不法駐輪が見受けられますが、歩道としての整合性はどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、大項目2、公的カードについてであります。

公的カードは、本来その目的を達成するために作成され、時には身分証明書として利用され、大切に扱われています。国民健康保険被保険者証や写真つきの住民基本台帳カードなどの有用性は高いと思います。

そこで小項目、国保、その他のカードカバー、要するに入れるものの、配布についてお尋ねをいたします。

1つ目として、平成20年4月1日の更新から国民健康保険被保険者証がカード化されています。1人1枚交付されているので、長期旅行や出張等に分ける必要もなく、名刺サイズで財布に入れて持ち運びしやすく、大変便利になりました。名刺サイズと小さくなる中で、薄い紙質なので紛失や誤って捨ててしまったり、汚れたりすることもあると思いますが、再発行件数はどれくらいあったのか、お尋ねをいたします。

2つ目に、1年目、最初の年には、カードとカバーを配布され、その後はそれぞれの窓口で欲しい人に渡されているそうですが、周知や被保険者の声はどうかであったのか、お聞きしたいと思います。

あとは自席から質問をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

市江支線の改修後の歩道利用についての御質問ですが、まず利用目的につきましては、開水

路を地中化したため、上部利用について土地所有者である愛知県と、管理者である海部土地改良区との協議の結果、市道に接している部分については、市で上部利用をするためガードパイプを設置し、歩道、一部自転車置き場としての借地利用の目的で、無料借地をお願いをいたしました。

2番の借地内容につきましては、愛知県所有の行政財産であるため、水路敷を1,450平方メートル、無料で借地のお願いをしました。

3番目の地元との話し合いにつきましては、工事説明については地元へ毎年度工事の都度、回覧文書にてお知らせをしております。建物が隣接する工事場所につきましては、個別に説明をし、物件調査等が必要な場合は、その都度発注者の愛知県海部農林水産事務所排水対策課の担当者が説明に当たっております。当時、説明会においては、いろいろ意見をいただいております。

次に、4番目ですが、市側の対策部分につきましてですが、市道2056号線の防護さく設置工事としてガードパイプを234メートル、23年度に施工させていただきました。

5番目の自転車等の進入により安全確保についてですが、現在歩道部分に駐輪しておみえの方がございますが、整備予定の駅西側への駐輪場の整備により、駅東から自転車の移動をすることにより、現在歩道部分にとめられている方が減るといふふうに考えております。

次に、駅東の駐輪場について、歩道等の整合性はどうかという御質問でございますが、ガードパイプにて歩道部分を確保した部分と、駐輪場と混在している部分がございます。案内看板等の設置により、駐輪場との区別をしていきたいというふうに考えております。

#### ○総務部長（石原 光君）

小項目2番目の駅東の側駐輪場におきまして、何台分の駐輪が可能かという御質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

この場所につきましては、当然占用をさせていただいております。そして、その占用面積から一応可能台数をはじき出しましたら185台ということで、当初は予定をしておりました。ですけど、現実的には、予定以上の利用がされているという状況になっております。以上です。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうからは、国民健康保険証の関係でお答えさせていただきます。

まず1点、23年度の再交付の件数でございますが、年間で379件ございました。

また、カバーの関係で、まず周知ということが1点ありましたが、そちらにつきましては、特に周知はしておりませんが、再交付等で窓口にお見えになった方には新しいのをお渡ししております。

また、カバーについての受給者というか、被保険者さんの声でございますが、今回、平成20年3月にろう引きのコーティングの紙ベースの一人一人のカードにしました。それによりまして、被保険者証が大変薄くなりました。その薄いがゆえに、そのままカード入れに入れるのでいいという方と、薄いからかえってケースが欲しいという方と、いろいろな御意見はいただきました。以上でございます。

### ○18番（大島 功君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、ちょっと疑問に思ったところを数点、再質問をさせていただきます。

利用目的ですね、それは多分しっかりと持ってみえたかと思いますし、また答弁の中でも述べられましたけれども、ただ利用目的が、現在工事が継続であります。そうすると、やはり東のほうへ、本部田揚水機場まで約3キロぐらいあります。そうすると、やはり地元の方々は、そうした声もやっぱりこれから出されるんじゃないか。光西線、内佐屋線については、農業地帯であって、その部分については砂利で草押さえをしているというのが現状だそうでございます。そして、佐屋の駅東だけが住宅で、どうしてもほこりとか草が生えるといけないからということで、市側の御配慮でこうした行為に出られたと思うんです。

私も大変結構なことだと思います。ただ、この使い方が、歩道として使われればいいんですけど、先ほどのいろんな問題点の中から、駐輪場も東側に、今総務部長のほうから約185台置けるという答弁をいただきました。確かに、私も見させていただいたら、それ以上であります。そうしたことから、やはり利用目的というのを、今後しっかり持っていきたい。

ただ、私はいろんな面に利用していただくというのは結構なことだと思います。私どもの今利用しているポンプ場へ水が来るときには、水をお願いすると、ごみと水が半分ずつです。それで役員が毎年ごみ上げで苦勞しております。そうしたことや、フェンスもだんだんと破れてきて、水難事故防止にも役立つし、またそうした路面上を有効利用できる、一石三鳥あるかなと私は思っておりますので、大変結構な話だと思います。

そこで、借りるときの内容ですけれども、県や海部土地の許可を得て借りられた。ただ、あそこは通水路として農業用施設であります。そうした面で、歩道としての利用についての許可というのは、簡単におりましたでしょうか。内容的に話ができればお教え願いたいと思います。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

上部利用につきましては、行政財産の使用許可を24年1月10日に申請をし、24年2月20日に許可を受けておりますので、上部利用については、上を歩道で利用するという事で、ガードパイプの設置をするということも説明した中で許可を受けたものでございます。

### ○18番（大島 功君）

ありがとうございます。

確かに、南側は東保町の土地改良区が、やはり道をつくられて、今市道という格好で舗装されております。あそこには、ごみ集積場が、たしか2カ所あったと思います。そうしたことから、車、人の往来も激しかったと思います。歩道利用によって、多少安全性が高められたんじゃないか、私はそう見ております。

しかしながら、ごみ集積場があることによって、申しわけないけど、あそこら辺の住宅の方が裏の歩道上へものを置いていけるというような、そうした行為が行われないように、地元の方との確約たるものは持ってみえるのか、一遍ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

今の上部利用の歩道利用というようなことは説明をさせていただいておりますが、そのほか目的外でもし使われるような場合につきましては、案内看板などの設置等で周知をさせていただきたいのと、地域の代表の方々に、その旨、周知をしたいというふうに考えております。

#### ○18番（大島 功君）

ありがとうございます。

確かに私も見させていただいて、もう現実に歩道上のほうまで自転車が駐輪されております。部長さんの言われるように、そういうことを周知したり、看板を立てることは、確かに結構なことだと思います。そうしたことにより、あそこでお手伝いをしていただいているシルバーさんの御協力、朝方はすごい乱雑だけど、昼になるとぴかっときれいに整列されていると。そういうような光景で、時間帯によっては、見る景観度が違うと思うんですけども、そうしたことを、ひとつお願いしたいと思います。

それから、あれは須依町ですね、北側。須依町の方が今まで開水路があったがために出入りができなかった。それで歩道ができた。市がガードレールを設置してくれた。それで、車を持ってみえるところには、やはり車の出入りの部分はあけてある。そうしたことによって、歩道専用で借りたんだけど車を出入りさせるという、そこら辺の交錯したときの安全性といいますか、例えば、そこで事故が起きた場合は、これ責任的な問題もいろいろ発展してくると思うんですけども、そういう対策上のことを、もう少し詳しくわかればお教え願いたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

当然、利用が歩道利用ということですので、道路区域として維持管理はさせていただくと。もちろん、車の出入りというような危険を伴うという部分もございますので、そこら辺は、出入り口につき注意だとか、そういうような看板設置等も考えた中で周知をしたいというふうに考えております。

#### ○18番（大島 功君）

それでは次に、東側駐輪場について、御答弁ありがとうございました。

東西線の通水路上に185台ということであります。確かにそれより多くは感じました。しかしながら、西側の駐輪場のほうへも設置され、一部はそちらのほうへ移動もされているという行為も行われているようでありますが、東側の、もう少し100メートルも行かないですかね、行ったところにも市の駐輪場がありますね。今の東西線の駐輪場のところから駐車場があつて、それから家が三、四軒あつた東側にも駐輪場があります。

人間というのは、家でも新しく改装すれば丁寧に使う、それがだんだんと年月がたつて汚れてくると使い方が乱雑になる。やはりそうしたことがあると思うんです。そうして、特に若い人は、慌てて時間いっぱいに来て、駐輪場の自転車と自転車の上に前輪を突っ込んで走ると、そうなけらな時間的に間に合わないとか、遠くのところより駅に近いところまで自転車で乗っていければ、早く電車に乗れると。やはり、これは人間の本意でありますので、余り遠くにあると利用率が低下するといいますか、そういうようなこともありますし、せっかくお借りしたんだから、利用者のモラル、マナーがやっぱり必要だと思います。

そうしたことによって、1つ自転車のほうを担当してみえます総務部長さんのほうに、どう  
いう対策を今後考えてみえるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

現状は、今議員のほうからお話がございましたとおり、先ほど私が申しあげました占用して  
おる部分も相当の利用がある中で、そういった整理についてはシルバーさんをお願いした中で、  
きちっと整理をしていただいております。そして、今お話がございました東のほう  
ですね、一部その駐輪場という形で、そこも市のほうで駐輪場という形で使用をしていただい  
ておるという状況もあります。

実は、どちらも現状の利用等を確認しますと飽和状態の状況です。そして、一部道路をふさ  
いでいるような状況も見受けられますし、その近隣の住民の方からも御意見をいただいております  
というのも事実あります。そんな状況の中で、今シルバーというお話もありましたけど、安全  
対策課の職員が出向きまして整理することもあります。そんな状況の中で、現状としては看板  
の設置等も今対応しております部分もありますし、また一方では、放置している自転車もあるわけ  
です。その辺は、今後、放置自転車も含めて現状はよく把握しておりますので、きちっと調査  
をした中で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

もう1点は、学生の方が相当とめられておみえになる部分もあります。ですから、その辺の  
モラル、マナーといいますか、そういったことも議員のおっしゃるとおりでありまして、一度、  
学校側のほうへも駐輪に際してはきちっとやってくださいよというような話も、ひとつ必要で  
はないかなというふうに考えております。現状を把握した中で、できることはやっていきたい  
というふうに思っております。

**○18番（大島 功君）**

ありがとうございました。

ちょっと戻りまして歩道上の関係ですけれども、今後は海部土地もゴルフ場ですね、もうち  
よっと東に行った、あそこら辺まで予算がつけば予定されているというようなことをお聞きし  
たんですけれども、やはりせつかくある程度利用するならば、光西線、内佐屋線も含めてですけ  
れども、やはり健康増進案とかいろんな目的のために、せつかくガードレールをつけて、そう  
いうような行為をされるならば、市民のためにある程度解放していくというのも1つの方法じゃ  
ないかと思っております。

そうしたことと、それから総務部長さん、自転車が東側も西側も南側も飽和状態で困ったと  
いうあれですけれども、やはり駅は日に日に発展しておると思います。そうした考えから、東  
伸線について、経済建設部長、それから駅周辺の自転車駐輪対策について、総務部長さん、何  
かあればまた1つお考えをいただきたいと思っております。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

上部利用につきましては、今いただいた意見を海部土地のほうへ意見として市のほうからお  
伝えをしたいというふうに思います。有効な上部利用を考えていただくようお願いをしていき  
ます。

○総務部長（石原 光君）

駐輪の飽和状態の1つの対応策として、ことしの予算で駅の西側の一面に新たに自転車駐輪場を整備したいということで、これも議会のほうで予算をお認めいただいております。それが整備されれば、当然東側の駐輪場も西側へある程度とめていただけるというような状況もありますので、そういった飽和状態は緩和できるのではないかなというふうに考えております。

○18番（大島 功君）

ありがとうございました。

それでは次に、公的カードについて質問をさせていただきます。

どうしてこの件を質問させていただいたかといいますと、やはり保険証というのは、ちょっと私ももとのあれで、これは本市やなしに他市から借りてきたんですけれども、多分同じ保険組合から発行されているから一緒だと思います。名前は入っておりません。こうした格好で、こういう封筒に3月中旬から下旬ごろに各それぞれへ郵送されていきます。そうした中へ、これもカバー一緒だと思いますが、これだけのカバーですので、入れていただければ簡単にそれぞれの手元へ届くと思います。これを隣の弥富市さんは毎年やってみえます。

先ほどの答弁の中にも、要らない人、要る人もあるということで、確かに要らない人には邪魔になるかもしれません。しかしながら、ほかの利用もできると思いますので、そこら辺もちょっと1つお考えの中に入れていただき、私も確定申告のときに住基カードをつくりました。カードというのは、余り僕は持たないんですけれども、やはり持ったら住基カードは厚いんですね。今回の健康保険証というのは、本当に紙のぺらぺらなんですよ。だから、使い道は、特にこの健康保険証というのは、やはり先ほども379件ですか、紛失の再交付があったということでお答えいただいたんですけれども、やはりこれはいろんなところへ、私も先ほどの質問の中で、財布の中に入れられる。私も実際、この間失敗したんです。財布の中よりは絶対にいいからと思って、それである医者で提示してくださいと。見たら入れてあったんだけど、それが結局、二、三枚の名刺と名刺の間に入っちゃって、カードを一生懸命探しておっても出てこない。うちへ行ってあちこち探したんだけど、これも出てこない。もう1回探して1枚1枚やったら、名刺と名刺の間に、同じ名刺ぐらいの紙ですので、同じ厚さで固定されちゃっておる。というのは、ここの裏に多少のりが残っているといたしますか、そうした関係上、多分くっついたんじゃないかなと思うんです。

そうしたことで、こういうケースに入れておけば、これは健康保険証が入っているんだ。この中に住基カードを入れましたら、楽に入ります。しかしながら、ほかのカードは厚いですから、また色がついていますから、見違えることはありません。ただ、この健康保険証だけは、本当に色がつくと見ると、何だったかなというような感じになってしまいます。

そうした面から、ぜひともカバーを送っていただきたいのと、この健康保険証の裏には、臓器提供に関する意思表示という文句が書いてあります。もしまだ確認されていない方が見えませんでしたら。それで、去年の保険証ですと裏にちょっと分厚いビニールが張ってあります。そこの上へ書こうと思うと、ペンでは書けません。ただペンの跡形が残るだけ。そして、ことしから

は、それが薄くなってペンで書けます。ですから自分の名前と自分の書いた日にちと、いけない臓器のところへバツを打つなり、レ点を打つなりしてやっておけば、何かあったときには、やはり利用できるということで、そうしたことにおいて、ちょっとこすってみたんです、自分の名前を書いて。そうしたら、ある程度やれば消えます。やはりそうしたことを防ぐためにもこうしたカバーが必要じゃないか。ですから、これを今まで周知がどういうふうにされておったかわからないですけど、ない人はとりに来てください。ただ郵送されてくると、郵送が来たから、ただこれだけだという、知らない方は思い込んでしまって1年間が過ぎてしまいます。

ですから、一緒に紛失しないように、やはりそれぞれ郵送していただいて大切に保管していただくように。そうしたことを自分は常に思いました。一遍その考えについて、お考えをどういうふうに持ってみえますか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

先ほど、弥富市さんの例も出ました。まだほかにも私のほうも調べまして、同様な形態で更新時にお渡ししてみるところもあります。

また、冒頭に議員が言われました。愛西市は20年3月に、とりあえず皆さん方にこのカードをお配りしたときに、全員にはカード入れをお配りしましたが、その後、年数もたっておりまして、今の話で傷んだり失くしたりという方もお見えだと思います。そういうことも踏まえまして、次回、予算の状況を見ながら今後の更新のときに検討していきたいなということは思っております。以上でございます。

#### ○18番（大島 功君）

1つの例として、特に健康保険証を申し上げたんですけれども、ただ、まだほかにも私の知らない公的なカードもあろうかと思うんですけれども、やはりそうしたこともできる限りそういう対応をしていただければ、皆さんも大切に扱って紛失もされず、そうして何かの窓口で出すときにも、すぐに手早く出せるというようなこともあろうかと思っておりますので、1つそういう点に御注意というか、喚起していただきたいなと思っております。

全体的なカードで何かお考えがありましたら最後に聞いて、これで質問を終わりたいと思います。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

全体的と申しますか、まだ後期高齢の医療証とか、それから介護の医療証等あります。こちらのほうも、新規の発行のときにカードをつけてお渡ししております。先ほど言いました住基カードというのは、ちょっと材質が厚うございますので、あれにつきましては特別にカードケースは入れておりません。

そういうような状況で、医療証等については、やはり発行のときには、カードカバーというのは必要に応じた状況で対応したいなということを思っております。

#### ○議長（加賀 博君）

これで18番議員の質問を終わります。

次に、通告順位8番の22番・前田芙美子議員の質問を許します。

## ○22番（前田芙美子君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

ことし4月に介護保険制度が改正されました。高齢者が地域で暮らし続ける体制づくりが大きな争点になっています。重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行う定期巡回、随時対応型訪問介護が創設されました。日常生活や介護に不安を抱く高齢者単身の方や夫婦世帯が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように整備され、自宅への訪問サービスが充実しています。まだ法改正から2カ月少ししかたっていませんが、以前と比べて何か変化はありますか。あれば、どのようなことでしょうか。

また、在宅サービスは多職種がかかわります。安心とは、医療・介護がすぐそばにあり、必要なときに必要な医療・介護がすぐ利用できることです。市では「自分らしく歳を重ねられるまち・愛西」を目標に掲げられていますが、安心のある自分の家で最後まで、その人らしく生活できるという施策をどのように考えてみえるか、わかりやすく教えてください。

また、第5期介護保険事業計画のうち、今後の第1号被保険者の推計及び介護保険料、介護サービス料の推計についてお聞かせください。

もう1つの質問ですが、昨年12月の一般質問で直営診療施設である八開診療所の経営状態についてお尋ねしました。あれから半年、何か改善されたことはありましたでしょうか。赤字解消のための努力はしていただいていますでしょうか。

以上、お聞かせください。あとは自席で質問させていただきます。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

医療と介護の連携強化でございますが、今回の5期で4点ほど充実をされているところでございます。

まず1つ目といたしまして、在宅生活時におけます医療機能の強化に向けた新しいサービスの創設や、リハビリテーションの充実及びみとりへの対応強化など、在宅では提供が難しい対応の充実・強化がなされております。

2つ目といたしまして、介護施設における医療ニーズへの対応ということで、入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携を促進する内容も盛り込まれております。

また、地域密着型サービスのうち、24時間対応のサービス、先ほどおっしゃられました定期巡回、あるいは随時対応型の訪問介護ですが、そういったものや医療との連携が図られる複合型サービスが創設をされまして、医療との連携がとれるということになっております。

それから、そのほか介護報酬に加算が追加をされまして、介護事業所が医療との連携を行った場合に介護報酬として評価することにより、医療との連携にシフトした改正内容になっているというものでございます。

こういった部分におきまして、加算ですとかそういったところにおきましては、事業所として考えていただく部分もございまして、事業所に対します環境整備が図られたというふうにも思っておりますが、市といたしましては、第5期の事業計画の中で地域密着型サービスでは、

複合型サービスを1カ所計画いたしておりまして、事業計画の中に盛り込んでおるところでございます。

推計でございますが、まず将来人口、あるいは65歳以上の第1号被保険者の推計につきましては、統計方法上の手法によりまして推計を行いまして、平成26年、3年後ですけれども1万8,067人というふうに推計をいたしております。基準額、介護保険料でございますが、そういったいろんな推計に基づきまして月額4,350円という介護保険料を積算いたしたものでございます。

それから、サービスの推計でございますが、今後3年間の介護施設整備計画及び介護報酬等の改定率等を加味をいたしまして、また平成24から26年度の介護サービス見込み料を推計いたしまして、3年間の合計で115億1,500万円と見込んでおるものでございます。以上でございます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、八開診療所の経営状況についてお答えいたします。

昨年の12月議会におきまして、診療所の経営状況につきまして議員より貴重な御意見をいただきました。その後、どのようなことを行っているかということで述べさせていただきたいと思っております。

まず歳出でございますが、平成24年度の予算におきまして、医薬材料費、いわゆる薬品代ですが、そちらを23年度予算と比較しまして400万円の削減をいたしております。これにつきましては、ジェネリック医薬品の使用促進と過去の利用実績等を考慮いたしまして、また薬価の基準の改定などを勘案いたしまして予算上で削減いたしました。さらには、保守点検委託料等のさらなる見直しも図り、できる限り削減の努力をして歳出の軽減を図りたいというようなふうで考えております。

次に歳入の関係でございますが、例えば健康診断でございます。こちらについても、増加を図るために、現在地域の2つの保育園の職員の先生方の健康診断を行っておりますが、1園については園児の健康診断を受託しておりましたが、この24年度におきましては、もう1園の園児の方の健康診断も新たに受託いたしております。

また、特定健診や、あとワクチン予防接種事業等を推進し、歳入について、できる限り増加となるように努力していきたいというようなふうで考えております。以上のような形で進めさせていただいております。

#### ○22番（前田芙美子君）

ありがとうございました。

今、福祉部長からお話がありました地域密着の複合型計画というのを少し教えてください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

複合型サービスでございますが、これは新しく始まった制度でございますが、従来から小規模多機能型居宅介護というのが地域密着型でございますが、それプラス訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスと組み合わせて提供していただく。そういった内容でござ

います。

○22番（前田芙美子君）

はい、わかりました。

では、独居、つまりひとり住まいの方が、真夜中に苦しい、死にそうという訴えがあり、在宅医が飛んでいくと何ともない、ただただ心配で不安で寂しくて呼んだという場合があります。ドクターの「大丈夫だよ、呼んでくれても私はすぐ行くから」という一言で、本当に元気になれるということがあります。

つまり、要介護高齢者の在宅生活を支える在宅診療をされているドクターは、市内ではどのくらい見えますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在、申しわけありませんが把握をいたしておりませんので、よろしく願いいたします。

○22番（前田芙美子君）

今回の制度改正の中で、30分程度の時間で医療と介護サービスを適正に提供することが地域包括ケアシステムです。2025年までにこれを確立することを目指していますが、愛西市ではどうでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

高齢化の進展によりまして、医療ニーズの高い高齢者が増加するということは、当然見込まれることとございます。医療と介護の連携というのは、高齢者を支えていく上で、ますます重要になるというふうに思っておりますので、これからもそういったことにはしっかりと取り組んでいきたいと、そんなことを思っているところでございます。

○22番（前田芙美子君）

今回の改正で目玉だった24時間サービスというのが全国で34事業所しか行われていないそうです。愛西市はどうでしょうか。24時間サービスをしている事業所ってありますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

まだちょっと聞いてはおりません。

○22番（前田芙美子君）

ありがとうございます。

じゃあ最後ですけど、将来の介護職員の不足とか、資格制度、今もただのヘルパー2級ではなくて、介護福祉士を持ってなきゃいけない、仕事ができない、役職がもらえないというような状況ですが、今後どうなりますでしょうか、介護職員の不足について。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の改正におきましても、そういった報酬等の加算制度が設けられておりまして、人材の確保ということの一助になればということを考えておるところでございますが、今後とも、そういった国の政策等もございしますが、そういったものも注目をしていきながら充実に努めていきたい、そんなことを思っているところでございます。

○22番（前田芙美子君）

ありがとうございます。

では次に、直営診療所施設の八開診療所ですが、薬代が400万減ったということ、とてもうれしく思います。あと、健康診断をふやされたということ、本当に赤字解消のために努力をしていただいていると受け取れました。これからも、少しでも赤字が出ないように、黒字とまではいいませんけれども、プラス・マイナス・ゼロになるような努力をしていっていただきたいと思います。ただ、患者さんがふえるというのは病気になられるということで、余り歓迎はできませんが、それ以外の大勢の方に診療所に来ていただいて、余分なお金は余り出さないような努力を今後もしていっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（加賀 博君）

これで22番議員の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をとらせていただきます。再開は4時55分といたします。

午後4時45分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位9番の16番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

○16番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、市の防災対策、減災の取り組みについて、通学路の安全対策の2項目について質問をさせていただきます。

最初に、防災、減災の取り組みについて質問いたします。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に発生する確率は、東海地震は88%、東南海70%程度、南海60%程度と発表しています。近い将来、巨大地震が発生する確率が日本で高いのは東海地方であります。静岡県の駿河湾から九州沖まで西日本の太平洋沖に延びる海底の溝「南海トラフ」で起きる巨大地震について、国の有識者による南海トラフの巨大地震モデル検討会が、最大で震度6弱以上の地域が全国の自治体の3割を超えるなど、新たな想定を4月に発表されました。

その中で、3連動地震の想定は、従来震度7が7県35市町村が、今回10県153市町村に拡大し、南海から四国、九州の太平洋沿岸まで延びました。津波についても、従来なかった20メートル以上の高さが想定される自治体は、6都道府県23市町村と地域が大きく広がり、被害は東日本大震災を超えると言われております。

こうした中、防災対策、減災の取り組みは大変重要であります。本市においても、防災、減災対策はしておりますけれども、今回はその中で幾つか絞って質問をいたします。

小項目1としまして、住宅耐震の取り組みについて。

初めに、本市の木造住宅耐震診断の現状と耐震化率についてお伺いします。また、木造住宅耐震改修工事の現状についてもお伺いします。

続いて、今年度から取り組む耐震シェルター、防災ベッドの申し込み状況についてお伺いします。

次に、昨年度から実施されました家具転倒防止金具取付事業の実績と取り組みについてお伺いをいたします。

小項目2としまして、学校施設内の取り組みについて。

学校の耐震化については、体育館や校舎といった構造体の改善が進んだ反面、天井材や照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化のおくれが目立っております。地震発生日時によりましては、子供たちの大惨事を招きかねない。そのためにも、天井の部材や照明器具の落下、戸棚から備品の落下や転倒、窓ガラスの破損などの点検や耐震対策をしなければなりません。どのような方法で点検して取り組んでいるか、お伺いします。

次に、空き教室への備蓄品の進捗状況についてお伺いをします。

小項目3といたしまして、災害時要援護者登録の現状についてもお伺いします。

4番目としまして、民間避難所ビルについての進捗状況についてお伺いします。

5番目としまして、災害時の井戸水について、自主防災会の役員さんからどこにあるのかと聞かれることがあります。市内には井戸を所有している方がいますけれども、井戸水の設置状況についてもお伺いします。

6番としまして、防災士についてお伺いします。

愛西市の地域防災計画の第1章に自主防災組織の育成計画について、地域防災の中心として情報の伝達を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した実践的リーダーの養成をすとあります。防災のリーダーとして防災士という資格がありまして、2003年にスタートしました。背景には、阪神・淡路大震災の際に社会全体に広がりました市民防災の意識が高まったからであります。

防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格で、自助・互助・協働を原則とし、社会のさまざまな場で減災と防災力向上のため活動が期待され、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人のことです。本市においても、防災リーダー育成のために防災士の資格取得をする、目指す市民のために支援をしてはどうかお伺いします。

大項目2としまして、通学路の安全対策につきましてお伺いします。

まず小項目1としまして、交通に関する対策について質問いたします。

4月に京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に自動車が入り込み、10人が死傷する事故が起き、千葉県館山市や岡崎でも相次ぎ起きました。県内でも、昨年、登下校中に交通事故に遭ってけがをした小学生は82人、ことしも4月までに28人です。全国で登下校中に死傷した児童は、昨年1年間で2,485人に上りました。このような事故が起きていますけれども、愛西

市の取り組みについてお伺いします。

まず1点目としまして、通学路の交通事故の昨年、ことしの状況についてお伺いをいたします。

2番目としまして、子供が元気に登校している姿、笑顔は地域を元気に明るくします。その子供たちが安全に通学できる環境をつくることは、保護者や地域の願いであります。子供の視線での点検は重要であります。本市においての通学路の総点検、危険箇所の状況と取り組みについてお伺いします。

3番目としまして、市内を走っていると、横断歩道が消えかかっているのが目立ちます。また、市民の方からも相談を受けることがあります。信号機、歩道の設置、また横断歩道などの要望はどれくらいあるのか。また、対応についてお伺いします。

4番目としまして、スクールガードの活動状況についてお伺いします。

5番目としまして、狭い通学路に垣根が歩道にはみ出ている、車が通り危険な場所があります。垣根が植えてある持ち主は、市外の方であります。そのような場合の対応についてもお伺いをします。

小項目2としまして、防犯、不審者に関する対策についてお伺いします。

1としまして、安全マップの作成状況についてお伺いします。

2つ目として、防犯灯の設置状況について、暗くて困っている場所などの要望はないのか、お伺いします。

3番目としまして、青色パトロールカーの活動状況についてもお伺いします。

最後ですけれども、子ども110番の設置状況についてもお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席からお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

1点目の耐震診断の現状と耐震化率でございますが、平成14年度から平成23年度末までの耐震診断実績については、1,048戸が耐震診断済みとなっております。また、耐震化率につきましては、平成23年1月時点の数値でお許しをいただきたいと思いますと思いますが、市内の家屋の総戸数は2万1,194戸で、耐震性のある戸数は1万3,221戸で、率に直しますと62.4%となります。

2点目の耐震改修工事の現状でございますが、平成23年度末までに65戸が耐震改修工事を施工しております。

3点目のシェルター及び防災ベッドの関係でございますが、申し込み状況については、5月末現在、問い合わせ等はよくありますが、申し込み自体は、現段階ではゼロでございます。私のほうからは以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部のほうからは、家具の転倒防止の関係と災害時要援護者の登録の現状についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず家具の転倒防止でございますけれども、昨年1,298人、ひとり暮らしの高齢者の方に、

現状、並びにこの制度の周知、それから取りつけの申請等を行っていただいたわけですが、取りつけた人数につきましては261件でございます、全体の20.1%ということになっております。

また、本人または親族で既に取りつけておられる方、もしくは自分で取りつけると言われた方につきましては153件ございました。また、取りつける必要がないですか、家具がない、ふだん生活しているところに家具がないということだと思っておりますが、そういった方が515件でございました。引き続き今年度も周知には努めていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、災害時の要援護者の関係でございますけれども、現在、3月、4月で民生委員さんにひとり暮らし、あるいは高齢者世帯等の調査を行っていただきまして、その加除をしているところでございますので、登録人数につきましては、昨年6月30日現在ということでございますが、要援護者の人数は6,822人ということで、高齢者系が5,795人、障害者系が1,027人ということでございます。今年度につきましては、こういった名簿の地域への公開について確認をしていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

小項目2点目の学校施設内の取り組みという関係で、天井の部材や照明器具の落下、戸棚からの備品の落下、転倒、窓ガラスの破損など、非構造部材の点検方法はということのお尋ねでございます。

非構造物の点検につきましては、定期的安全点検等をして、毎学期に1回以上、防災設備を含めた施設を組織的に実施を学校で行っております。また、毎月1回、児童がよく使用する施設の点検を教職員により学校生活の中で実施をしております。

また、戸棚の備品の落下や転倒防止につきましては、各特別教室の棚につきましては作りつけの棚となっております。学校においては、授業の準備、片づけの折、毎回点検を行っておる状況でございます。

また、点検により発見された危険箇所につきましては、随時修理、改善をさせていただいておる状況でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは、まず1点目に空き教室備蓄品の進捗状況の関係で御質問をいただいております。

この備蓄品の進捗状況につきましては、各小学校に備蓄品を設ける場所の調査を教育委員会をお願いいたしまして、よろしいですよという回答をもとに現場を確認し、必要に応じた備蓄品を配置しておるという現状であります。

本年度、購入をしております食糧、あるいは食器、毛布、トイレなど、順次配備をしていきたいというふうに考えておりますが、まず八輪、開治小学校から各フリーズドライ600食、それからアルファ米200食、毛布100枚を、ことし配備をしていきたいなというふうに考えておりますし、他の小・中学校へも順次配備をしていく、そういった考え方で今後も進めてまいりたい

いというふうに考えております。

それから、4つ目ですね、民間避難所ビルの進捗状況についてということで、これは午前の近藤議員の質問でお答えをさせていただいておりますように、現在5つの施設と協定を締結させていただきました。また近々、2つの施設につきましては、協定の方向に向けて、今準備を進めておりますので、また先方の都合もありますので、そういった都合をお聞きしながら協定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、小項目の5つ目の災害時用井戸の設置状況の関係でありますけれども、今現在赤本ですか、地域防災計画の中には、たしか58カ所でありますけれども、災害用に活用できる井戸の設置場所を記載させていただいております。ちょっと調べてみましたところ、これは平成17年に防災計画に掲載しておるものでありますけれども、愛知県環境部から情報提供いただいたものを、その前後で県がアンケートを実施しております、これは事業者に対してですけれども、その災害時に井戸水として協力できるというようなものを集約した中で、愛西市としては58カ所ありますよという情報をいただいたものを、今防災計画に位置づけしておるという状況であります。

ただ、その後の、昨年もお答えしたとおり、県も追跡調査をしておりません。市としても追跡調査をしておりませんので、現状それが飲料水に適しておるかどうかということについては、現時点では不明な部分があります。現時点で、こういった1つの情報という用語弊があるかもわかりませんが、そういった情報という形で活用していただけたらなというふうに考えております。

それから防災士の資格取得に対して、市から支援をしてはどうかということでもあります。

防災士につきましては、議員のほうからNPO法人日本防災士機構が認定する資格であると。そして、自助・共助・協働を原則とした、そういった知識・技能を持った人に認められる資格ですと。ちょっと調べましたところ、受講料、資格取得に6万1,000円ほど費用がかかるということも調べてみました。

そして、防災士に期待される役割というものがあるわけではありますが、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減とか、災害発生後の被災者支援の活動、あるいは平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練、そういったケースケースに応じて携わっていただくというのが防災士ではないかなと、そういう資格を持った人じゃないかなと思っておりますけれども、ただ、民間の認定資格というのは一定的ではないという部分もありますので、午前中にも自主防災の関係でいろいろ申し上げましたけれども、当面は自主防災活動の充実など、いわゆる底辺の部分ですね、その足元の制度の充実を図っていきなというものが現時点での考えでありますので、その補助的なものについては、現時点では考えは持っておりません。

通学路の安全点検については、先に担当部長のほうからお願いします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

大項目2の通学路の安全対策についての中の教育部に関する関係の質問の中で、通学路における交通事故の状況というお尋ねの関係ですが、昨年の件数は、小学校で2件、中学校で2件

の報告を受けております。また、本年、現在のところ小学校の事故はございません。中学校での2件の事故の報告を受けておる状況でございます。

また、通学路の総点検の状況についてのお尋ねでございますが、こちらについても前回御質問をいただいたとおり、新学期が始まる都度、教職員が地区に分かれて、地区のスクールガードの方、PTAの役員の方、交通指導員の方々等の協力を得て実施をしているところでございます。

また、スクールガードの関係の活動状況をお尋ねいただきました。

スクールガードの活動でございますが、私どもで把握している団体並びに登録人員で申し上げさせていただきますと、小学校で15団体1,280名ほどの方が登録をさせていただいて御活躍をいただいております。なお、昨年、平成23年度の登録者が1,156名という状況の中で、前年対比124名の増となって、協力をいただいております。

活動内容としましては、通学路の安全パトロールや不審者及び危険箇所の情報収集、情報提供等でございますが、主には登下校の時間帯に合わせ、通学団と一緒に付き添いながら見守っていただいております。車の往来が激しい交差点での横断を見守っていただくなど、子供の登下校の安全について御配慮をいただいております。

また、防犯に関する対策についての中で、安全マップの作成状況についてお尋ねをいただきました。

市内の大多数の小・中学校が作成をしております。中には、昨年までの安全マップが古くなったため作成し直している学校もございます。必要にかんがみ、今後、作成に向け検討している学校も見受けられます。各学校がそれぞれの手法によって作成し、今後、作成していく段階もありますが、このように学校のほうで校区内の地図に示しておる状況でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

信号機、歩道の設置、横断歩道などの要望につきましては、要望がある都度、津島警察署へ協議をしております。しかし、愛知県公安委員会の見解では、特に信号機の設置につきましては、非常に難しい場合が多いのが現状でございます。横断歩道の新設につきましても、要望相談の翌年度に予算対応していただける場合もありますので、津島警察署と緊密に連絡を取り合って進めていきたいというふうに考えております。

要望件数につきましては、17年度から23年度までの間で、信号設置の要望が20件、実施件数が3件、歩道設置につきましては17件の要望がございましたが、これは実施はゼロでございます。横断歩道の要望件数については、24件のうち8件実施というふうになっております。合計で51件の要望で11件の対応をさせていただいております。なお、一時停止等については、できる場所は都度実施をお願いしております。

次に、歩道の設置につきましては、用地の確保が必要になる場合や、道路幅員等の条件があり、大変難しい問題もございます。狭い道路に垣根がはみ出している場合には、道路管理者として伐採依頼のお願いをし、適宜に対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

**○総務部長（石原 光君）**

防犯灯の設置の状況についての御質問でございますが、防犯灯の設置要望につきましては、御案内のとおり、総代さんからの要望をいただきまして、順次対応をしているのが現状でございます。

そして設置状況につきましては、新設が79基ございました。この数字を含めまして、きょう現在でございますけれども、地元管理分が6,138基、市直接部分でありますけれども、この防犯灯が821基ございまして、合計6,959基が防犯灯として設置されておるとい状況にあります。

そして、青色パトロールカーの活動状況の関係でございますが、現在、地域活動専門員が週4日、月曜日は佐屋地区、火曜日は佐織地区、木曜日は八開地区、金曜日は立田地区において、それぞれ庁舎を拠点にして、市内の警らのため、このパトロールカーを使用し、当然ながら不審者情報等がありましたら、曜日にとらわれず、その発生地区へ出向いて重点的に警らをしておるといのが現状の活動内容であります。以上です。

**○教育部長（水谷 勇君）**

子ども110番の設置状況という関係でございます。

子ども110番につきましては、ほとんどの学校は各学校の経路図に子ども110番の家ということでお店屋さんであれば屋号とか、位置を地図に落として通学途上の危険箇所、不審者情報が多い箇所等の情報を1つの地図にまとめて、子供たちやその保護者の方に一目でわかるような安全マップ、危険マップの作成を実施しておるところでございます。

教育委員会や市内の小・中学校より、児童・生徒の保護者に対して不審者情報や犯罪等の緊急情報につきましては、子ども110番の家やスクールガード等の登録者の方々にも、児童・生徒が緊急に避難できる場所として配信メールにて周知をしておるとい状況で、情報を流させていただきます。以上です。

**○16番（榎本雅夫君）**

それぞれの答弁、ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

耐震診断については、今年度も100棟の予算計上をされております。まだ始まったばかりで余裕があるかと思えますけれども、耐震工事については、今年度10戸ということで、先ほど部長は10戸は予算枠の申し込みがあったということですね。それで、まだ6月でありまして、当然、今後申し込みがふえるのではないかと、またふえるようでしたら補正予算などを組んで拡大してはどうかと思えますけれども、お伺いをいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

申し込みの状況に応じまして、そのような対応をお願いする必要があるかとは思っています。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございます。

耐震シェルター、ベッドについては、先ほども今のところ申し込みはないということであり、まだ始まったばかりということもありますし、いずれにしましても、改修には大きな予

算がかかると考えます。この取り組みにつきましても、部分的な耐震ということで、費用も大きくありません。私も調べましたら、メーカーさんによっては違いますけれども、いろいろ金額がありますけれども、皆さん耐震診断をして費用がかかるようであるんだったら、こういった制度を利用したいということも聞いていますので、今後、非常に関心があると思いますので、対象者に周知のお願いをいたします。

次に、家具転倒防止金具取付につきましては、さっき福祉部長のほうからも答弁いただいて、設置件数の数字を拾うと約20%だと思います。低い数字でありますけれども、取りつけられない理由については、いただいた資料を見ますと、取りつけたとか、あるいは必要がないとかいうことで、大体50%ですか。だけど、あと半数の人がいろいろ理由がありますけれども、その中で、その他という資料を見ますと20%近くおられるんですね。そういう方たちのどうしてなのかとか、あるいはそういう方をもう一度民生委員さんに再度お願いして取り組みを進めてはどうか。その辺、今後どのような取り組みをされるのか、お伺いします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

転倒防止につきましては、毎年度予算をいただいております。ことし、先ほどもシェルターとかベッドの話もありましたが、そういった新規事業もございまして、そういったこととあわせてPRしていこうというふうに思っておりますので、先ほど言われました20%の方も含めまして、新規で65歳になられる方もお見えになられますので、あわせてPRをしていきたいというふうに思っております。

#### ○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

そうしたら、次に、学校施設の件についてお伺いします。

ちょっと確認ですけれども、体育館は飛散防止フィルムは立田中学か八開ですか、今年度は。それ以外はもう済んでいるということでもありますけれども、校舎のガラスの飛散防止については、どのような計画といいますか、考えをお持ちですか、お伺いします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

大変ありがたい質問をいただきました。

市の方では、子供の安全を大切にということで、今回の予算は避難場所としての体育館を予算計上させていただいておりますが、今後、教室のほうにおける飛散防止のほうも取り組む予定でございまして、よろしくお願いたします。

#### ○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございます。

学校施設の質問ということで、教育部長に再度要望したいと思いますけれども、3月議会で、私は学校の屋上に落下防止のフェンスをして、避難場所にしてはどうかということでお聞きしました。困難であると、難しいという答弁でありました。しかし、学校の屋上を避難所にするということについては、今月でありますけれども、名古屋市では、東日本大震災を受けて防災対策の見直しを進める。港区、南区にある小・中学校53校を津波避難ビルにしました。そのうち20校

は屋上に落下防止フェンスがなかったり、屋上に上がる階段がないので、6月補正において7校を早急に設置し、あとは13年度中に整備を終える計画であることが報道されて、6月の中日新聞にも載っていました。

地域が違いますけれども、屋上に落下防止のフェンスをすることが、そういう取り組みがされる事例がありますので、愛西市でも、ぜひ今後検討していただくよう、要望いたします。

次に、民間避難所ビルについては、先ほど答弁もありました。それで、防災という関連で愛西市も53の公共施設の避難所があるわけなんですけど、そこに行く途中までの街路灯について、ちょっとソーラー式のLEDの街路灯を、その近辺といいますか、つけてはどうかといったことも提案させてもらいたいんですが、その点について、お考えをお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

避難所周辺の街路灯という御質問でありますけれども、避難所そのものには発電機も備えており、停電時に対応できる場所もあります。そして、その周辺地域の照明設備は、現状では全くありませんといっても過言でありますので、一部あるところもあります。LEDというお話もございましたけれども、やはりそういった蓄電機能付きの街路灯が製品であるということも承知はしておりますけれども、やはりそれを五十数カ所の避難所すべての周辺に整備するということになると、やはり経費的な問題が当然かかってくるわけありますので、今後、御提案いただきましたこの問題については、もうしばらく様子を見させていただきたいなというふうに思っておりますし、1つの御提案という形で承っておきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございます。

いずれにしても、停電になったときに自力で点灯するといいますか、緊急時の安全確保の観点からも、こういったソーラー式のLEDの街路灯を、今後また検討していただくよう要望いたします。

次に、井戸についてなんですけれども、先ほど調査はしていないということでもあります。先ほども言いました愛西市地域防災計画の中に、災害時の所有者85人、85カ所ですか、載っております。今後、今使われているか使われていないかというのもまだわからないところもあると思いますので、一度調査をして、例えば所有者の了解を得て、自主防災の役員とか、市民の方に周知することはできないのか、ちょっとお伺いをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

自主防災会を通じて、そんなような、こういった災害時の井戸というのがありますよと。一度、その辺を調査させていただくのも1つではないかなというお話を持ち出して、確認をするというのも手法としては1つではなかろうかなというふうに思っております。

県のほうでそういった水質調査をすべてやっていただくというのが一番いいわけですが、経費面も考えて。今お話がございました、そんなような調査ができるかどうかわかりませんが、これも課題というところえ方で整理をしたいというふうに思っております。

もう1つ、これは災害用井戸ではありませんけれども、あつてはいけませんけれども、大規模災害が発生した場合に、当然飲料水的な対応が求められるわけでありますが、その大規模災害時の給水については、学校避難所への県の送水管から仮設管を設置されているわけでありませぬけれども、その仮設管の給水栓を利用して、応急給水ができる。これは南部水道でもそうですし、要は器具を設置して応急給水ができるというような対応も、今年度、南水は器具の設置と申しますか、配備について、そういった対応も進めておりますし、私ども愛西市も八開、それから佐織もそういった県からの送水管、仮設の給水栓もありますので、今年度中には、そういった設置器具の対応も、あつてはいけません対応がとれるような状況をつくっていきたいということで、今進めておりますので、そういったことも1つ念頭に入れていただいたらなというふうに思っております。

#### ○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

この項目は終わりました、通学路のほうに行きます。

通学路の安全対策については、2人の方の質問がありました。この通学路の安全対策につきましても、私ども公明党の通学路安全対策プロジェクトチームということで、国会議員が5月16日に平野文部大臣に通学路の安全対策について緊急提言を行いました。

その中の1つは、先入観を持たずに子供の視点で全国の通学路の安全調査を実施すること。それから、文科省の指導で、警察庁などの関係省庁と教職員などの構成する通学路安全対策協議会、仮称でありますけれども設置をす。また、危険箇所改善のために、予算費の活用を含めた新たな対応を検討することなどの要請をいたしました。

本市の取り組みにつきましても、部長の方からも答弁がありました。通学路の点検、スクールガードの活動や、経済部長のほうからも要望などの対応を聞きました。個々については、また後日、危険場所や横断歩道、信号機の設置などについてはお尋ねをいたします。

いずれにしても、安全対策は子供の視点で通学路の総点検をしていただきまして、今後子供たちが安全で安心して通学できるような整備をお願いいたします。

次に、最後になりますけれども、防犯、不審者に対する対策について、1点だけお聞きをいたします。

この青色パトロールカーですね、活動につきましても、先ほど週4日、地区ごとに分けて活動、巡回をされているということでもありますけれども、私も何度も相談を受けたりしております。西保町の名探団地や西保から市江小学校に通う子供たちにとって、通学路の途中に田んぼが多くて、途中で家がないわけですね。子ども110番もありません、その間は。例えば学校と家とが離れている地域、子ども110番がないところに、登下校に青色パトロールカーを重点的に巡回できないか。この地域は、過去にも不審者が出ていると聞いたこともありますので、先ほど週4日の活動状況を部長のほうからも聞きました。水曜日が使用されていないようでもありますけれども、職員の方にも何人か、以前にも質問したわけなんです、数名の方がそういった講習を受けられて青色パトロールカーに乗れるということも聞きましたので、そういったこ

とも検討してはどうかと思いますけれども、お伺いします。

○総務部長（石原 光君）

1つの御提案ということで承っておきたいというように思っておりますけれども、そもそも市江学区、私も状況をよく承知をしております。議員のおっしゃるような家がないんですよね。全くないという状況であるということはよく承知をしております。ただ、じゃあ青色パトロールカーを回せば、それがすべて解決できるかというものでもありませんし、市江地区の状況はよく理解はしておりますけれども、それは通学路の問題、いろいろな問題があると思います。じゃあそこへ重点的に青色パトロールカーを巡回させるということも、他の地区でも同じような状況はあると思いますので、これも今すぐ、じゃあ議員の御提案のとおりやりますという答えは、ちょっと回答しにくい部分もありますので、1つの御提案という形で受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

いずれにしても1台しかありませんので、下校の地域全域を公平にパトロールするのは難しいと思いますけれども、今後、ふやすなりいろんな対応をしていただきたいと思います。

第1次愛西市総合計画の中の6つの理念の中の1つに「安心」というのがあります。その中の基本施策に、子供に安全な交通環境の整備をすると。防犯についても、子供を守ることができまらづくりを推進するとあります。これからも安全対策を前進させまして、子供を大事にする社会をつくっていくような取り組みを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで16番議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○2番（島田 浩君）

15分ほどあれば十分ですので。

○議長（加賀 博君）

時間は問題じゃないんですけど。

6時までには終わりますか。

○2番（島田 浩君）

はい、十分終わります。

○議長（加賀 博君）

このことは今回だけにしておきたいと思います。

次に、通告順位10番の2番・島田浩議員の質問を許可いたします。

○2番（島田 浩君）

失礼いたします。

議長のお許しをいただきました。一般質問を行わせていただきます。

もうしばらくおつき合ってください。よろしくお願いいたします。

近年、空き家問題について全国的に取りざたされております。愛西市は、この空き家問題、先々大丈夫なのか、現状をどのように把握してみえるか、お伺いいたします。

このところ、日本の総人口が急減し始めております。4月17日に総務省が発表した総人口の数は、前年より約26万人減少して1億2,780万人になったとありました。日本人だけ言えば、5年ほど前から減少傾向が続いていたが、総人口が減少したのは2005年、2009年に引き続き3回目、今後も確実に人口減少へ向かっていきます。日本人のゼロ歳から14歳までの若者は13.1%で過去最低だし、一方、65歳以上の老人は23.3%で過去最高になりました。愛西市も65歳以上の老人は約25%と愛西市全人口の4分の1で、日本はますます老人ばかりの国になろうとしています。

この人口減少や高齢化が空き家問題として社会的問題化しているのではないのでしょうか。全国的に2008年段階で757万戸の空き家があるそうです。そのうち、利用されていない一戸建ての空き家が181万戸あるそうです。

この空き家問題の原因の一つに相続も絡んでいるように私は思います。息子等が仕事の関係上、都市部で働き、実家を相続したものの実家には戻れず、やむなく放置しているケースも多いのではないのでしょうか。更地にするにも膨大な費用は免れません。固定資産税などのコストもかかってしまいます。こういったことも原因の一つと私は考えます。

人が住まなくなった家は早々に劣化が進み、まちに寂れた印象を与えます。周囲の生い茂った雑草や、伸びた木・枝など、景観上悪影響を与えるだけでなく、虫害が発生、不審者の侵入、放火や火遊びの対象になることも懸念されます。

冒頭に申し上げましたが、市としてこの空き家対策をどのように考え、どの程度現状把握をしてみえるのか、およその件数も交えてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず私のほうから、防犯という視点でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現状についてでありますけれども、全国的な空き家の状況については、議員がいろいろ申されたとおりでありますし、やはり都市部近郊においても、住宅が供給過剰により空き家率の増加が問題になっているということは、テレビ報道等でもされておりますので、その辺は承知をしております。

それで、愛西市の現状でありますけれども、現在まで統計的に空き家の状況を調査したということはございません。過去において断片的にはありますけれども、人が住まなくなった住居について、先ほど議員からもお話がありましたように、管理方法であるとか、将来的な取り扱いについての相談があったということは聞いております。

じゃあ、現状はどうだというふうにとらえてみますと、相談が非常に多くなったとか、近隣に迷惑を及ぼすような事例が、こと安全対策課のほうへそういったお話がふえてきておるとい

うような状況にはなっていないというふうに思っておりますし、そういうような目立った動きはないのではないかなと、そんなようなとらえ方をしているのが私ども安全対策課のとらえ方です。

ただ、火災予防という面からですと、その辺は若干数字的なとらえ方を消防署のほうはしておりますので、その点については消防長のほうからお答えをさせていただきます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、消防署で把握しております空き家の件数を述べさせていただきます。

消防署では、愛西市の火災予防条例第24条、空地及び空き家の管理で、空き家については「侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」と定めておまして、条例に基づき、毎年、空き家の調査・指導を行っております。

調査は11月から12月の枯れ草調査や、広報等の市内巡回時に実施しており、調査方法は、建物の概観や敷地内の状況などにより、空き家と思われる住宅は近隣住民の聞き取り調査などで確認しております。平成23年度に調査しました空き家の件数は225件です。この内訳は、佐屋地区100件、立田地区38件、八開地区30件、佐織地区57件であります。以上、よろしくお願いいたします。

#### ○2番（島田 浩君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする空き家対策条例というものを16都道府県31自治体が制定しているそうでございます。空き家対策条例の第1号は埼玉県所沢市と聞いております。管理が不十分な空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告や命令を行いまして、従わない場合は、所有者の氏名と住所を公表する規定を盛り込んだ条例を2010年7月に制定、20件の自主撤去に応じるなどの効果があったということでございます。

そして都道府県では、和歌山県が2011年7月に初めて制定し、この1月1日より施行されました。

愛西市は、この空き家対策条例が必要か否か、現状を踏まえてお聞きしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

空き家の管理条例を制定している、または検討している自治体の状況、今31自治体があるよというお話でありました。その31自治体の状況について、私どもも掌握をしております。そして、そうした自治体の制定しております状況を見てみますと、大きく3つの観点によって条例が作成されているように見受けられます。

1点目が、管理不足による周辺への悪影響。これは雑草、虫の発生、豪雪地帯の雪おろしや景観上の問題、それから不審者の侵入や火遊びの防犯、防災に関する懸念に対応するというものがまず1つ。

そして2点目は、もっと積極的に明らかに周辺に対し危害を及ぼす影響があると認められるものに対する、いわゆる行政代執行を行う措置まで考慮したものです。これは、以前、NHKのク

ローズアップ現代というテレビを見ていたわけですがけれども、大仙市が行政代執行をやっておるような放映もされていまして。そんなような1つの観点でつくられているもの。

そして3つ目が、先ほど申し上げました2点に加えまして、より積極的に都市整備まで視野に入れた総合的なまちづくりを進めていくという観点の中で、そういった空き家というものを整理していくと。

そのような大きく分けて3つの観点によって条例が制定されているんじゃないかなというふうに思っております。

そして愛西市の現状を見ておりますと、空き家の問題、火災予防の面で消防長のほうから件数が報告されましたけれども、まだまだ、その認識ですね。これは、やはり個人レベルの問題としてとらえられているのが一般的ではないかなと。そして、私人が所有する建物へは、実際、行政が積極的にかかわりにくいという特性も実はあるわけでありまして、やはり全国的な状況について、これは1つの、きょう一般質問された、これも提案という形の中で勉強はしていくことには変わりありませんけれども、そんなような状況の中で、きょう現在、条例を制定するという段階までには、まだ愛西市としては至っていないんじゃないかなというふうに考えております。

## ○2番（島田 浩君）

大変よくわかりました。ありがとうございます。

以前、私の一般質問で、住宅地周辺の枯れ草問題について質問させていただきました。この空き地、放置での枯れ草というものも、今回の空き家問題と共通する部分が多いかと思えます。そのときの消防長の答弁で、その空き地の所有者に対して積極的に枯れ草の除去を促進させるため、はがきを使い指導していると。忙しくて自分で枯れ草を除去できないという所有者に対しては、シルバー人材センターを初め、市内の業者情報も印刷して郵送していると前向きな答弁をいただき、除去率アップにつながったと報告をいただきました。

さきにも申し上げたとおり、空き家は放火や火遊びの対象となる懸念として、消防署はどういうお考えをお持ちか、お聞かせいただければと思います。

## ○消防長（横井 勤君）

それでは、火災予防ということですが、愛西市の出火原因は放火が毎年上位でありまして、昨年も45件の火災のうち、放火、放火の疑いが8件と約2割を占めております。また、市民へ放火されない環境づくりを呼びかけております。火遊びによる火災も、昨年1件、平成22年は2件と、ほぼ毎年発生しており、無人の空き家は火災危険が高いため指導も行っております。

指導の主な対象項目といたしましては、建物内への侵入防止、建物周囲の可燃物除去、敷地内枯れ草の除去がされていない場合でありまして、昨年では225件の空き家のうち33件に指導を実施いたしました。指導内容で多いのは、ひざ丈以上に繁茂した枯れ草が敷地内にある空き家が20件、玄関等の出入り口が破損、または未施錠の空き家は15件で、その他、家の周囲へごみ等の可燃物放置が5件であります。指導方法は、所有者へ是正通知文を送付して指導を行っ

ておりまして、今後も空き家の火災防止に努めていきます。

## ○2番（島田 浩君）

答弁ありがとうございました。

最後に、空き家バンクの創設は考えられないか、お尋ねしたいと思います。

ある山間部などでは、役所が空き家となった古民家のあっせん、農業への就労あっせんを行い、若い夫婦の定住の場所を提供する方法として、テレビ、雑誌等で紹介しているのを見ました。

愛西市においても、ある一定条件に合った空き家の所有者に、市の空き家バンクに登録していただき、市が仲立ちとなってあっせんする制度はできないのでしょうか。

また、それ以外に、例えば「空き家管理サービス」と称しまして、シルバー人材センターへの管理委託をすとか、シルバーが室内の清掃、草取り、庭木の剪定、管理等を行い、家主がいつ帰ってもすぐ住める状態で管理する制度でございます。

先ほど言いましたように、高齢化に伴い、これから空き家が多くなってくることが十分予想されます。市として、空き家バンクの創設について検討するつもりはないかお伺いします。

## ○総務部長（石原 光君）

空き家問題につきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、山間部、いわゆる過疎化や高齢化が極端に進んでしまうと問題が顕在化してくるものと認識しております。

そして、よくテレビ等で取り上げられております空き家バンク、これは高齢化というよりも山間部というお話も出ましたが、過疎化に対応した空き家対策のように感じております。そして、このようなケースは、もともと住居の不動産需要がなく、空き家が不動産としての価値が低かったり、先祖代々の住まいを売買することに、これはだれでもそうでありますけれども、罪悪感を持っていたりして、その結果、どうしようもなく放置されてしまうというのが現状ではなかろうかなというふうに思っております。

ただ、この愛西市に置きかえますと、まだまだ愛西市の場合は宅地需要もありますし、極端な過疎地とは状況が違っていると判断しておりますので、先ほど御質問をいただきました空き家バンクを設置しても、空き家対策に市として乗り出すという考え方については、現時点では持っておりません。

ただ、その質問の中にシルバー人材センターの活用というお話もございましたけれども、そのシルバー人材センターのサービスについては、庭木の伐採と、それは一考の余地はあるのではないかなというふうに現時点では思っております。以上です。

## ○2番（島田 浩君）

どうもありがとうございました。

空き家率が高まると、防犯を初めとする住居環境の著しい低下が起きることが研究者から指摘されております。また、上下水道などのインフラ整備やごみ収集などの行政サービスの効率も悪化して、自治体の財政事情を逼迫させることも事実であろうかと思えます。

伺ったところ、今現在は、さほど市としましては問題化されていないようでございますが、

いずれ空き家が問題化してくるときには、きょうの私の質問を思い出していただきまして、しっかりと向き合い、早目の対処をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これで2番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、あすは午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時56分 散会